

大田市過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

島根県大田市

目 次

1. 基本的な事項

(1) 大田市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 大田市の行財政の状況	6
(4) 大田市の持続的発展の基本方針	11
(5) 大田市の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	14
(8) 「大田市公共施設等総合管理計画」との整合	14

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	16
(3) 計 画	18

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	27
(3) 計 画	31
(4) 産業振興促進事項	33

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 計 画	36

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	43
(3) 計 画	45

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	52
(3) 計 画	55

7. 結婚・子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	57
(2) その対策	61
(3) 計 画	64

8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策	67
(3) 計画	68
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	69
(2) その対策	72
(3) 計画	74
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	76
(2) その対策	76
(3) 計画	77
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	78
(2) その対策	79
(3) 計画	82
12. 再生可能エネルギーの導入促進	
(1) 現況と問題点	83
(2) その対策	83
(3) 計画	84
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	85
(2) その対策	87
(3) 計画	88
14. 過疎地域持続的発展特別事業(一覧表)	90

1. 基本的な事項

(1) 大田市の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的諸条件の概況

①自然的概況

本市は、島根県のほぼ中央部に位置し、東は出雲市、西は江津市、南は飯南町・美郷町・川本町に接し、北部は日本海に面している。

総面積は 435.34k m²（県内 6 番目）で、北東から南西に伸びる海岸線は 46 km に及び、平坦部から山間部へと奥深い行政区域を有しており、南東部に標高 1,126m の三瓶山、南西部に 808m の大江高山があり、これを主峰とする連山に囲まれ山間傾斜地が多く複雑な地形を呈している。

河川は、三瓶川及び静間川のいずれも流路延長が長く山間地を縫うように走っており、この流域に耕地が開け、市街地が形成されている。

気候は、日本海型気候に属し、比較的温暖ではあるが、山間地域と平坦地域ではかなりの温度差がある。

また、地質的には白山火山帯に属することから、本市は多くの温泉に恵まれている。

②歴史的概況

本市は、出雲地域と石見地域の境界に位置しており、双方の文化の中継点として、更には、鎌倉時代末期に発見されたといわれる石見銀山遺跡を中心に発展し、中世末から江戸時代には、日本経済のみならず世界経済にも大きな影響を与えた地域として栄えてきた。

③社会的概況

本市は、地勢的に分類すると海岸部、市街地部、山間部に大別することができるが、その大半は中山間地域である。市内にある大小 500 余りの集落は、市の中心市街地を除き大部分が中山間地域に散在しており、高齢化の進行が著しく、集落機能の低下が懸念される集落も多く見られる。

道路網については、国道 9 号が海岸沿いを東西に J R 山陰本線と並進し、国道 375 号が南北に走っており、これら国道を結ぶ肋骨路線として、主要地方道・一般県道及び広域農道が通じ、市道と結ばれている。また、山陰道については、平成 27 年に全線開通した「仁摩・温泉津道路」に続き、平成 30 年に「朝山・大田道路」、平成 31 年に「多伎・朝山道路」が全線開通したところである。安来市から益田市までの全線開通に向け、現在、「大田・静間道路」から「福光・浅利道路」までの未開通区間において、事業に着手されている。

地域医療については、医療機関が集まる市街地では、一定程度の医療提供体制が確保されているが、中山間地域では診療所不在の地区が増えつつある。大田市立病院は、本市と邑智郡を含めた大田二次医療圏の中核病院であり、急性期医療を提供している。令和 2 年 5 月には新病院が開院し、政策医療を担う自治体病院として地域医療の中心的役割を担っている。

平成 30 年 4 月の大田市東部を震源とする震度 5 強の地震発生を受け、防災・減災につながる建物施設の耐震化などを進めるとともに、自主防災組織の設立を支援するなど、地域防災力の強化が図られている。

イ. 過疎の状況

本市の過疎化は、昭和 30 年代以降、急速に進行した。

昭和 30 年代後半から昭和 50 年初めにかけての過疎化は、国全体における高度経済成長や技術革新による農工間の所得格差、都市と農村の生活水準の差や若者の都会志向等をその原因として、人口の流出が続いたことにより起こったものである。

昭和 50 年代に入り、国全体として経済が低・安定成長に転換したことにより、本市の人口も微減若しくは横ばい傾向となったが、昭和 60 年を境に再び減少に転じた。これは、昭和 60 年代に本格的な高齢化社会を迎えたことに加え、低迷する第 1 次産業や産業構造の変化に伴う地域産業の衰退及び高学歴化、若者の就業ニーズの変化及び地域の受け皿の問題等から、依然として若者を中心に人口の流出が続いたことによるものである。

これまで、旧大田市・旧温泉津町・旧仁摩町においては、急激な人口の減少に一定の歯止めをかけるため、それぞれ昭和 45 年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」、昭和 55 年制定の「過疎地域振興特別措置法」、平成 2 年制定の「過疎地域活性化特別措置法」（旧大田市は暫定措置）及び平成 12 年制定の「過疎地域自立促進特別措置法」により、農林漁業の生産基盤、経営の近代化施設整備にあわせ、国道 9 号や主要地方道と集落を結ぶ道路交通網の整備、更には、創意工夫による産業振興や定住対策等の生産機能・生活環境の向上に資する措置を重点的に講じる中で、道路網をはじめ公共施設等、社会資本の整備を着実に進めてきた。

しかしながら、若年層の人口流出と市内における市街地への人口の集中には歯止めはかからず、また、これに伴い市内集落の多くが高齢化率 40%を超え、地域によっては集落機能の維持が困難な集落が現出するなど、極めて深刻な問題が発生している。

このような状況の中、令和 3 年度から令和 12 年度までを期間とする「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が新たに制定され、今後、本市が地域の活性化と持続的発展を図るため、県央地域の中核としての機能を支える都市基盤の整備を引き続き行うとともに、地域の次代を支える人材の確保・育成と、U I ターンの促進に向けた定住対策にあわせ、中山間地域における集落機能の維持・存続を図るための総合的な施策を実施する必要がある。

また、本市固有の財産である世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」や、日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史」及び「神々や鬼たちが躍動する神話の世界」をはじめとした貴重な自然的・歴史的資源を、各種産業や近隣市町にある資源等との有機的な連携を図り、新たな視点に立って、これらを活用していくことが本市の持続的発展に結びつくものである。

ウ. 社会経済的発展の方向と概要

本市の人口は、社会情勢や産業・経済構造の変化に伴う地域経済の低迷、加えて人

口の少子高齢化、若者の市外流出等により、昭和 35 年以降、急速に減少を続け、これに伴い、就業者人口も大きく減少してきた。

特に、本市の基幹的産業である農業をはじめとする第 1 次産業従事者は、高齢化の進行と他産業との所得格差による後継者不足、更には、漁業資源の減少による沿岸漁業の低迷等により減少し、今後もこの傾向は続いていくものと予想される。

また、第 2 次産業、第 3 次産業の就業者人口については、近年減少傾向にあり、その受け皿として、誘致企業や地場産業が重要な位置付けを担っている。しかしながら、本市においては、水産資源を利用した食品加工、縫製等、小規模零細な企業が中心であるため、人材の確保がなかなか進まないといった問題も抱えている。

このような状況の中、今後においては、地元の農林水産物を活用した農産加工の推進や、本市の持つ様々な地域資源を活かした産業振興を進めるとともに、若手後継者、経営者の育成を図るなど、地域主体の産業振興策を強化していかなければならない。

そのためにも、世界遺産の石見銀山遺跡や日本遺産をはじめとした本市固有の資源を活かしたまちづくりを進めるとともに、関係人口や交流人口の拡大、産業の活性化等、あらゆる面において大きな効果をもたらす高速交通網の早期整備が極めて重要となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移と動向

本市の人口は、昭和 35 年の国勢調査では 66,021 人であったが、その後、国の高度経済成長にあわせ、都市部への労働力供給をその原因として、若者を中心とした人口の流出減少が続き、平成 27 年国勢調査において 35,166 人となるに至った。

特に、昭和 35 年から昭和 45 年にかけての人口減少は著しく、この 10 年間で 14,546 人（減少率 22.0%）も減少している。

しかし、昭和 50 年を境に若年層の市内定住とＵターンの増加及び平均寿命の伸長により、微減ないし横ばい傾向に転じたものの、昭和 60 年以降現在に至るまでは再び減少となっている。

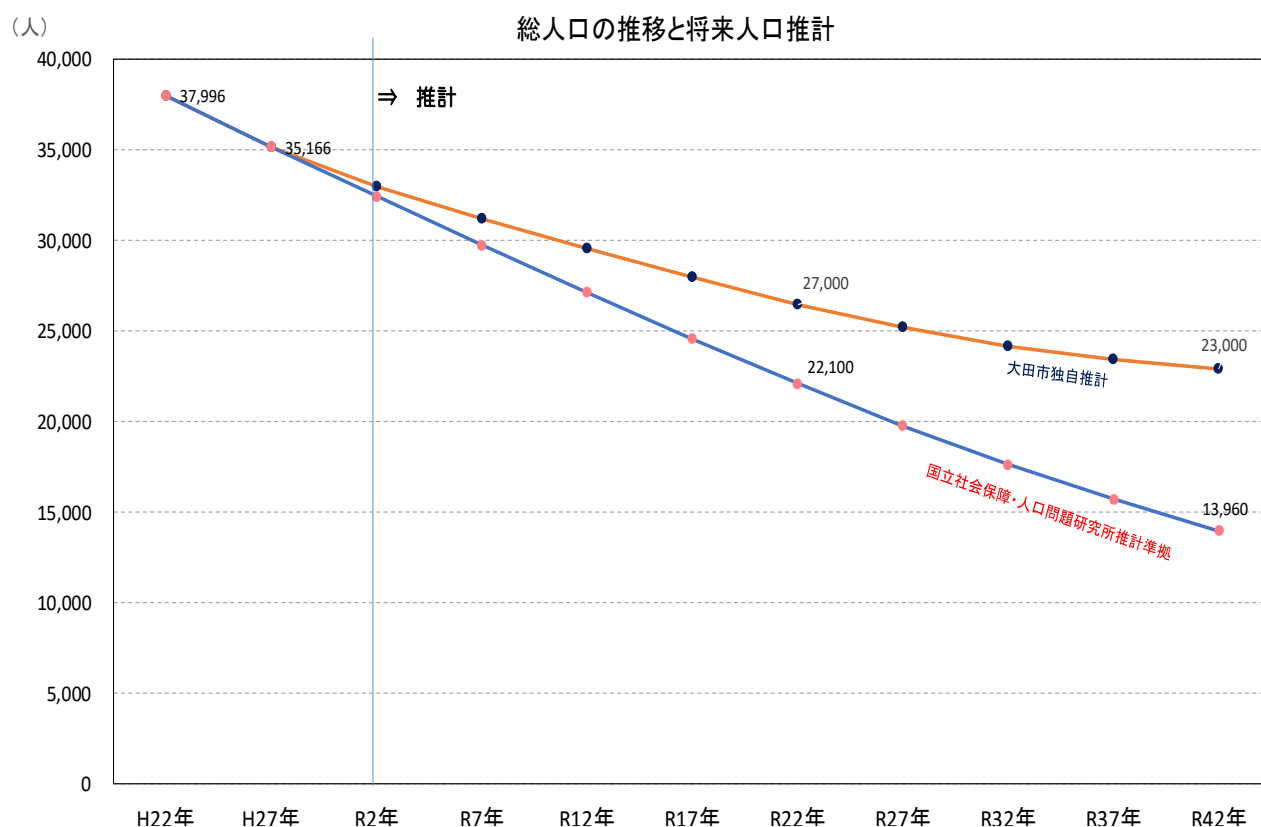
また、人口全体に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 27 年国勢調査の高齢者比率では、全国平均が 26.6%、島根県平均 32.1%であるのに対し、本市は 37.9%と高く、今後においても人口の減少傾向・高齢化が続くものと予想される。

これまでも、人口定住対策については、総合的に取り組んできたところであるが、人口の減少は地域の自立と活力を阻害する最大の要因であることから、今後においても若者の働く場の確保対策や人口減少の著しい地域の振興等、定住を促進するための新たな施策の展開を強力に進めていく必要がある。

○表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	66,021 人	49,433 人	△ 25.1 %	47,291 人	△ 4.3 %	40,703 人	△ 13.9 %	35,166 人	△ 13.6 %
0歳～14歳	21,709 人	10,247 人	△ 52.8 %	8,322 人	△ 18.8 %	5,009 人	△ 39.8 %	3,980 人	△ 20.5 %
15歳～64歳	37,898 人	31,177 人	△ 17.7 %	28,120 人	△ 9.8 %	22,337 人	△ 20.6 %	17,653 人	△ 21.0 %
うち15歳～29歳(a)	11,891 人	8,229 人	△ 30.8 %	6,101 人	△ 25.9 %	5,058 人	△ 17.1 %	3,349 人	△ 33.8 %
65歳以上(b)	6,414 人	8,009 人	24.9 %	10,824 人	35.1 %	13,357 人	23.4 %	13,345 人	△ 0.1 %
年齢不詳	0 人	0 人	- %	25 人	- %	0 人	- %	188 人	- %
(a)／総数 若年者比率	18.0 %	16.6 %	-	12.9 %	-	12.4 %	-	9.5 %	-
(b)／総数 高齢者比率	9.7 %	16.2 %	-	22.9 %	-	32.8 %	-	37.9 %	-

○表 1-1 (2) 人口の見通し (第2期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略より)



イ．産業の推移と動向

本市の産業は、農林漁業を中心とする第 1 次産業と、製造業及び土木建設業等の第 2 次産業、並びに商業、サービス業等の第 3 次産業が相互に関連して成立している。

第 1 次産業のうち、農業については、水稻を中心に畜産、果樹、施設園芸等の複合経営が主流であり、なかでも畜産業については、酪農、肉用牛、養鶏が盛んで管内農業産出額の大半を占めている。一方で、当地域は、沿岸部の平坦地域から南部の山間部の多様な自然に恵まれた地域であるものの、市域の大半を中山間地域が占めており、必ずしも土地条件に恵まれていないため、小規模・零細な経営が続いてきた。近年では、生産性及び所得の不安定に加え、農業就業者の高齢化、後継者不足等が進展していることから、農地整備を契機とした水稻作の省力化や意欲ある多様な担い手の確保、白ネギ、アスパラガス、ぶどうなどの収益性の高い作物の振興を図っている。今後は、農産加工の推進やブランド化などの高付加価値化を図るとともに、販売力の強化が課題となっている。

水産業については、沿岸漁業を中心に営まれており、近年、漁業資源の減少や魚価の低迷等により漁業生産額・漁業就業者が減少しており、漁業経営の基盤強化と水産資源の維持・回復が課題となっている。

第 2 次産業については、高い技術力を有する電子部品等製造業や人工皮革製造業の誘致企業や、独自の技術力を備えた市内企業が本市の製造業を牽引している。令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、生産活動は停滞していたが、徐々に企業の設備投資の増加や雇用環境の改善など回復の兆しを見せている。なお、水産資源を利用した食品加工、縫製等小規模・零細な企業については、総じて競争力の強化が課題となっている。

第 3 次産業のうち、商業については、少子高齢化・人口減少が進み地域の購買力が低下するとともに、県東部への購買客の流出や通信販売の普及などにより厳しい状況となっている。特に、J R 大田市駅周辺の中心市街地においては、郊外型の大型商業施設の出店や共同店舗の閉店等により、商業事業所数の減少が顕著である。

そこで、大田商工会議所等と連携し、令和 3 年度には「大田市中心市街地活性化長期計画」を策定し活性化を図ることとし、更に、空き店舗等を活用した出店を促進するための支援制度や、事業承継推進員の設置、若手経営者・後継者を対象としたセミナーの開催により、起業創業・事業継続を推進し、商業振興を図っている。

このような中、創業支援制度を利用した U I ターン者の新規起業は徐々に増えつつあり、また、インキュベーションルームを活用した I T 産業の新事業所が開設されるなど、今日までに I T 産業 7 社の企業進出があった。今後は、コロナ禍を契機として進展したテレワークやワーケーションなどの新しい働き方に適応した誘致活動により、新産業や雇用機会の創出を図る必要がある。また、観光等サービス業においては、世界遺産である「石見銀山遺跡とその文化的景観」、国立公園「三瓶山」、日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史」及び「神々や鬼たちが躍動する神話の世界」を中心に観光資源の磨き上げを行っているが、その価値を十分に伝えることができておらず、また、市内宿泊の誘導といった滞在を促し、観光消費額を高める取り組みが不足しており、三瓶温泉や温泉津温泉をはじめとした宿泊地の宿泊客の増加といった顕著な波及

は見られず、旅館等を中心として厳しい経営環境にある。

新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド（訪日外国人旅行）需要の回復が見込めない状況ではあるが、令和元年には訪日外国人客が年間 3,188 万人を超え、本市においても同年は過去最高の 5,760 人を記録しており、需要回復期に向けインバウンド事業を継続して進めることで、域内消費の回復・拡大が見込める。また、一般社団法人大田市観光協会は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、観光地域づくり登録法人（登録DMO）に登録され、新たなスタートを切っている。世界遺産登録 10 周年の平成 29 年以降、観光入込客延べ数が年々減少傾向で推移していく中、平成 23 年 7 月に設立した、三瓶山周辺自治体や県、関連団体等からなる協議会を中心として、国立公園満喫プロジェクトをはじめとする三瓶山を中心とした観光振興事業に取り組んでいる。

（３）大田市の行財政の状況

ア．行政の状況

昭和 28 年に制定された町村合併促進法の施行を機に、昭和 29 年に市制を施行して以来、4 次におたる合併を経てきた「大田市」と、昭和 29 年にそれぞれ町村合併をし、町制を施行した「温泉津町」、「仁摩町」が、平成 17 年 10 月 1 日に合併し、人口 41,728 人（住民基本台帳人口）、面積 436.11k m²（合併当初）の広範な市域を持つ新生「大田市」を形成するに至った。

本市の行政機構については、市域の拡大による新たな行政需要等に対応できるとともに、合併後の行政サービスに支障をきたさないよう留意する中で、合併による効果を最大限に発揮できる組織、機構として、平成 17 年 10 月 1 日現在において、本庁 7 部 3 局 42 課（室、局、署、場、センター）、2 支所（8 課）及び 1 病院、1 診療所を設置（職員数 868 人）したところであるが、行政需要の効率化等により逐次見直しがなされ、令和 3 年 4 月 1 日現在においては、本庁 9 部 1 局 50 課（室、局、署、場、センター）、2 支所（2 課）及び 1 病院を設置（職員数 792 人）している。

今日、行政に対する市民ニーズは、社会情勢のグローバル化やボーダーレス化とあいまって、多様化・高度化・複雑化しており、国・地方を問わず、より効率的な行政運営が求められている。これまでに平成 18 年 11 月に策定した「大田市行財政改革推進大綱」を基に行財政改革を進めてきたところであり、更に、令和元年 11 月には「第 4 次大田市行財政改革推進大綱」を策定し、事務事業の見直し、行政のデジタル化や「大田市公共施設適正化計画」の推進、総人件費の抑制等の行財政改革推進施策を実施している。

今後においては、人口減少・少子高齢化の進行や情報通信技術の急速な進歩等に伴い、市民の行政需要は更に増大し、ますます多様化していくことが予想され、より効率的かつ効果的な行政運営を目指すとともに、市民や団体、事業者などと行政が一緒になって、魅力づくり、持続可能なまちづくりを進めていく必要がある。

イ．財政の状況

本市は、道路や下水道等の遅れていた社会資本の整備、義務教育施設、定住促進に向けた各種公共施設の整備等、市勢の発展に資する戦略的なプロジェクトの推進に積極的に取り組む中、事業の選択と集中により財政健全化に向けた取り組みを進めてきた。しかし、従来から市税等の自主財源に乏しく、事業実施にあたっては、地方交付税、国県補助金等の依存財源を主体として、市債の発行や各種基金の取崩しにより、その財源を確保してきたところであるが、平成 30 年 4 月に発生した島根県西部地震の復旧・復興等に伴う多額の財政支出もあり、基金残高は平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間で約 23 億円減少した。

令和 2 年度末における地方債現在高（普通会計）は 311 億円に達し、実質公債費比率（普通会計）は 3 年平均で 12.7% となっており、更に、これまで整備してきた各種公共施設にかかる公債費や、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が市財政の大きな負担となっている。それに加え、耐震化への対応や将来的に見込まれる大規模改修等の更新費が、厳しい財政状況に拍車をかけることが危惧される。また、大田市駅前周辺東側土地区画整理事業等の大型プロジェクト事業の実施を控え、今後の財政運営は極めて厳しいことが予想される。

このような状況を踏まえ、今後の財政運営は、令和 2 年 10 月に策定した「中期財政運営方針」を基本としながら、一層の歳入確保に努めるとともに、歳出においては事業の取捨選択、優先順位付けにあわせ、経常経費の更なる節減を図る必要がある。

大田市の行政機構及び市職員数（除く特別職）

職員総数 792人

(令和3年4月1日現在)

市議会

事務局

局長

(3)

庶務係、議事係

(4)

(1)

政策企画部

部長

(29)

(1)

政策企画課

(9)

秘書係、総務管理係、政策企画係、広報広聴係

まちづくり定住課

(11)

まちづくり推進係、定住交通係

情報企画課

(8)

情報企画係、電子行政係、調査統計係

総務部

部長

(63)

(1)

危機管理課

(4)

安全防災係

総務課

(5)

総務管理係、庶務交流係、法令係

人事課

(9)

人事給与係

財政課

(7)

財政係、行革推進係

管財課

(11)

財産管理係、入札係、工事検査係

税務課

(23)

市民税係、資産税係、徴収係

人権推進課

(3)

人権推進係、男女共同参画係、市民相談係

健康福祉部

部長

(97)

(1)

地域福祉課

(12)

総務管理係、障がい者福祉係、保護係

子育て支援課

(6)

子育て企画係、保育所係

(34)

保育園(所)

子ども家庭相談室

(4)

子育て支援係、子ども家庭相談係

健康増進課

(13)

健康企画係、健康増進係、母子保健係

新型コロナウイルス
ワクチン接種対策室

(4)

医療政策課

(5)

医療政策係

介護保険課

(14)

高齢者福祉係、介護保険係、介護保険認定係、指導監査係

地域包括支援センター

(4)

地域包括支援係、医療介護連携係

環境生活部

部長

(34)

(1)

市民課

(15)

記録係、市民係、保険年金係

環境政策課

(7)

総務管理係、環境保全係、環境政策係

衛生処理場

(11)

庶務係、業務第1係、業務第2係、不燃物係

市長

副市長

産業振興部

部長

(45)

(1)

主査

(1)

産業企画課

(10)

総務管理係、企業誘致係、産業支援係

観光振興課

(9)

観光振興係、観光施設係

道の駅推進室

(3)

道の駅推進係

農林水産課

(15)

農畜産振興係、水産・鳥獣係、担い手支援係、基盤整備係

森づくり推進室

(5)

植樹祭推進係、森づくり推進係

建設部

部長

(44)

(1)

事業推進課

(12)

総務管理係、国県事業推進係、用地係、地籍調査係

都市計画課

(5)

都市計画係

区画整理推進室

(5)

事業調整係、都市整備係

建築営繕課

(8)

建築指導係、営繕第1係、営繕第2係、住宅係

土木課

(13)

工務係、維持係、施設管理係

上下水道部

部長

(28)

(1)

管理課

(8)

管理係、業務係

水道課

(10)

計画係、施設第1係、施設第2係

下水道課

(9)

建設第1係、建設第2係、施設管理係

消防部

部長

(83)

(1)

総務課

(6)

庶務係、経理係

予防課

(4)

予防係、危険物係

警防課

(3)

救急係、警防係

通信指令課

(9)

通信指令1係、通信指令2係

大田消防署

(33)

救急救助1係、消防1係、予防1係

救急救助2係、消防2係、予防2係

(8)

三瓶出張所

西部消防署

(19)

警防1係、予防1係、消防1係、警防2係、予防2係、消防2係

温泉津支所

支所長

(6)

【政策企画部長】

市民生活課

(6)

市民生活係

仁摩支所

支所長

(6)

【政策企画部長】

市民生活課

(6)

市民生活係

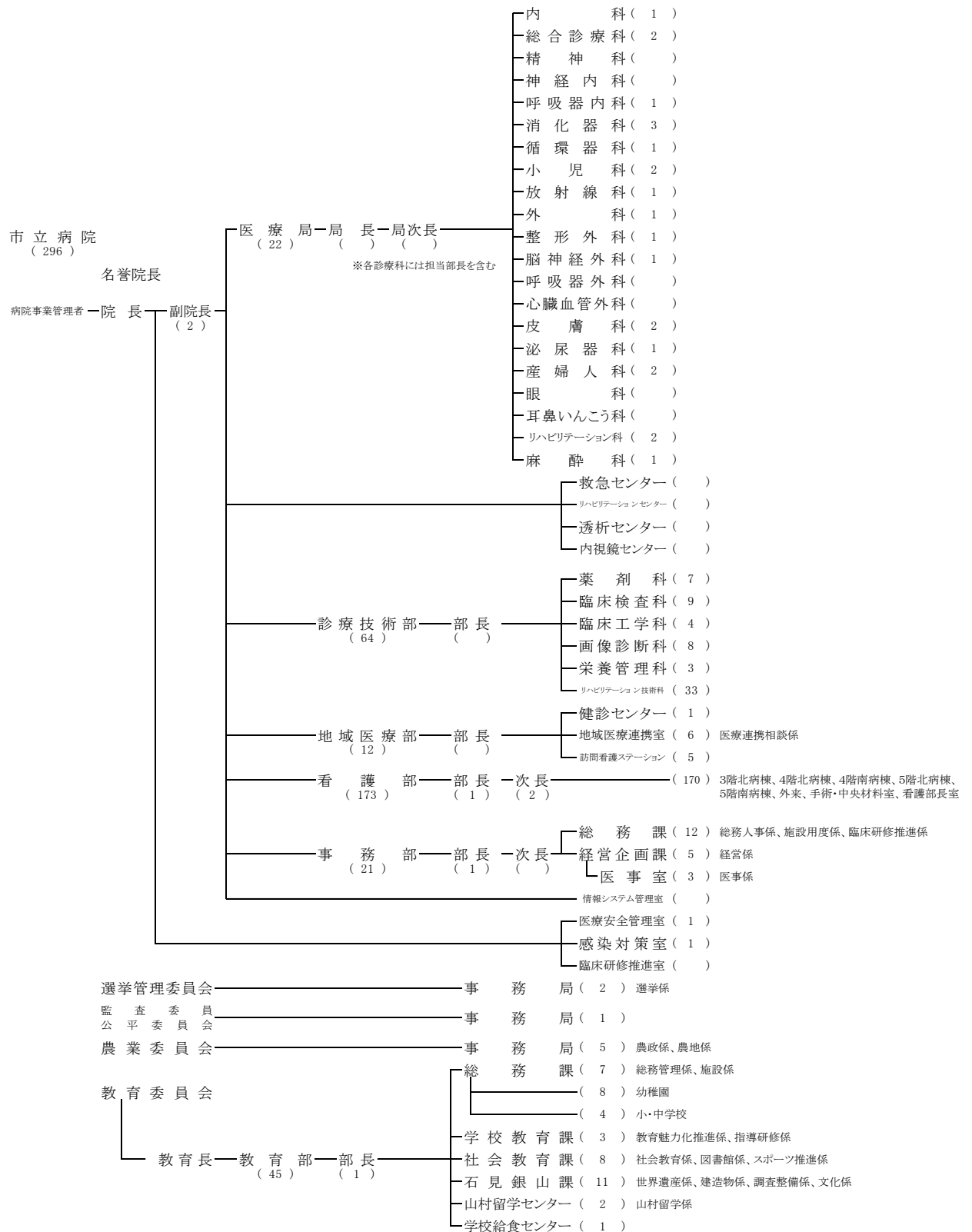
会計管理者

(1)

出納室

(3)

出納係



	全体	病院	その他
局	1	1	0
部(支所、局)	16	4	12
課(局、室、所、場、科、センター)	100	48	52
係等	134	6	128
保育園(所)、幼稚園	8	0	8
職員数(除く3役、病院事業管理者)	792	296	496

(県派遣職員を含む)

○表 1-2 (1) 市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	24,073,115	25,129,998	26,732,077
一 般 財 源	15,033,790	15,164,249	14,348,458
国 庫 支 出 金	2,730,072	2,403,156	2,859,343
県 支 出 金	1,525,448	1,659,587	2,086,871
地 方 債	2,977,900	3,029,900	3,716,900
うち 過 疎 債	774,300	395,400	1,857,500
そ の 他	1,805,905	2,477,706	1,863,005
歳 出 総 額 B	23,322,752	24,750,705	26,305,775
義 務 的 経 費	11,571,078	12,332,787	12,078,770
投 資 的 経 費	3,437,702	3,437,702	4,250,917
うち 普 通 建 設 事 業	3,022,022	3,150,760	4,046,156
そ の 他	8,313,972	8,980,216	9,976,088
過 疎 対 策 事 業 費	1,114,904	517,738	2,355,927
歳 入 歳 出 差 引 額 C (A - B)	750,363	379,293	426,302
翌年度へ繰越すべき財源 D	257,795	101,470	39,845
実 質 収 支 C - D	492,568	277,823	386,457
財 政 力 指 数	0.290	0.278	0.288
公 債 費 負 担 比 率	24.0	21.5	20.2
実 質 公 債 費 比 率	19.6	13.9	13.8
経 常 収 支 比 率	86.8	92.0	98.1
将 来 負 担 比 率	112.2	91.2	105.4
地 方 債 現 在 高	33,782,005	33,661,494	30,585,053

ウ. 公共施設の整備状況

主要公共施設の整備状況は、次の表のとおりである。

○表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市道					
改良率 (%)	17.5	31.4	39.3	47.0	48.3
舗装率 (%)	51.0	77.3	84.8	87.9	88.4
農道 延長 (m)	—	—	—	259,441.0	264,183.0
耕地1ha当たりの農道延長 (m)	38.0	43.9	52.2	—	124.3
林道 延長 (m)	—	—	—	49,164	51,026
林野1ha当たりの林道延長 (m)	2.0	1.8	1.5	1.5	1.6
水道普及率 (%)	80.2	84.7	88.2	92.5	93.5
水洗化率 (%)	19.7	24.6	26.3	33.8	44.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	15.6	16.2	17.4	11.5	16.8

本市においては、これまでに遅れていた社会資本の整備や市民福祉と生活環境の向上及び若者定住促進を図るための諸施策を積極的に進めてきた結果、主要公共施設の整備水準は向上した。

しかしながら、総面積が 435.34k m²と広い上、地勢的にも市域の大半を中山間地域が占め、加えて大小 500 余の集落が散在していることなどにより、地理的条件の悪い地域において道路や上下水道施設等の整備が進んでいない状況にある。

今後においては、若者定住の促進を図っていく観点からも、生活インフラの更なる整備が必要となっているが、幼年人口の減少とこれに伴う総人口の減少が続く現状においては、これらの動向を見極め、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討した上で、整備を行う必要がある。

(4) 大田市の持続的発展の基本方針

本市は、平成 17 年 10 月の 1 市 2 町の合併を経て、平成 18 年度に「大田市総合計画」を策定し、「自然・歴史・ひとが光り輝く だれもが住みよい 県央の中核都市」の実現に向けてまちづくりを進めてきた。しかしながら、本市を取り巻く社会情勢は、社会・経済のグローバル化の推進、本格的な人口減少社会への突入など大きく変化しており、市民のニーズや価値観、地域の課題等も多様化・複雑化している。

これらの変化に対応しながら、市民・事業者・行政が「まちの将来像」を共有し、中長期的な施策を計画的に推進していくため、『子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち “おおだ”』を将来像とする「第 2 次大田市総合計画」を平成 31 年 3 月に策定した。この目指す将来像の実現に向けて、子どもから高齢者まで、年齢、性別、職業、国籍などを問わず、様々な人が、一緒に楽しく夢を語り合いながらアイデアを創り、市民・事業者・行政等、‘おおだ’に関わるすべての人たちが一緒に汗をかきながら、ひとつずつ形にしていける『共創』によるまちづくりを基本姿勢とし、「6 本の基本方針」を掲げ、将来にわたり過疎地域を持続可能なものとするために SDGs の理念と目標を共有しながら、それぞれの分野で人材の育成・確保を図り、各施策を展開することとしている。

第 2 次大田市総合計画における 6 本の基本方針

I 産業づくり ー多様で活力ある「産業」をつくるー

1. 地域経済が活性化する環境づくり
2. 企業の振興による活力ある地域づくり
3. 世界から愛される観光都市づくり
4. 稼ぐ農林水産業による地域経済の活性化
5. 若者を引きつける多様な働き場の創出
6. 未来を担う産業人財の育成と確保

Ⅱ 豊かな心づくり ―ふるさとを愛する「豊かな心」をつくる―

1. ふるさと愛と生き抜く力を育む学校教育の推進
2. 主体的に地域を担う人材の育成
3. 自然、歴史、伝統文化の継承と魅力向上
4. 芸術文化の振興
5. スポーツ活動を通じた心身の健康と充実したスポーツライフの推進
6. ふるさとの自然と文化を活用した交流の促進

Ⅲ 暮らしづくり ―だれもが住みよい「暮らし」をつくる―

1. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり
2. 生涯を通じた健康づくり
3. 地域を守る医療体制の充実
4. 地域の支え合いの中で安心して暮らし続けることができる社会の実現
5. 心豊かに誇りをもって共に暮らせる社会の実現

Ⅳ 都市基盤づくり ―くらしや交流を支える「都市基盤」をつくる―

1. 魅力的で活気ある都市環境の形成
2. 交流を支えるネットワークの形成
3. 暮らしの安全を守るまちづくりの推進
4. 災害に強いまちづくりの推進

Ⅴ 自然・生活環境づくり ―人と自然が共生した「自然・生活環境」をつくる―

1. 自然と共生した生活環境づくりの推進
2. 循環型社会の構築
3. 地球温暖化対策の推進
4. 飲料水の安定的な確保と供給

Ⅵ 持続可能なまちづくり ―協働・共創により「持続可能なまち」をつくる―

1. 協働・共創のまちづくりの推進
2. 小さな拠点づくりの推進
3. 移住・定住の推進
4. 効率的な行財政運営と改革の推進

(5) 大田市の持続的発展のための基本目標

ア. 人口に関する目標

日本全体における急速な少子高齢化等による人口減少、首都圏への人口の過度な集中が進行する中、人口減少問題に的確に対応していくため、「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、本市においても平成 27 年度に「地方人口ビジョン」及び「第 1 期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～令和元年度）」を策定し取り組みを進めてきた。

しかし、人口減少、首都圏への一極集中が是正されない中、第 1 期の総合戦略の検証を踏まえて令和 2 年 2 月には、「第 2 期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定し、地域を担う人材を確保し魅力ある地域社会（まち）を維持・形成するため、4 点の基本目標と数値目標を掲げ、取り組みを進めている。

第 2 期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における 4 点の基本目標

基本目標 1 多様な産業を活性化し「はたらく場」をつくる

雇用創出 5 年間で 1,100 人

基本目標 2 ふるさとを愛する豊かな心をつくる

社会や地域を良くしたいと考える児童・生徒の割合 60%

基本目標 3 だれもが住みよい暮らしをつくる

出生数 5 年間で 1,250 人

基本目標 4 協働・共創により持続可能なまちをつくる

社会増減 5 年後に△100 人

「第 2 次大田市総合計画」における 6 本の基本方針と「第 2 期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における 4 点の基本目標・数値目標を本市における持続的発展に向けた基本的な柱として掲げ、各種事業に取り組むこととする。

第 2 次大田市総合計画

【計画期間】令和元年度～8 年度
大田市が取り組む『まちづくり』の最上位に位置する計画。

大田市過疎地域持続的発展計画

【計画期間】令和 3 年度～7 年度（前期）

産業や医療、教育などの施策に取り組み、地域が抱える様々な課題を解決し、過疎地域から脱却する持続的発展のための計画。

【ハード及びソフト事業】

第 2 期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【計画期間】令和 2 年度～6 年度
人口減少克服と地域振興・活性化のために大田市が目指す方向性や推進施策を示したものの。

【ソフト事業中心】

※ハード事業…施設・道路整備など形として残る事業。ソフト事業…サービス提供などの事業

イ．財政力に関する目標

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和 2 年度決算において 96.7% となっており、危険ラインとされる 90% を超えている状況にある。今後、人口減少等による地方交付税や市税の減収が見込まれるなど、財政運営は一層厳しさを増すと予測される中、令和 7 年度決算において 93% 以下（平成 30 年度類似団体平均：93%）とすることを目標として、経常的経費の縮減に踏み込み、弾力性のある財政構造への転換を図る必要がある。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の上位計画である「第 2 次大田市総合計画」及び「第 2 期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、基本計画、基本目標の達成に向けた評価指標を定めており、毎年度、外部有識者で構成する「大田市総合計画・総合戦略等推進会議」において、事業効果の評価・検証を行い、事業等の見直しにつなげているほか、検証結果を公表している。

本計画における施策は、上記、総合計画や総合戦略と整合性を図っていることから、総合計画及び総合戦略の評価・検証をもって、本計画の達成状況の評価とするものである。

（７）計画期間

この計画は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（８）「大田市公共施設総合管理計画」との整合

本計画では、「大田市公共施設総合管理計画」における基本方針を踏まえ、公共施設等の整備に努めることとしており、記載された全ての公共施設等の整備については、整合性を図っている。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

1. 移住・定住

日本の人口が平成 18 年をピークに人口減少社会に入中、本市においては、「第一次定住促進ビジョン」「第二次定住促進ビジョン」に基づき、各種定住施策を展開し、「第二次定住促進ビジョン」の目標値として掲げた「年間 200 人、5 年間で 1,000 人の U I ターン者の確保」は概ね達成できた。しかしながら、少子高齢化、人口減少は依然として続いており、平成 18 年から令和 2 年までの 15 年間の人口動態の平均は、自然動態では年間 365 人程度の減、社会動態では年間 170 人程度の減となっている。

今後も、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域を実現するため、特に、年齢階層別人口で男女とも 20 歳から 24 歳が最小値となっていることに注目し、若者・女性の移住定住に重点を置き、「第 2 次大田市総合計画」及び「第 2 期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域独自の資源を効果的に活用しながら、定住施策を強力に推進していく必要がある。

2. 関係人口

人口減少などにより地域の活力が衰退する中、地域外交流の促進は、地域に活力をもたらすとともに、担い手の不足が進む地域においては、人材の育成や確保につながると期待される。特に、移住や観光だけでなく様々な形で地域と関わりを持つ「関係人口」は、地域の新たな担い手として期待されており、市出身者をはじめとした本市とつながりのある人の輪を広げ、深めていく必要がある。

3. 地域間交流

①国内外交流

本市は、昭和 62 年 11 月 14 日に「大韓民国大田廣域市」と姉妹都市縁組を締結し、青少年交流、文化交流を中心に友好を深めてきた。また、韓国理解のための講座も継続して実施しており、市民個々の韓国に対する関心や理解が深まってきたといえる。しかしながら、今日の社会・経済情勢を主因とする民間組織の活動停滞により、民間交流は一部の団体に留まっている状況である。

また、近年はグローバル化の伸展により、外国人住民が増え続けており、本市においても増加傾向にある。このような状況の中、互いの文化的な違いを認め合い、同じ生活者であり地域住民であることを認識し、地域社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」社会の実現に向けた取り組みが求められている。

一方、国内においては、平成 2 年 4 月 14 日に井戸平左衛門公の縁により「岡山県笠岡市」と友好都市縁組を締結し、両市のロータリークラブ、文化・スポーツ団体等が継続して交流しているとともに、新たな団体同士の交流も始まっている。

更に、令和 2 年 4 月には友好都市縁組締結 30 周年を迎え、一層の交流促進が求められている。

②山村留学の推進

本市では、北三瓶地区をフィールドとして、平成 8 年から学校の休業期間に短期山村留学事業を実施し、平成 16 年からは、新たに整備した山村留学センター「三瓶こだま学園」を拠点として、1 年間を通じた長期山村留学事業を実施している。令和 2 年度末現在では、長期生は 101 人（延べ 200 人）、短期参加者は延べ約 6,900 人を受け入れ、長期生 O B の中からは、島根県内の高校・大学への進学者、Uターンし家族を持たれた方、短期留学事業催行時などのボランティアスタッフとして参加される方が増えてきている。

今後は、長期生と短期参加者を確実に確保するため、更なる情報発信が必要である。また、自然体験活動などを下支えするボランティアスタッフの確保と管理運営手法の検討が課題である。

4. 人材育成・確保

社会情勢の変化に伴い、地域住民の公共サービスに対するニーズは拡大・多様化しており、行政だけでは対応できなくなっている。こうした中、市民の参画による「新たな公共サービスの担い手づくり」を進めており、それぞれの地域で、市民や各種団体が中心となった公益的な取り組みが見られるようになった。今後は、これらの取り組みを更に効果的に進めるため、地域全体で連携し、主体的に取り組む組織を育成していく必要がある。

また、地域の担い手やリーダーが減少する中、地域コミュニティや地域活動の維持が困難な状況が増加している。

(2) その対策

1. 移住・定住

- (1) U I ターン者等への支援事業推進により定住促進を図る。
- (2) 定住コーディネーター等の配置により都市部等からの移住・交流を促進する。
- (3) 空き家バンク制度を推進し、ニーズに沿った支援を行うことで移住者を増やすとともに、定住に向けた支援を行う。
- (4) 恵まれた自然・歴史環境に立地している幼稚園・保育所・認定こども園・小・中・高等学校の更なる魅力化により、移住の受入れを行い、定住につなげる。
- (5) 各種イベント・交流会等の開催による出会いの場の創出を支援する。

2. 関係人口

- (1) ふるさと納税については、今後も本市のファンを増やすため、共感してもらう寄附金の使い道の構築や積極的な情報発信を行い、本市の魅力を P R できる返礼品の開発を図る。
- (2) 本市とつながりをもってもらうため、S N S の登録者を増やすとともに、興味・関心を引く魅力的な情報発信を行う。

3. 地域間交流

①国内外交流

- (1) 姉妹都市「大田廣域市」との交流については、青少年の国際理解と両市の友好親善のため、引き続き中学生交流事業を実施するとともに、韓国理解のための講座を実施し、市民の国際理解を深める。また、民間レベルの交流を進めるとともに、交流団体の育成に努める。
- (2) 歴史等でつながりを持つ自治体と連携を深め、相互交流を促進することで、地域の活性化につなげる。
- (3) 多文化共生社会の実現に向け、まちづくりセンター等と協議を行い、地域社会で暮らす外国人住民に対する理解を促進するための講座を開催する。
- (4) 友好都市「岡山県笠岡市」との交流については、幅広い世代や、文化・スポーツ団体等の民間団体交流を引き続き促進する。
- (5) 姉妹都市等からの修学旅行生など学生の田舎体験、大学等のフィールドワークや共同研究の場の提供により、若者に本市への興味を深めてもらう。

②山村留学の推進

- (1) 山村留学事業の魅力化を推進する手段としてSNS等を活用した情報発信と島根県教育魅力化プロジェクト（しまね留学・地域みらい留学）との連携を強化する。
- (2) 市内外の小中学生を対象とした山村留学センターを活用する魅力ある教育環境の創出に取り組む。

4. 人材育成・確保

- (1) 地域住民や各種団体などの参画のもと、自ら財源を確保するなど、主体的に地域課題の解決に取り組み、地域を運営する組織づくりを推進する。
- (2) 地域住民が主体となって、地域の目標や将来像、課題解決の取り組みなどを定めた地域ビジョンの策定を支援する。
- (3) 地域の新たな人材確保に向け、地域おこし協力隊や集落支援員を各地域に計画的に配置する。
- (4) 地域の計画づくりや課題解決の取り組みを支援する団体及びNPO法人などの育成を図るとともに、地域づくりへの参画を進める。
- (5) 持続可能なまちづくりに関する研修会を開催するなど、市民のまちづくりへの機運醸成を図る。
- (6) まちづくりリーダー研修会を開催し、地域活動の担い手やリーダーとなる人材の育成を進める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	定住促進事業 定住コーディネーター等の配置、都市部への情報発信、定住希望者の相談対応、空き家活用促進等	大田市	移住定住を推進することで社会減の改善を図る
		おおだ縁結びサポート事業 結婚支援相談員等の配置、出会いの場創出に向けた情報発信、結婚を希望する独身男女の相談対応等	大田市	婚姻を推進することで出生数の増を図る
		姉妹都市「大田廣域市」青少年交流事業 ホームステイや中学校での相互交流	大田市	多文化共生社会に対する意識醸成、幅広い視野をもって活躍する人材の育成を図る
		姉妹都市「大田廣域市」との交流促進事業 交流を行う市民団体等に対する助成	大田市	両国の友好親善、民間交流を図る
		友好都市「笠岡市」との交流促進事業 交流を行う市民団体等に対する助成、友好都市との交流イベントの開催	大田市	両市の友好親善、人的交流の促進を図る
		山村留学事業 長期留学、短期留学（夏・冬・春休み・子どもゆめ基金等）	大田市	大田市教育の魅力化の推進、関係人口と定住人口の増加を図る
	(5) その他	国際文化講座開催事業	大田市	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

1. 農業

①農業

本市の農業は、水稻を基幹に野菜、果樹、肉用牛等の複合経営が主流であるが、農地に占める水田の割合が高く、米の消費減少や価格の低迷の影響により、農業産出額の減少、農地の遊休化、担い手の高齢化による農業・農村全体の活力が失われつつある。また、鳥獣被害も近年増加傾向にあり、生産意欲の低下を招いている。

将来にわたり持続可能な農業生産体制の確立に向け、水田のフル活用の推進による飼料作物等による農地の高度化利用を進めるほか、「白ネギ」「アスパラガス」「ミニトマト」「ぶどう」の生産拡大を図る「水田農業高収益化推進計画 大田市産地計画」を策定し、水田における高収益作物生産の取り組みを関係機関と連携し、計画的かつ一体的に進めている。また、人・農地プランの地域の話し合いによる農地の効率的な利活用の検討を進め、農地の集積・集約化による優良農地を確保し、あわせて担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進を図る必要がある。

また、農村地域の高齢化と人口減少により、地域の共同活動によって支えられている農業の多面的機能の発揮に支障が生じていることから、基本的な農地、農業用施設の維持管理を支援し、あわせて中山間地の生産条件地の不利な面を補正する支援、スマート農業技術の導入推進、鳥獣被害抑制の対策等を一体的に進めることにより、担い手への負担軽減を図る必要がある。

一方、消費者のニーズは多様化する中、それぞれから求められる農畜産物の生産、加工、販売体制の強化が求められている。耕畜連携による環境に配慮した農産物の生産、6次産業化、少量多品目の供給体制の確立を図るとともに、地産地消を推進し、学校給食等への供給拡大が必要となる。

これらの取り組みを進めるためには、生産技術向上だけでなく、消費者ニーズの収集力、分析力、経営力など総合力が求められるため、認定農業者や農業生産法人、集落営農組織等の意欲と能力のある担い手を関係機関や団体が一層連携し、支援していく必要がある。

○表 3- (1) 専兼業別農家数 (資料：農林業センサス)

(単位：戸)

年次	総農家数	専 兼 業 別		
		専業	1 種 兼 業	2 種 兼 業
昭和55年	5,924	(15.2%) 899	(15.4%) 913	(69.4%) 4,112
昭和60年	5,300	(17.6%) 932	(10.8%) 571	(71.6%) 3,797
平成2年	4,426	(18.9%) 837	(7.2%) 317	(73.9%) 3,272
平成7年	3,955	(20.8%) 824	(10.4%) 409	(68.8%) 2,722
平成12年	2,284	(19.3%) 440	(8.3%) 190	(72.4%) 1,654
平成17年	1,753	(23.6%) 414	(7.8%) 137	(68.6%) 1,202
平成22年	1,436	(29.8%) 428	(7.7%) 110	(62.5%) 898
平成27年	1,098	(29.0%) 318	(9.3%) 102	(61.7%) 678

※平成12年より販売農家のみ計上

○表 3- (2) 農業就業人口 (資料：農林業センサス)

(単位：人)

年次	計	男女別		年 齢 階 層 別		
		男	女	16～29歳	30～59歳	60歳以上
昭和55年	7,341	(34.7%) 2,545	(65.3%) 4,796	(4.7%) 346	(44.7%) 3,283	(50.6%) 3,712
昭和60年	6,752	(36.0%) 2,428	(64.0%) 4,324	(3.8%) 253	(36.2%) 2,446	(60.0%) 4,053
平成2年	5,755	(37.7%) 2,171	(62.3%) 3,584	(2.5%) 147	(27.3%) 1,570	(70.2%) 4,038
平成7年	5,168	(40.2%) 2,076	(59.8%) 3,092	(3.2%) 164	(18.5%) 959	(78.3%) 4,045
平成12年	3,287	(42.7%) 1,404	(57.3%) 1,883	(4.3%) 142	(16.0%) 524	(79.7%) 2,621
平成17年	2,561	(45.7%) 1,171	(54.3%) 1,390	(4.6%) 117	(13.3%) 341	(82.1%) 2,103
平成22年	2,099	(48.3%) 1,014	(51.7%) 1,085	(3.6%) 75	(12.0%) 252	(84.4%) 1,772
平成27年	1,386	(53.7%) 744	(46.3%) 642	(1.1%) 15	(9.9%) 138	(89.0%) 1,233

※平成7年のみ年齢措置(16～29歳)は(15～29歳)の人数

※平成12年より販売農家のみ計上

○表 3- (3) 経営耕地規模別農家数 (資料: 農林業センサス)

(単位: 戸)

年次	総農家数	経営耕地規模別農家数					
		0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0ha以上
昭和55年	5,924	(53.1%) 3,144	(34.6%) 2,050	(8.5%) 506	(2.3%) 134	(0.9%) 54	(0.6%) 36
昭和60年	5,300	(54.1%) 2,864	(33.1%) 1,753	(8.4%) 445	(2.3%) 122	(1.3%) 71	(0.8%) 45
平成2年	4,426	(53.2%) 2,358	(32.9%) 1,454	(8.9%) 393	(2.5%) 110	(1.4%) 63	(1.1%) 48
平成7年	3,955	(54.0%) 2,134	(32.1%) 1,271	(7.9%) 313	(3.0%) 118	(1.6%) 64	(1.4%) 55
平成12年	2,284	(36.7%) 838	(43.7%) 999	(11.5%) 263	(3.1%) 71	(2.4%) 54	(2.6%) 59
平成17年	1,753	(34.5%) 606	(44.4%) 778	(11.7%) 205	(3.7%) 64	(2.8%) 49	(2.9%) 51
平成22年	1,436	(33.3%) 478	(42.8%) 614	(12.9%) 186	(3.8%) 55	(3.4%) 49	(3.8%) 54
平成27年	1,098	(31.7%) 348	(40.9%) 449	(13.8%) 152	(4.6%) 50	(3.8%) 42	(5.2%) 57

※平成12年より販売農家のみ計上

②基盤整備

本市の基盤整備率は60%に満たない状況であり、その大部分は、条件不利地域である中山間地の農地等で基盤整備が進まなかったことが要因である。また、高齢化が急速に進み、地域で後継者が不足し、個別農家で農地を維持管理することが難しい状況にある。

農地の維持管理に対して、農地整備事業の実施に伴う営農の組織化や農業生産法人化が積極的に行われているが、中山間地という条件不利地域においては、スマート農業やロボット技術の活用による農業生産の効率化、広域連携による営農組織の運営を図ることが必要である。

また、急速に拡大する耕作放棄地についても、農家の高齢化や不在地主、農業への魅力の低下等から発生しており、その対策が必要である。

更に、昭和40年から昭和50年代に築造された農業施設の老朽化が進み、減少する農家への維持管理にかかる負担の急増や、改修が必要な時期を迎えており、また、近年頻繁に発生する災害等への対応が必要である。

こうした農業を取り巻く様々な状況を緊急に打開することが大きな課題である。

③畜産

本市の畜産は、大規模農家については、スケールメリットを生かした経営で比較的安定しており、法人化や後継者の育成が進んでいるが、中小規模農家については、高齢化、後継者不足から、戸数、頭数とも減少傾向にある。また、牛乳消費低迷や安価な外国産牛肉の輸入、家畜伝染病防疫への対策等、営農の継続に影響を与えかねない問題も抱えており、畜産を取り巻く環境は厳しさを増している状況にある。今後、生産コストや労力の軽減、未利用資源の活用等により生産性の高い経営体の育成が必要である。

肉用牛については、小規模な繁殖農家が多くを占め、子牛は他地域へ肥育目的に供

給されている。全国的な繁殖農家の減少により、子牛は高値で取引されているが、そのため、肥育農家のコストは上昇し、経営を圧迫している。今後、地域内での繁殖・肥育の一貫生産を推進し、「石見銀山和牛」のブランド化を図るとともに、市内で生産された優良雌牛の地域内保留や、他地域からの優良雌牛の導入により、子牛生産基地としての市場評価を確立する必要がある。

また、輸入飼料の高騰が、生産コストの上昇につながり、畜産経営を圧迫する大きな要因となっている。安定的な飼料確保と農地の有効活用のため、耕畜連携による飼料用米・飼料用稲・作物の作付拡大や水田放牧等により、安定した畜産経営を図る必要がある。

更に、高齢化が進む中、労力軽減のため、ヘルパー制度やコントラクター（農作業受託組織）の活用により、ゆとりある畜産経営を実現し、後継者の確保・育成を図る必要がある。

家畜排せつ物については、一定規模以上の畜産農家では、堆肥化施設は整備済であるが、今後一層適正な管理を図るとともに、耕種農家が利用しやすい堆肥づくりに努め、利用促進を図る必要がある。また、家畜防疫体制については、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、発生農家や周辺農家に与える影響は大きく、予防やまん延防止に向け、関係機関と連携を図るとともに、日頃より円滑かつ迅速な対応を図ることができる体制を構築しておく必要がある。

○表 3-（4）家畜・家きん飼養状況 （資料：農林水産課）

各年2月1日

年次	乳用牛		肉用牛		採卵鶏	
	農家数 (戸)	頭数 (頭)	農家数 (戸)	頭数 (頭)	農家数 (戸)	羽数 (千羽)
平成27年	15	3,473	100	2,161	1	250
平成28年	15	3,634	89	2,175	1	274
平成29年	14	3,823	84	2,137	1	300
平成30年	12	3,888	87	2,271	1	300
平成31年	10	3,880	88	2,176	1	300
令和2年	11	4,023	85	2,134	1	300
令和3年	11	4,121	79	2,236	1	320

2. 林業

本市の森林面積は、33,516ha で林野率は 77%を占めている。民有林面積は、31,939ha で、人工林率は 34%となっている。この内、主伐期を迎えたスギ・ヒノキ人工林が 57%（4,272ha）を占めていることから、今後、間伐に加え、主伐による原木生産に取り組み、森林資源の有効活用を推進していくことが喫緊の課題である。また、木材の価格の低迷等による森林所有者の森林経営意欲の低下、松枯れ等による森林の荒廃など森

林を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。一方、実需者の国産原木に対する良質かつ安定的な供給への期待が高まっていることから、森林の集約化、低コストな施業や主伐による原木生産量の増加を図ることで、多面的機能の発揮や地域の雇用、産業の振興を図ることが必要である。

3. 水産業

本市の漁業は、沿岸・沖合域に多種多様な魚介類が生息する恵まれた漁場を持ち、小型底曳網、中型まき網、一本釣り延縄、定置網、採貝藻等の沿岸漁業を中心に営まれている。しかしながら、漁業資源は減少傾向が続いており、資源管理を推進していく必要がある。また、漁業就労者の高齢化や減少、燃油等の高騰による経費の増加、魚価の低迷等により苦しい経営状況が続いている。

漁業協同組合については、平成 18 年 1 月に J F しまねが合併し、平成 27 年 12 月に市内 1 支所体制となっている。漁業生産構造再編対策として、小型底曳網漁船の減船が行われ、資源の確保や経営の安定化に寄与している。

現在、市内には漁港 12 港（内県管理 4 港）があり、漁業生産の拠点基地として利用されており、漁船が集結する港についての整備が必要となる。また、国の方針により策定した維持管理計画に基づき、施設の長寿命化を図る必要がある。

一方で、特に若年層の魚離れが進む中で、ターゲットとなる消費者層のニーズ（魚種、商品形態など）を的確に把握した魚食普及をどのように行っていくか、また、学校給食等での更なる利用促進、加工品開発の方策、地産地消の推進などの課題も解消しなければならない。

○表 3-（5）水産漁獲高・漁獲量の推移 （資料：農林水産課）

年次	漁獲高 (千円)	対前年比		
		漁獲量 (t)		対前年比
平成26年	2,359,421	97.7%	5,658	90.1%
平成27年	2,454,048	104.0%	5,571	98.5%
平成28年	2,489,372	101.4%	5,685	102.0%
平成29年	2,250,643	90.4%	4,959	87.2%
平成30年	2,498,601	111.0%	5,800	117.0%
令和元年	2,282,343	91.3%	5,076	87.5%

4. 企業誘致

企業誘致は、地場産業の振興、育成とともに産業振興施策の両輪である。産業集積や地域産業を牽引する地元企業が少ない本市において企業誘致は、新たな雇用はもとより、地元企業の受注の増加、地域の所得の増大、税収の増加等をもたらし、定住促進につながる即効性・波及性に優れた地域振興策である。

本市においては、これまでに製造業、I T 関連企業の計 14 社を誘致しており、1,000

名を超える雇用を創出している。特に、平成 30 年度より力を入れている I T 関連企業の誘致については、3 年間で 5 社を誘致している。これにより、若者や女性が魅力的に感じる新たな職場を創出することができ、地元企業の I T 化の促進の一助となるなど、地域経済の発展に好影響をもたらしている。また、平成 5 年度に分譲を開始した波根地区工業団地（102,500 ㎡/8 区画）では、令和元年度に 1 社が進出したことにより、概ね分譲済みとなった。それにより新たな雇用も生まれており、今後、地域経済の更なる発展が期待される。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外問わず経済活動が低迷している。地元企業のフォローアップはもちろん、誘致企業のフォローアップについてもより一層取り組む必要がある。

今後、企業誘致を進めていくためには、地理的ハンデを埋める I T 関連企業やソフト産業、地域資源や技術を活用した関連産業の誘致を戦略的に行い、幅広いネットワークを持ち、企業の情報を的確に把握する必要がある。工業用地、道路網や住環境等のインフラ面の整備について引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大により普及したテレワークなどの新たな働き方も見据えた企業誘致についても検討していかななくてはならない。

5. 地場産業

商品開発とブランド化、地域産業については、大田といえば“〇〇”というような大田を代表するものが見えにくい現状があり、地域に停滞感が漂っている。これを打開していくためには、地域の中核産業である農林水産業や窯業、商業、観光の相互連携が必要であるという認識は生まれつつあるが、効果的に機能しているとは言い難い現状がある。

一方、新製品、新技術の研究及び開発等に対する支援については、一定の成果を得ている。

農林水産物においては、西条柿、アムスメロン、6 次産業化による鶏卵加工品等、他地域よりも有利な販売につなげている品目も既にある中で、ぶどう等地域を挙げて更に商品価値を高めようとする努力がなされている。また、地域特有の地下資源としては、福光石・珪砂等の鉱物とともに温泉資源がある。凝灰岩で加工しやすい福光石については、墓石や灯籠等のほか、近年、全国の公共施設等にも使用されている。

また、地場産業をこれまで牽引し、地域経済に大きな役割を果たしてきた瓦産業は、他の屋根材の普及並びに他産地の瓦の進出により消費が伸びていない状況にある。

これらのことから、生産・加工・販売が一体化して「売れるものづくり」に取り組む「まち」をめざし、独自性と差別化の図れる施策を展開していくことが重要であり、埋もれている豊富な地域資源を見直し、再評価を行い、その特性を活かした付加価値の高い製品開発、売れる商品づくりを進める必要がある。また、地域の産物、製品の販売を戦略的に進めていくため、販路拡大支援事業を最大限に活用していく必要がある。

地産地消の推進については、様々な産業分野において、地域内で必要なものを全て地域内で調達することは困難であるが、地域内で調達することが経済の活性化に貢献することは明らかである。現状においては、地場産（市内産及び県内産）の農林水産物

食材の学校給食への積極的な使用に取り組んでおり、平成 29 年度の使用割合は 26.4%と上昇傾向にある。また、近年の木材需給状況は、木質バイオマス発電、原料需要の増加など県内産原木の需要に対して自給率 41.8%となっている。

大田の食を市外へ展開していくためには、地元における認知度の向上が不可欠であり、その認知度の向上のための取り組みこそが地産地消であり、地域が一体となって運動していく必要がある。また、地場産材の価格安定化、商品としての価値の高さを消費者に理解してもらえる仕組みを構築していく必要がある。

新産業創出と産学官連携については、市内製造業において精密機器分野における高い技術レベルを有する技術部品型の企業や、医療器具の分野における国際的な事業展開を行う企業が存在し、国内の他の企業を大きく圧倒する優れた技術開発力を確立している。また、世界遺産石見銀山遺跡や日本遺産、国立公園三瓶山等の突出した観光資源をはじめとして、全国有数の漁獲高を誇るアナゴや、国より地理的表示（GI）保護制度に登録された三瓶そば、また市域の 77%にも及ぶ森林資源など、多様で豊富な地域資源を有している。更に、豊富な 1 次産品を使った食品加工業等の 2 次産業も盛んであり、1 次産品とあわせて市内外での販路拡大を図る必要があるが、宅配便等の価格高騰による物流の弱体化など課題も見受けられる。

生産・経営基盤の整備については、経営や設備投資にかかる資金繰りも困難となっており、安定した経営が図れる状況になく、職場環境においてもムダが多く作業効率を落とすなど、生産基盤の整備が遅れている状況である。そのため、円滑な資金繰りにあわせ、企業並びに従業員自ら意識改革し、生産基盤の改善を行うことが必要である。

6. 商業

近年、郊外及び市外大型店への購買力流出や、空店舗の増加をはじめとする中心市街地の空洞化により、旧来の商店街の衰退が進み、商業の停滞は深刻化している。

更に、大田町橋北地区の商店街の核となっていた大型商業施設の閉店により、地元商店街の衰退が加速する状況となっている。

今後は、商工会議所や商工会、各商店会等関係団体との連携を強化して、魅力的で活力ある商業空間を再構築し、中心市街地活性化対策や空店舗活用対策等により、魅力ある商店街の形成を図る必要がある。

また、商工会議所及び商工会を通じて、商工振興策としての融資制度や経営支援、後継者や地域牽引者となる人材確保と育成、イベント等の定期開催による賑わい創出を図る必要がある。

7. 観光又はレクリエーション

旅行者の観光スタイルや考え方は、旅行会社が顧客を地域へ送客する団体旅行が減り、個人、家族、友人などの小グループが自ら予約手配して観光旅行を行う個人旅行の割合が年々増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により、その傾向は更に顕著となっている。また、三密を避けながら近場で過ごす「マイクロツーリズム」、テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等で余暇を楽しみつつ仕事を

行う「ワーケーション」といった新たな旅のスタイルが提唱され、安全・安心で、密を避けた観光地への来訪意欲が高まりを見せることが見込まれる。

こうした中、国は国内旅行とインバウンドの両輪により、観光立国を実現させるため、令和2年7月に観光立国推進閣僚会議において、政府の今後1年を目途とした行動計画として「観光ビジョン実現プログラム2020」を決定された。本市においても国の方針と同様、観光需要の回復に向けて、受入環境整備、施設の維持管理、改修及び処分、情報発信、インバウンド対策等、従来の観光施策を継続して進める必要がある。

一般社団法人大田市観光協会は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、令和3年3月31日に観光地域づくり登録法人（登録DMO）に登録され、新たなスタートを切った。今後も、本市が有する世界遺産「石見銀山遺跡」、国立公園「三瓶山」、日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史」及び「神々や鬼たちが躍動する神話の世界」、海岸部の美しい景観や山海の幸、温泉など他に類を見ない豊かな自然と歴史文化に恵まれた観光資源を活用し、観光産業の振興や地域経済の発展、市民の観光意識の高揚を図るため、多様な関係者との連携の深化等の取り組みが必要となってくる。

○表 3-(10) 観光客入り込み推移 （資料：島根県観光動態調査） （単位：人）

観光地名	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
三瓶山	642,100	600,900	544,700	477,500	516,400
対前年比	104.00%	93.58%	90.65%	87.66%	108.15%
石見銀山全体	313,600	324,800	246,300	265,300	171,000
対前年比	83.49%	103.57%	75.83%	107.71%	64.46%
大田市海岸(海水浴)	8,310	8,230	8,270	9,370	4,590
対前年比	99.88%	99.04%	100.49%	113.30%	48.99%
温泉津温泉	68,211	60,761	56,622	49,531	48,053
対前年比	98.66%	89.08%	93.19%	87.48%	97.02%
温泉津やきもの館・ふれあい館・ゆうゆう館	41,655	35,289	20,364	13,887	11,158
対前年比	91.83%	84.72%	57.71%	68.19%	80.35%
仁摩サンドミュージアム	45,265	42,490	37,035	39,005	24,228
対前年比	92.94%	93.87%	87.16%	105.32%	62.12%
その他	268,294	247,098	200,161	189,487	36,701
対前年比	123.74%	92.10%	81.00%	94.67%	19.37%
大田市全体	1,387,435	1,319,568	1,113,452	1,044,080	812,130
対前年比	100.44%	95.11%	84.38%	93.77%	77.78%

8. 港湾

本市は、港湾 10 港（内県管理港 3 港）を有しており、国の方針により港湾施設の維持管理計画を策定し、施設の長寿命化を図る必要がある。

9. 労働者福祉

労働者の意識の変化、価値観の多様化といった社会情勢の変化への対応、また、中小企業労働者の福利厚生の実施のため、一般財団法人島根県西部勤労者共済会への事業者加入促進に努め、採用等において不当な差別がなされないよう引き続き労働環境の実施を図る必要がある。

（２）その対策

1. 農業

①農業

- (1) 平成 29 年 3 月に改訂した「大田市農業活性化プラン」を検証し、今後の本市農政の指針となる新たな計画を策定する。
- (2) 水田のフル活用を推進し、大田市産地化推進品目（白ネギ、アスパラガス、ミニトマト、ぶどう）による、農地の生産性、収益性の向上に関係機関、団体が連携して集中的に取り組む。
- (3) 多様化する消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物の生産の拡大及び有機農業、GAP（農業生産工程管理）の取り組みを促進する。
- (4) 農業の有する多面的機能の発揮による農村地域の維持を図り、中山間地域及び棚田の活性化に対する取り組みを図る。
- (5) 地産地消や産地直送等、農産物販売のチャンネルを増やし、農産物の販売促進を図る。
- (6) 大田市農業担い手支援センターを中心に関係機関、団体が連携し、総合的に担い手を育成する。

②基盤整備

- (1) 魅力ある農業経営が図れるよう生産基盤整備事業に取り組むとともに、農地の生産性を上げ、意欲ある担い手や集落営農による農業生産、農地の活用を進める。
- (2) 大田市農業担い手支援センターが行う地域農業の担い手確保対策や集落営農組織づくりの取り組みとの連携等により、高齢化や農業従事者の減少等の労力不足による農用地の管理能力の回復やスマート農業化による生産労力の軽減を図る。
- (3) 老朽化施設の改修、農村生産基盤の保全等を図り、災害に強い生産基盤を確保する。

③畜産

- (1) キャトルステーション（子牛共同育成施設）及び肥育センターの機能を持つ畜

産総合センターを活用し、酪農、肉用牛連携を進め、地域内での繁殖、肥育の一貫生産の推進、優良雌牛の地域内保留や導入を促進し、県の産地創生事業による「石見銀山和牛」のブランド化と販路拡大を図る。

- (2) 畜産クラスター協議会が中心となり、高収益型畜産経営を確立するための生産基盤の拡大や生産物の高品質化などクラスター計画の実現に取り組む。
- (3) 安定した飼料確保のため、耕畜連携推進協議会を設立し、耕種農家と畜産農家の連携により飼料用米や飼料用稲、飼料作物の生産拡大を図る。
- (4) 労力軽減や経費の節減、集落景観維持のため、放牧を推進するとともに、経産牛の放牧による肥育牛「放牧仕上げ熟ビーフ」のブランド化を図る。
- (5) ヘルパーやコントラクターの活用により、ゆとりある経営を実現し、後継者の確保・育成を図る。
- (6) 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の発生を防止、早期終息させるための家畜防疫体制の再構築を図る。

2. 林業

- (1) 原木生産技術向上のための技術者養成と雇用の維持拡大を図る。
- (2) 伐採跡地の確実な再生や路網の整備などを推進し、適正な森林整備を図る。
- (3) 良質かつ安定的な原木供給による木造建築物への地域材の利用を推進する。

3. 水産業

- (1) 漁業資源の確保対策として、ヒラメ、アワビ等の中間育成・放流等の資源増殖事業を継続して実施する。また、新たな増殖対象魚種としてアマダイについて検討する。
- (2) 国の事業を活用して高性能漁船を導入し、収益性の改善に取り組む、漁業者のリース料負担を軽減することで、漁業の構造改革を加速させる。
- (3) 魚礁については、引き続き島根県及び関係者と協議し、今後も設置について検討する。
- (4) 漁業経営の安定化を図るため、漁獲共済事業、利子補給事業を実施し、新規漁業就業者の確保・育成のための補助、研修会等を実施する。
- (5) J Fしまねが設置した統合市場の販売流通機能の強化を図る。
- (6) 漁業生産基地である漁港の浚渫や補修等、適切な管理を行い、生産効率の向上を図る。また、県管理漁港の整備促進を引き続き働きかけていく。
- (7) 市内で水揚げされた魚介類のブランド化について検討し、漁協や市内の宿泊施設、飲食業者、魚商人組合、加工業者等と協議を重ね、地産地消・魚食普及について積極的に取り組んでいく。
- (8) 環境・生態系の維持回復や安心して活動できる海域確保のために、藻場の保全や漂流漂着物の処理対策、飛砂対策等について適宜支援・実施し、海岸環境の保全に努める。

4. 企業誘致

- (1) 道路網等の産業インフラ整備を促進する。
- (2) 進出企業の要望にあわせた工業団地の区画の提供や工業団地の景観保全・防犯等のため、環境整備を行う。
- (3) 島根県と連携し、I T関連企業やソフト産業に対する誘致活動の推進と、企業の求める人材確保・育成を推進する。
- (4) 地域資源や技術に関連産業に紹介し、地元企業との取引マッチングにあわせ、誘致活動を進めていく。
- (5) 企業が立地に際し必要とする優遇施策や要望に応えるため、企業ニーズに即した優遇制度等について検討する。
- (6) 島根県や大田市産業支援人材バンクアドバイザーをはじめとする市出身者等との連携を密にし、的確な企業情報の把握に努める。
- (7) 既存誘致企業へ定期的に訪問し、企業との情報交換を密にするとともに、企業が直面する課題一つひとつに耳を傾け、課題解決のサポートを行い、企業の持続的発展と関連企業の育成につなげる。

5. 地場産業

- (1) 第1次産業の農林漁業者等と流通事業者や食品事業者等の第2次・第3次産業事業者との連携を進め、6次産業化を推進し、農山漁村の活性化と地域経済の発展を目指す。
- (2) 石見銀山や三瓶山を題材とした商品開発やものづくり産業、伝統技術継承を通じ、官民一体となった地場振興、雇用創出を図るとともに商品のブランド化を推進する。
- (3) 福光石・珪砂等の鉱物をはじめとした地下資源の効率的な活用や再利用、付加価値の高い商品開発を促進する。また、石州瓦の耐久性能の高さについて市民の理解を深めるとともに、更なる商品の高付加価値化を進める。
- (4) 新商品開発、産業財産権取得、販売促進の支援の柱である中小企業等活性化総合支援事業の制度拡充を検討する。
- (5) 地域の産物、製品については、首都圏及び広島圏を中心に販路拡大にかかる活動を支援する。
- (6) 市内飲食店や旅館等へアナゴなどの地域の農林水産物の利用促進を啓発し、地産地消の拡大を図る。
- (7) 石州瓦や陶器、木材等、地場産業の人材育成や技術伝承を支援し、公共事業での利用や民間での利用拡大に向けた意識高揚を図る。
- (8) 多種多様な地域資源を効果的に活用し、新たな産業の創出や市内事業者の取引の拡大に取り組む。また、セミナーを開催し市内において地域資源を活用してビジネス化につなげた事例を紹介することにより、事業者の取り組み意欲を促進する。
- (9) 民間資本や既存の教育研究施設との連携強化を図る。
- (10) 「大田市産業支援センター」等を活用し、地域産業の課題や事業者ニーズの把握

に努め、的確な産業振興策を実施する。

- (11) 引き続き経済対策に取り組み、地場産品と市内事業者の利用促進、雇用の拡大を図る。
- (12) 関係機関との連携により、粘土をはじめとする地下資源の効率的な活用や再利用、付加価値の高い商品開発を促進する。
- (13) 他と差別化でき、付加価値の高い本市産の新商品や新技術の開発、新規販路開拓等を支援する「中小企業等活性化総合支援事業」を活用し、意欲的で先進的に取り組む企業の創出を促進する。
- (14) 商工会議所や商工会等関係機関と連携し、「大田市産業支援人材バンク制度」を活用し、企業体質の強化を図る。
- (15) 大田地域人材確保促進協議会の事業強化による人材確保と、島根中央地域職業訓練センターの活用により人材育成を図る。

6. 商業

- (1) 創業・事業承継対策である「ふるさと大田起業・創業支援事業」を活用し、空店舗の減少、賑わい創出、後継者の事業承継時の店舗改修等負担の軽減を図る。
- (2) 各種イベントによる賑わい創出、また、地産地消を推進し、地元消費と商店街の活性化を図る。
- (3) 商工会議所・商工会・金融機関等と連携し、経営支援と各種制度融資の活用を促し、また、経営全般にかかる専門家を設置し、相談体制を整備する。
- (4) 商工会議所・商工会と連携し、後継者や地域商店会等の牽引者となる人材の育成を図る。

7. 観光又はレクリエーション

- (1) 三瓶山エリアの関係団体と連携し、ターゲットに合わせた情報発信、訪日外国人を意識した受け入れ環境整備や火山由来の資源に着目した日本遺産活用事業など、国立公園三瓶山のナショナルパークとしてのブランド化を目指し、戦略的に取り組む。
- (2) 大森・温泉津・仁摩地区の各世界遺産エリアの持つ特色や魅力の更なる磨き上げを行うとともに、保全と活用の両面から質の高い観光地を目指した取り組みを進める。
- (3) 交通の利便性向上や案内看板の整備等、受け入れ環境整備を行う。
- (4) 観光施設を安全で快適に利用できるよう、「大田市公共施設総合管理計画」に基づいた管理を行い、緊急度、優先度の高い施設から維持改修等を行う。
- (5) 石見神楽をはじめとする伝統芸能、海山の豊かな自然環境を活用した「体験プログラム」と「食」「宿泊」を効果的に組み合わせ、宿泊を伴う滞在型観光を推進する。
- (6) ツールとターゲットを適切に組み合わせた、効果的な情報発信により観光地としての認知度向上に取り組む。
- (7) 登録DMOとなった一般社団法人大田市観光協会を中核的な組織として、市内

が一体となった観光地域づくりを推進するための安定的な財源の確保、専門人材の育成・定着を目指し、支援を行う。

- (8) インバウンド（訪日外国人旅行）目線に立った受け入れ体制・環境の整備や継続的な情報発信を行う。

8. 港湾

- (1) 漁業生産基地である港湾の浚渫や補修等、適切な管理を行うとともに、県管理港湾の整備促進を引き続き働きかける。

9. 労働者福祉

- (1) 事業者に対し、一般財団法人島根県西部勤労者共済会への加入を促進し、労働者の福利厚生の実を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営土地改良事業負担金	島根県	
		農業農村整備事業	大田市	
		掛戸排水機場管理体制整備事業	大田市・ 土地 改良区	
		多面的機能支払交付金事業	大田市	
		畜産競争力強化対策事業	大田市	
	林業	造林事業	大田市	
		島根県林業公社受託造林事業	大田市	
		森林（もり）づくり推進事業	大田市	
		森林環境整備事業	大田市	
	(2) 漁港施設	漁港改修事業	大田市	
	(3) 経営近代化施設 農業	担い手総合支援事業	大田市・ 農業者 団体	
	(5) 企業誘致	企業誘致推進事業	大田市	
		新工業用地整備事業	大田市	
	(6) 企業の促進	大田市企業立地奨励金	大田市	
	(9) 観光又はレクリ エーション	大田市観光施設改修事業	大田市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手総合支援事業 農業の担い手の総合的な支援や企業の農業参入、スマート農業などに要する経費に対する補助	農業再生協議会	農業の担い手確保を図る
		農産物生産振興販売促進事業（生産振興） 農業者等が連携・協働し、地域が主体となつて行う園芸作物の産地化への支援	大田市	園芸作物の産地化への支援を図る
		持続的生産強化対策事業 農産物の産地化、生産力強化を図ることを目的とした生産規模の拡大、生産性向上の取り組みを支援	大田市・生産者	農産物の生産力強化を図る
		新規自営漁業者定着支援事業 新規自営漁業者に対する補助	大田市	新規自営漁業者の定着を図る
		新規就農者総合対策事業 UIターン就農者や認定新規就農者に対する支援、認定農業者の経営継承経費への支援	大田市	新規就農者の定着を図る
		肉用牛振興対策事業 優良子牛の地域内保留、県外優良雌牛の導入受精卵移植推進、石見銀山和牛のブランド化等	生産者・JA等	肉用牛振興を図る
		栽培漁業推進事業 ヒラメ稚魚の中間育成・放流、漁協が行う、あわび稚貝放流への補助	大田市・JFしまね	栽培漁業の推進を図る
	商工業・6次産業化	中小企業等活性化総合支援事業 新商品・新技術の開発など、事業者の積極的な取り組みに対する補助	大田市	大田の魅力ある食や地域資源を活かすことによる経済活性化を図る
		大田市産品販路拡大重点支援事業 地域産品の販路拡大、大田の特産品のブランド化	大田市	大田の魅力ある食や地域資源を活かすことによる経済活性化を図る
		マーケティング支援事業 商品開発等の前段において、市場調査への取り組みを補助	大田市	市場ニーズに則した商品等の開発を図る
		小規模事業指導事業 商工会議所・商工会が小規模事業者等へ行う経営支援・指導事業に対する助成	大田市・商工団体	小規模事業者等への経営支援・指導を図る
	観光	石見の国おおだ観光振興事業 観光案内所運営、特産品販売、各種広告媒体を用いた観光情報発信、誘客、インバウンド対策等	大田市	継続した受入環境整備、情報発信や誘客により観光消費額の増加を図る
		観光協会補助 (一社) 大田市観光協会のDMO専門人材、事務局運営、DMO事業に係る経費を補助	大田市・観光協会	民間主体の持続的な観光地域づくりの推進を図る
		おおだの輝き発信事業 観光情報発信、観光大使・マスコットキャラクター活用、パンフレット等制作、協議会等負担金	大田市	継続した情報発信、観光推進団体への支援により観光消費額の増加を図る

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
	その他	石見神楽振興事業 大田市の伝統芸能である石見神楽の開催に対する助成	大田市・事業者	石見神楽公演事業者を支援し、観覧機会を増やすことにより観光消費額の増加を図る
		大田市観光イベント支援事業 大田市の観光資源の活用により、観光客の誘致・滞在化を促進する事業に対する支援	大田市	開催事業者への支援により、イベント内容の充実、観光消費額の増加を図る
		人材能力開発事業 島根中央能力開発振興協会が行う認定訓練・委託訓練等の職業訓練や研修に対する補助	大田市	企業を支える人財の育成と雇用確保を図る
	(11) その他	水産多面的機能発揮対策事業	大田市	
		中山間地域等直接支払交付金交付事業	大田市	
		有害鳥獣（イノシシ等）被害対策事業	大田市・協議会	
		石州瓦販路開拓支援事業	大田市	
		悠々おおだ商い支援事業	商工団体	
		ふるさと大田起業・創業支援事業	起業・創業者	
		工業団地維持管理事業	大田市	
		大田市産業支援推進事業	大田市	
		生産性向上支援事業	大田市	
		サンレディー大田改修事業	大田市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
大田市全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

1. 情報通信施設

平成 18 年度に策定した「大田市情報化推進計画」に基づき、平成 19 年度から 3 年で、市内全域に光ケーブルを敷設するとともに、各公共施設を光ファイバで接続する光幹線網の整備を行った。

これにより、高度情報化社会に対応しうる高速大容量の通信基盤が整い、行政サービスをはじめとした多種多様な市民サービスを柔軟に展開することが可能となり、また、平成 21 年度には、第三セクターによるケーブルテレビサービスが市内全域でスタートするなど、地上テレビ放送における完全デジタル化への対応、難視聴対策、インターネット接続環境の格差是正など、情報伝達手段の一元化を図ることができ、同時に市内全域に渡る情報基盤が確立された。

更に、光幹線網の有効活用により、平成 26 年度から携帯電話等エリア整備事業により市内 4 箇所に携帯電話基地局を整備し、不感地域の解消を図った。

その後、令和元年度からは、3 年をかけ、インターネットの高速大容量化や新たなテレビ視聴環境対応、また、耐災害性の強化のため、市内全域の光ファイバ化(F T T H 化)に取り組み、都会地に劣ることのない超高速通信基盤が完成した。

一方、市が運用する各種システムや施設・設備については、教育現場では G I G A スクールが既に運用を開始し、行政の各分野においても多様化する業務の拡大や、文書の電子化、ペーパーレス会議、テレビ会議、テレワークなど業務形態の変化に伴い、取り扱うデータの大容量化が進んでおり、情報処理量の増加に対応可能な機器への更新に努めるとともに、継続的、安定的な稼動を図る必要がある。

2. 地域の情報化

地域情報化の推進に向け、引き続きケーブルテレビへの加入促進を図るとともに、行政情報番組放送、音声告知放送等の充実に取り組む。一方で、近年の I T 技術の進歩により、情報化を支える機器は多様化、高度化しており、高齢者層においては、それらの使用に十分対応できていない現状がある。高齢化率が 40%を超えている本市においては、デジタル化のメリットを、誰もが享受できるよう推進するためにも、特に高齢者層へのきめ細やかなデジタル活用支援に取り組むことが必要である。国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においても「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることが示されており、本市においても同様の考えで推進を図る必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症対応を契機として、テレワークやワーケーション等の新たな働き方やライフスタイルの変化が起きており、地域間格差が是正された超高速情報通信基盤の整備を、企業誘致や企業活動の拡大、市民生活の向上、定住促進等につなげていかなければならない。

(2) その対策

1. 情報通信施設

- (1) 市民への行政情報提供機能の充実及び地域情報化を推進するため、音声告知端末機の購入費補助を継続する一方で、放送内容を充実し、ケーブルテレビへの加入促進を図る。
- (2) 国が進める情報システムの標準化・共通化により、本市の行政事務で使用する基幹系 17 業務システムについては、更新のタイミングで、国が策定する標準仕様に準拠したシステム（クラウド版）に移行する。また、市民生活の利便性の向上に資する 31 手続きについては、マイナンバーカードを用いたオンライン手続きが可能となるよう、マイナポータル（国が運営するオンラインサービス）と本市の基幹システムとの接続のためのシステム改修を行う。
- (3) 本市が運用している各種システム、施設、設備については、継続的で安定的な稼働を図るため、システム・機器の年次的な更新を行う。

2. 地域の情報化

- (1) 整備を完了した超高速通信基盤の有効な活用に向け、今後は、デジタル機器の使用率が低い高齢者等を中心に、「デジタル」の利便性や「デジタル」を身近なものに感じてもらえるよう、地域住民の身近な場所での説明会や学習会等を開催する。既に一部のまちづくりセンターで実施している「スマホ教室」や「パソコン教室」への講師派遣や新たな教室の開催、更に、国の「デジタル活用支援事業」の携帯キャリアショップによる「スマホ教室」の活用や、石見銀山テレビ放送株式会社が行うスマートフォンの使い方サポートへの協力等、様々な機会を通じて、より多くの市民に「デジタル」に接してもらい、そのメリットを分かりやすく伝え、デジタル社会の拡大を図る。
- (2) 本市の行政手続きのオンライン化については、国が進めるデジタル化に対応し可能なものからデジタル化を進め、高齢者など多くの市民がデジタル社会の恩恵を実感してもらえるよう、丁寧な説明と充実したサポートにより、デジタル利用率の向上を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
3 地域にお ける情報 化	(1)電気通信施設等 情報化のための 施設 その他の情報 化のための施 設	第2期ケーブルテレビエリア光化促進事業	大田市	
	その他	同軸ケーブル撤去事業	大田市	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術 活用	音声告知放送利用料等補助事業 高齢者世帯等への音声告知利用料補助	大田市	音声告知の普及を図る
	その他	広報広聴事業 広報おおだの発行、行政情報番組の作成・放 送、音声告知・W e b サイト等による情報発 信等	大田市	市の施策や各種取り組 みについて広報し、市 民への市政情報等の周 知を図る

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

1. 道路

本市の幹線道路は、国道 9 号が日本海沿いを東西に、国道 375 号が南北に走り、これら国道を結ぶ肋骨路線として、主要地方道・一般県道及び広域農道が通じ、市町道と連結している。

また、市域が広範であるため、道路延長は国道 2 路線で 51.6km、主要地方道及び一般県道 26 路線では 186.1km、市道については 1,725 路線で 975.7km にも及んでいる。

高規格道路及び国・県・市道等幹線道路網の整備は、国土、地域の骨格の形成、広域的な物流交流の分担を図ることは当然のことながら、地域の活性化、市民福祉の向上、地域間格差の是正等を図るためにも必要かつ最も重要な課題である。

①山陰道

東西に約 230km の県域を有する島根県の中で、東西連携と県央地域振興のために地域高規格道路である山陰道の整備は必要不可欠である。

特に、出雲・江津間は国道 9 号の難所で、事故や災害により度々全面通行止めになり、救急医療への対応や産業振興等で大きな影響が出ており、地域住民の安全と安心を確保する上において、国道 9 号の代替路となる山陰道の整備は不可欠である。

出雲・江津間では、平成 16 年度から平成 28 年度にかけ「仁摩・温泉津道路」「多伎・朝山道路」「朝山・大田道路」「出雲・湖陵道路」「静間・仁摩道路」「湖陵・多伎道路」「大田・静間道路」「福光・浅利道路」がそれぞれ事業化され、国道 9 号代替路の確保と地域活性化へ向け、事業が進捗している。

平成 26 年 3 月に「湯里 I C～石見福光 I C」間、平成 27 年 3 月に「仁摩・石見銀山 I C～湯里 I C」、平成 30 年 3 月に「大田朝山 I C～大田中央・三瓶山 I C」間、平成 31 年 3 月に「出雲多伎 I C～大田朝山 I C」間が開通したところであるが、それに続く、現在事業中である区間の早期完成に向け、積極的な取り組みが必要である。

②国道

国道 9 号は、本市と九州・京阪神を結ぶ産業・経済活動の基幹道路であり、山陰道「斐川 I C～出雲 I C」「出雲多伎 I C～大田中央・三瓶山 I C」「仁摩・石見銀山 I C～石見福光 I C」間の開通に伴い通行する車両が一層増し、特に夜間通行する大型車両の割合が増加している。

これまで、逐次、車道の拡幅、交差点の整備、カーブ改良や歩道整備工事が進められてきたが、市内には急カーブ等、早急に改良を要する区間が依然として残っており、あわせて、歩道設置も急がれている。引き続き、全線に渡り、安全で安心な路線整備に向けた取り組みが必要である。

③県道

主要幹線道路の整備は、産業・経済・文化・観光の活性化を促し、本市の発展に大きく寄与している。

主要地方道については、現在 6 路線あり、改良率（幅員 5.5m 以上）は 86.8% の状況にある。一般県道は 20 路線、改良率（幅員 5.5m 以上）は 37.2% であり、それぞれ、年次的に改良が進んでいる。

市街地環状ルートの整備促進については、J R 大田市駅前周辺東側土地地区画整理事業の令和 3 年度都市計画決定にあわせた都市計画道路「栄町高禅寺線」の事業化、また、大田市立病院の利便性を高める主要地方道大田桜江線「行恒工区」の改良整備が急がれる。

主要地方道仁摩邑南線は、中国横断自動車道広島浜田線瑞穂 I C を経て、本市と広島、京阪神、九州等を結ぶ重要な路線であるばかりでなく、世界遺産「石見銀山遺跡」へのアクセス道路としても重要である。なかでも、祖式町においては、平成 25 年度にバイパスが完成した大原工区で道路環境が改善されたものの引き続き、瀬戸地内の線形改良、拡幅整備が急がれている。

近隣の市町との連携及び小さな拠点間を結ぶ道路ネットワークの整備促進については、一般県道和江港大田市（停）線の長久・鳥井地内の整備、主要地方道大田桜江線の祖式・大代地内の整備、一般県道大田井田江津線の井田地内の整備、主要地方道三瓶山公園線の三瓶町池田地内の改良、川合町地内の国道 375 号の道路拡幅・歩道整備が必要である。

救急搬送路の整備促進については、救急患者を圏域外の出雲市や江津市への 2 次・3 次医療機関へ迅速かつ安静に搬送するため、主要地方道大田佐田線、一般県道久利五十猛（停）線、窪田山口線の改良整備が急がれる。

山陽主要都市との連携強化のための道路整備については、県央地域から山陽を結ぶ高規格道路の建設実現を図るため「高田・大田道路」の構想具体化に向けた取り組みが必要である。

○表 5- (1) 市内国道・主要地方道・一般県道整備状況

(資料：県央県土整備事務所大田事業所)

(令和2年4月1日現在)

区分	路線名	延長 m	改 良				舗 装			
			改良済		未改良		舗装済		未舗装	
			延長m	%	延長m	%	延長m	%	延長m	%
一般国道 2路線	一般国道9号	38,452	38,452	100.0	0	0.0	38,452	100.0	0	0.0
	一般国道375号	13,100	11,871	90.6	1,229	9.4	13,100	100.0	0	0.0
	小計	51,552	50,323	97.6	1,229	2.4	51,552	100.0	0	0.0
主要 地方道 6路線	三瓶山公園線	20,178	19,134	94.8	1,044	5.2	20,178	100.0	0	0.0
	仁摩邑南線	15,608	15,608	100.0	0	0.0	15,608	100.0	0	0.0
	温泉津川本線	11,384	11,276	99.1	108	0.9	11,384	100.0	0	0.0
	川本波多線	5,851	5,668	96.9	183	3.1	5,851	100.0	0	0.0
	大田桜江線	18,650	11,904	63.8	6,746	36.2	18,650	100.0	0	0.0
	大田佐田線	13,795	10,584	76.7	3,211	23.3	13,795	100.0	0	0.0
	小計	85,466	74,174	86.8	11,292	13.2	85,466	100.0	0	0.0
一般 県道 20路線	和江港大田市(T)線	4,679	3,457	73.9	1,222	26.1	4,679	100.0	0	0.0
	大田井田江津線	7,739	1,476	19.1	6,263	80.9	7,739	100.0	0	0.0
	美郷大森線	2,998	2,480	82.7	518	17.3	2,998	100.0	0	0.0
	仁万(T)線	570	288	50.5	282	49.5	570	100.0	0	0.0
	湯里(T)祖式線	11,818	1,135	9.6	10,683	90.4	11,818	100.0	0	0.0
	温泉津(T)線	1,711	1,215	71.0	496	29.0	1,711	100.0	0	0.0
	石見福光(T)線	1,716	515	30.0	1,201	70.0	1,716	100.0	0	0.0
	久手港線	107	0	0.0	107	100.0	107	100.0	0	0.0
	五十猛港線	834	244	29.3	590	70.7	834	100.0	0	0.0
	仁万港線	380	380	100.0	0	0.0	380	100.0	0	0.0
	温泉津港線	508	76	15.0	432	85.0	508	100.0	0	0.0
	窪田山口線	4,330	781	18.0	3,549	82.0	4,330	100.0	0	0.0
	田儀山中大田線	10,619	1,596	15.0	9,023	85.0	10,619	100.0	0	0.0
	波根久手線	6,550	3,980	60.8	2,570	39.2	6,550	100.0	0	0.0
	池田久手(T)線	19,398	6,212	32.0	13,186	68.0	19,398	100.0	0	0.0
	静間久手(T)線	5,318	4,095	77.0	1,223	23.0	5,318	100.0	0	0.0
	瓜坂川合線	3,397	3,297	97.1	100	2.9	3,397	100.0	0	0.0
	久利五十猛(T)線	9,977	3,834	38.4	6,143	61.6	9,977	100.0	0	0.0
	大国馬路(T)線	4,330	68	1.6	4,262	98.4	4,330	100.0	0	0.0
	久利静間線	3,703	2,342	63.2	1,361	36.8	3,703	100.0	0	0.0
	小計	100,682	37,471	37.2	63,211	62.8	100,682	100.0	0	0.0
合計28路線		237,700	161,968	68.1	75,732	31.9	237,700	100.0	0	0.0

(注)改良済車道幅員は5.5m以上

④市道

市道は、広範囲な市域をもつ本市において、国道、県道等の幹線を補完する道路として、また、集落間をつなぐなど、市民生活に最も密着した道路として、これまで各種補助事業等の活用により、改良を進めてきたが、改良率 48.7%、舗装率 88.4%と県内平均と比べ低い水準にある。引き続き改良率を高めるよう努めているが、急峻な山地や谷あいの多い本市にとって、改良費用が割高となる傾向にある。

このため、山間部を中心とした地理的条件の厳しい地域は改良の進捗が悪く、地域住民は、普段の生活や産業活動に大きく支障をきたしている。

一方、山陰道については、仁摩・温泉津道路をはじめ、多伎・朝山道路、朝山・大田道路がそれぞれ開通し、大田・静間道路及び静間・仁摩道路についても令和 5 年度の開通が公表されている。こうした中、I C とそれに続く国道、県道、市道等との一体的な整備が必要となっており、更に、完成後の円滑な交通の確保も重要となっている。

都市計画道路は、市街地内道路の円滑な交通の確保、沿道の土地利用等、都市基盤整備に重要な要素となっている。これまでに、中心市街地を軸として、既設市街地の商店街や公共施設への幹線道路整備を進めてきた。

しかし、計画から年数が経過し、道路の役割や必要性、利用実態も変化していることから、令和 2 年度に都市計画道路の見直しを行い、その結果、28 路線 59.7 km、整備率 70.2% の状況となっている。

今後は、大田市駅前周辺東側土地区画整理事業の進捗や策定中の「大田市中心市街地活性化長期計画」などを考慮し、都市計画道路の整備を進める必要がある。

○表 5- (2) 市道整備状況 (資料：土木課)

(令和3年3月31日現在)

種別	路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率	舗装済延長 (m)	舗装率
1 級	29	63,160	52,992	83.9%	62,895	99.6%
2 級	69	162,625	113,677	69.9%	157,534	96.9%
小計	98	225,785	166,669	73.8%	220,429	97.6%
その他	1,627	749,872	308,023	41.1%	642,406	85.7%
合計	1,725	975,657	474,692	48.7%	862,835	88.4%

○表 5- (3) 都市計画街路の整備状況 (資料：都市計画課)

(令和3年4月13日現在)

名 称	幅 員(m)	計画延長(m)	完成延長(換算他) (m)	整備率(%)
柳ヶ坪栄町線	12	410	410	100.0%
大田停車場線	21	70	0	0.0%
天神中島線	12 ～ 16	2,780	2,070	74.5%
川北吉永線	12 ～ 16	2,660	1,810	68.0%
柳井綿田線	8	790	630	79.7%
和江大田線	9	520	520	100.0%
大正西線	14 ～ 16	460	152	33.0%
山崎大正東線	12	760	560	73.7%
雪見日ノ出線	12.5	920	920	100.0%
鳴滝栄町線	12	470	470	100.0%
栄町高禅寺線	12 ～ 16	3,320	2,110	63.6%
久手長久線	25	3,580	3,580	100.0%
栄町大正東線	7 ～ 9	1,630	0	0.0%
柳井線	6	410	410	100.0%
大田市駅通り線	8.5 ～ 13.7	640	76	11.9%
宮崎雪見線	9	740	0	0.0%
大田市駅前線	8	170	170	100.0%
出雲仁摩線(大田)	21	18,560	10,750	57.9%
朝山インター線	10	760	760	100.0%
出雲仁摩線(仁摩)	21	2,890	809	28.0%
仁摩温泉津線	21	11,550	11,550	100.0%
仁摩インター線	13	920	920	100.0%
国道9号線	15	910	910	100.0%
仁摩漁港線	12	550	550	100.0%
仁万線	9	850	850	100.0%
仁摩大森線	9	860	860	100.0%
鈴ヶ原港線	6	250	60	24.0%
福光浅利線	21	1,280	0	0.0%
合計 28路線		59,710	41,907	70.2%

⑤農道

農業生産性の向上・農産物輸送合理化とあわせ、定住条件整備の一環である地域生活環境の改善、集落間のネットワーク及び観光地間のアクセスのためには、農道の整備が重要である。近年の圃場整備事業に伴い整備された農道は、幅員が広く、大型農業機械に対応できるものとなっているが、経年による舗装劣化箇所や農道橋の耐震化など、今後も適切な維持管理を行う必要がある。しかしながら、大雨等による法面の崩壊や毎年の草刈清掃、側溝等の埋そく土除去といった維持経費の捻出が財政的に非

常に困難な状況にあり、生い茂った草による交通事故や維持不良による施設の破損が今後ますます懸念される。

⑥林道

本市の林道は、現在、30 路線、総延長 51.0 kmを整備しており、林道を利用する山林所有者並びに一般通行車両の事故防止等、安全確保を図るための維持管理を行うことが課題である。

2. 交通

①鉄道

本市における鉄道の現状は、日本海沿いに J R 山陰本線が 10 駅をつないで東西に走っており、市民の貴重な生活交通として、また大都市圏を結ぶ交通手段として重要な役割を果たしている。山陰鉄道高速化ネットワークの完成により、山陰地方の移動時間が大幅に短縮されたものの、近年の少子高齢化、モータリゼーションの進展、飛行機等他の輸送機関との競争等により、利用者は毎年減少傾向にあり、このまま推移すれば、列車運行水準の維持、更には路線の存続も危惧される状況にある。また、列車ダイヤも出雲市を境に運行本数が減便されており、利用者にとっては不便な状況にある。

加えて、コロナ禍の移動制限やリモート会議、テレワークの普及により鉄道利用者が減少しているが、鉄道会社は新型コロナウイルス感染症収束後も利用回復は見込めないと考えており、大幅なダイヤの見直しを予定している。

②バス

現在、乗合バス路線は、道路運送法 4 条路線 8 路線、みなし 4 条（旧 21 条）路線 4 路線、79 条（市営バス）路線 4 路線、多伎循環バスの計 17 路線が運行されている。その内訳は、市内を運行するものが 10 路線、周辺市町と連絡する広域的路線が 7 路線となっている。あわせて、学校統合等に伴うスクールバスの運行も行っており、市民の生活交通は比較的確保されている状況である。

しかし、人口の減少による過疎化の進行やモータリゼーションの発展等により、利用者の減少によるバスの減便、これによる利便性の後退による一層の利用者の減少等により、バスの運行経費に対する本市の財政負担も年々増加している。あわせて、運行事業者の採算性等の問題から、市内生活バス路線の廃止等、路線が削減される中、通院や通学等、市民生活を支える地域交通の維持・確保が極めて大きな課題となっている。

今後、中山間地等広範な市域を抱える本市においては、更に高齢化が進むことが予測され、各地域の実情や市民のニーズ等に即した生活交通手段の確保、周辺地域から中心市街地へのアクセスの確保、バス停までの遠距離者への対応が急務となっている。

(2) その対策

1. 道路

①山陰道、国道、県道

次の事項を国、県へ強く要望する。

(1) 山陰道（出雲・江津間）

- ・事業中区間の早期完成
- ・「出雲・湖陵道路」「湖陵・多伎道路」「大田・静間道路」「静間・仁摩道路」「福光・浅利道路」の早期完成

(2) 国道 9 号

- ・仁摩町馬路地内の線形改良整備促進
- ・温泉津町福光地内の主要地方道温泉津川本線へ向かう西方面からの右折レーンの確保
- ・歩道未整備区間の整備促進及び通学路の安全対策

(3) 県道（主要地方道・一般県道）

- ・市街地環状ルート of 整備促進
都市計画道路栄町高禅寺線、主要地方道大田桜江線（行恒工区）
- ・石見銀山遺跡へのアクセス道路の整備促進
主要地方道仁摩邑南線（祖式町瀬戸地内）
- ・近隣の市町との連携、小さな拠点間を結ぶ道路ネットワークとしての整備促進
主要地方道大田桜江線（祖式町及び大代町地内）、一般県道大田井田江津線（温泉津町井田地内）、一般県道和江港大田市（停）線（長久町及び鳥井町地内）、主要地方道三瓶山公園線（三瓶町池田地内）、国道 375 号（川合町地内）、一般県道久利五十猛（停）線（五十猛町、大屋町及び久利町地内）
- ・地域の救急搬送を支える道路の整備促進
主要地方道大田佐田線（山口町山口地内）、一般県道窪田山口線（山口町佐津目地内）
- ・国立公園と世界遺産をつなぐアクセスルートの整備
- ・山陽側主要都市と連携を強化するための道路整備の検討
- ・その他、未改良区間の改良整備促進

②市道

- (1) 国・県道とのアクセスを容易にするため、主要幹線市道をはじめとした、道路ネットワークの構築を進める。
- (2) その他の幹線市道（1、2 級及びこれに準ずるもの）の改良については、規格改良を主とした整備を行う。
- (3) 主要幹線市道を除くその他路線については、幅員狭小区間の解消など、通行上の安全確保を主体に改良率の向上を図る。
- (4) 地域振興の基盤として、観光地や地場産業産地へのアクセスを、より円滑にする。
- (5) 高規格幹線道路及び I C 周辺の地理的、経済的条件等を勘案し、道路体系との

整合性を図り、円滑な交通の確保と利便性のある道路のアクセス整備を進める。

③農道

- (1) 農道は、農村の地域生活圏のネットワークを強力に推し進める上で、不可欠な道路であることから、道路の維持管理、防災対策等を計画的に進める。
- (2) 多面的な役割を担う農道を維持していくために、道路に関する維持管理を一本化する必要がある。あわせて、地域住民から協力を得やすいシステムづくりを今後推し進めていく必要がある。

④林道

- (1) 林道沿線の土地の有効利用や、大型車の通行が図れるよう、部分改修等を進める。また、定期的なパトロール、草刈等による見通しの確保、水路掃除等による災害の未然防止を行う。

2. 交通

①鉄道

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による鉄道会社のダイヤ見直し後も、通学・通勤に影響が出ないよう島根県鉄道整備連絡調整協議会等を通じて要望を行い、市内における山陰本線のダイヤ維持に努める。
- (2) 観光資源の活用を図るため、PR活動等積極的に取り組み、利用の維持拡大を図る。あわせて、バス事業者と協力を図り、大田市駅からの乗り継ぎ等の利便性を高める。
- (3) 近年、地球温暖化対策の観点から、その重要性が見直されており、今後は自家用車から鉄道への利用転換を推進し利用促進を図るため、島根県鉄道整備連絡調整協議会等を通じて、JR西日本に対しサービスの維持・向上や、安全性の確保等について要望を行うとともに、地元で活用されている駅舎の利活用についても協力し、鉄道の維持・利用促進につなげる。

②バス

- (1) 路線バス運行廃止に伴う、地方バス路線の維持確保対策を推進する。
- (2) 乗り合いタクシーやデマンド型交通等、地域の利用実態に即した生活交通手段の導入を図る。
- (3) スクールバスへの一般市民の利用等、一体的な運行システムの導入を図る。
- (4) 高齢者等の生活交通の確保支援（福祉タクシー等の利用支援）を行う。
- (5) 交通空白地のモビリティ確保のための、自治会等の地域輸送活動への支援を行う。
- (6) 利便性が高く効率的なバス路線を構築する。
- (7) タクシーを活用した救援事業を実施する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路 その他	市道整備事業	大田市	
		都市計画道路「栄町高禅寺線」整備事業	島根県	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	駐輪場管理費 市が設置管理している駅駐輪場の維持管理等	大田市	J Rの利便性を高める ことで、利用促進を図 る
		地域交通対策事業 バス路線運行のための運行費助成、交通空白 地域の生活交通手段確保対策等	大田市	移動手段を確保するこ とで、定住を図る
	(10)その他	地籍調査事業	大田市	

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

1. 水道施設

①上水道・簡易水道等

本市の上水道は、昭和 28 年の給水開始以来、水需要の増大に対応するため 8 次に渡る拡張事業により施設の増補改良を行い、水道水の安定供給に努めてきた。

この間、昭和 60 年には、旧大田市、旧温泉津町、旧仁摩町が島根県企業局の江の川水道用水供給事業からの受水（計画給水量 9,500 m³/日）を開始し、給水区域の拡大を図ってきた。

また、将来における生活様式の変化等により予想される水需要の増加に対処するため、三瓶ダムを取水源とした三瓶浄水場を建設、平成 17 年 10 月の市町村合併により、1 日最大 18,840 m³/日の配水能力となった。

その後、国の施策により平成 29 年度に簡易水道 11 事業（池田、志学、大代、祖式、馬路、温泉津、井田、富山、西部、仙山、飯谷）及び飲料水供給施設 1 施設（島津屋）を上水道に統合し、その他の 6 施設（入石、上野、野城、多根、本郷、柿田）については、飲料水供給施設 2 施設、営農飲雑用水施設 4 施設に分類し、特別会計での運営を行うこととした。その結果、簡易水道統合後の上水道全体の一 日最大配水能力は 20,608 m³/日となっている。

管路施設について、平成 28 年 4 月より、島根県企業局（江の川水道用水供給事業）が整備した水道管等施設の移管を受けた。移管延長は約 32.5km（水管橋 14 箇所、海底管渠 1 箇所を含む）で、本市全体の管路延長は、令和 2 年度末で約 581km となっている。

令和 2 年度には、今後 10 年間の「水道ビジョン（経営戦略）」を策定し将来の水需要を予測した結果、令和元年度末時点の約 8,400 m³/日から令和 12 年度末では約 7,700 m³/日となり、今後、人口減少に伴う給水量の減少による料金収入の減少が予想される。また、増加する老朽管路・施設の更新、維持管理費用により費用は増大するため、厳しい経営状況が予想される。

②その他

水道施設の整備が困難な地域において、良質で安定した飲料水を確保していく必要があり、飲料水安定確保対策事業による補助を行うなど、水資源の確保に努めている。

○表 6- (1) 上水道等施設の状況 (資料：水道課)

(令和3年4月1日現在)

区分	施設名	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量(m ³)
上水道	上水道	31,300	13,500.0
飲料水 供給施設	入石飲料水供給施設	80	12.0
	上野飲料水供給施設	44	11.0
営農 飲雑用水施設	野城地区営農飲雑用水施設	93	64.4
	柿田地区営農飲雑用水施設	96	40.2
	本郷地区営農飲雑用水施設	63	27.5
	多根地区営農飲雑用水施設	76	48.4

2. 下水処理施設

下水道等污水处理施設は、良好な生活環境を形成・維持し、衛生的で快適な生活の実現と、河川等公共用水域の水質保全を図るために必要不可欠な施設である。

本市における污水处理施設状況は、事業完了した波根西地区と元井田地区の2地区の農業集落排水施設、令和2年度管渠整備完了の特定環境保全公共下水道仁摩処理区並びに温泉津処理区と、現在整備中の公共下水道大田処理区、浄化槽であり、污水处理人口普及率は、令和2年度末において50.9%と全国や島根県の平均値と比較して低い状況にある。

このような状況の中、污水处理施設整備は、重点施策として取り組んでおり、令和元年度からは、公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道2処理区、農業集落排水施設2処理区の計5処理区と浄化槽（生活排水処理事業）により全市域をカバーする下水道基本構想に基づき整備を進めている。

今後は、現在整備を進めている下水道事業と生活排水処理事業の継続にあわせ、地域の実情に合った処理方法を検討し、緊急性及び費用対効果など全体的な調整を図るなど、計画的な污水处理施設の整備を進めていく必要がある。

また、雨水対策については、都市下水路を計画決定し整備を進めていたが、公共下水道（污水）の都市計画決定にあわせ、平成14年5月には仁摩排水区、平成15年1月には大田排水区、平成15年4月には温泉津排水区を公共下水道の雨水として計画変更を行った。現時点で都市下水路として残っているのは、大原都市下水路であるが、公共下水道の雨水への変更等を検討している。

大田町においては、橋北の大正西自治会付近、橋南の猿喰川沿いの地区に浸水被害が報告されており、久手町では近年、浸水被害の報告はないが、過去には被害が発生している。

今後は、これらの浸水被害発生地の解消に向けて雨水対策を実施することとしているが、効果的な整備を検討して事業を進めていく必要がある。

3. 廃棄物処理

①ごみ処理

豊かで便利な生活の象徴であった消費型社会は、一方で多量の廃棄物を生み出し、科学技術の発達には生活の利便性を向上させるとともに、廃棄物の質的多様化をもたらした。

本市のごみの年間排出量は、平成 18 年度の指定袋制度の導入や平成 23 年度のプラスチック製容器包装の市内全域収集開始の制度改正をはじめ、市民のごみ減量意識の高揚、民間リサイクル業者による収集、製品メーカーの努力などにより着実に減少し、ごみの減量化やリサイクルの促進に一定の効果が得られたところである。

燃やせるごみは、平成 14 年 12 月から大田可燃物中間処理施設で圧縮梱包処理を行い、出雲市へ委託処理しているが、平成 24 年 11 月に大田市が次期施設を単独で建設し処理を行う意向を表明したため、委託しているそれぞれの自治体が次期施設整備等に向け取り組んでいくこととなった。本市は、平成 26 年度に次期可燃ごみの処理方法を邑智郡総合事務組合との広域処理とすることを決定し、平成 29 年 4 月から、邑智郡総合事務組合へ可燃性一般廃棄物処理に関する事務を委託して、新たに可燃ごみ共同処理施設を川本町の邑智クリーンセンター隣接地に建設し、令和 4 年度から供用を開始することとしている。また、委託先の変更に伴い、現在の大田可燃物中間処理施設では圧縮梱包処理方式から大型塵芥車への積替え方式に改修することが必要となった。

不燃ごみは、旧 1 市 2 町がそれぞれ建設した不燃物最終処分場の埋立てが終了し、平成 27 年 10 月に供用を開始した大田市不燃物処分場で、中間処理及び埋立てを行っている。

資源物は、大田リサイクルセンターで缶・廃乾電池等・水銀含有計器・ガラスびん・ペットボトル・ダンボール・新聞紙・その他の紙類・紙パック・古布衣類を再商品化事業者へ出荷している。また、大田容器包装リサイクルセンターでは、プラスチック製容器包装の中間処理を行い、日本容器包装リサイクル協会へ出荷している。

燃やせるごみや不燃ごみとして捨てられるものの中には、まだ資源物が混在しており、今後も、市民にごみの分け方や出し方を周知徹底し、理解を得ることでリサイクルを進めていく必要がある。

②し尿処理

し尿処理施設では、大田市全域より搬入されるし尿等を 24 時間の連続稼働によって 80 kℓ/日の処理を適正に行っている。処理の停止が市民サービスの低下へと直結することから、設備の稼働停止を防ぐため、定期的な維持補修を実施し、設備の機能維持を図っている。

しかしながら、施設稼働から 25 年が経過し老朽化が進行していることから、令和 3 年度から 2 年をかけて施設の基幹的設備改修工事を実施し、15 年の長寿命化を図ることとしている。

○表 6- (2) し尿処理とごみ処理の状況 (資料：衛生処理場)

年度	し尿搬入量 (kl)	ごみ搬入量 (t)	
		可燃施設	不燃施設
平成27年度	28,167	7,924	1,006
平成28年度	28,265	7,875	1,306
平成29年度	28,543	7,945	985
平成30年度	26,305	7,763	1,560
令和元年度	26,650	7,750	1,392
令和2年度	26,424	7,474	1,265

4. 火葬場

現在、3箇所の葬斎場で火葬を行っているが、いずれの施設も昭和62年から平成4年の間に開場しているため老朽化しており、修繕を繰り返しながら使用している。特に、大田葬斎場では2基の設備で火葬を行っているが、1基当たりの年間使用実績は約250件であり、標準使用件数の200件を超えていることから、設備に過度な負担がかかり、その都度部分補修を行っている状況にある。

市町合併後も3箇所の葬斎場を運営することは合理的ではないが、慣習の違いや今後も火葬件数が横ばい傾向と見込まれることから、火葬炉の数がある程度維持していくことも必要であり、年次的かつ計画的な補修を行うとともに、より効果的な運営を目指し、施設の集約やそれに伴う火葬炉の増設など、葬斎場のあり方を検討する必要がある。

5. 消防

①常備消防

平成23年度から令和2年度にかけて、消防防災拠点である全ての消防庁舎の新築整備や、消防救急無線のデジタル化を行い、各種災害に対応する盤石な消防防災体制を構築した。あわせて、緊急車両、資機材等の計画的な更新整備を行い、消防力の強化を図っている。

しかしながら、近年、災害の形態は大きく変化していることから、あらゆる災害に対し一層の対応力の強化が急務である。

また、火災による死傷者の多くが、住宅火災により発生しているため、住宅用火災警報器の設置率向上に向け、より一層の取り組みを行う必要がある。

○表 6-（3）火災の発生状況 （資料：消防部総務課）

年次	火災発生件数	罹災世帯数	焼失棟数	建物焼損面積（㎡）	林野焼損面積（a）	損害額（千円）	死者	負傷者
平成27年	17	4	10	400	0	8,487	0	3
平成28年	18	5	12	630	2	16,226	0	4
平成29年	23	6	19	1,025	11	17,528	0	0
平成30年	30	5	14	548	95	16,649	1	3
令和元年	22	11	27	1,721	26	125,089	3	1
令和2年	25	11	17	1,457	461	96,083	1	3

②救急救助

少子高齢化の進展により救急需要の増加が見込まれる中、高規格救急自動車や最新の高度救命処置用資器材の配備及び救急救命士の養成を行い、ドクターヘリやドクターカーを有効活用するなど、医療機関との連携を強化し救命率の向上を図っている。更なる救命率の向上を図るため、市民と連携した救急体制の確立に取り組んでいく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、いち早く、感染症に対応した救急車両や資器材等の整備を進め、感染防止対策に取り組んだ。

救助体制については、多様化する救助事案に対応するため、更なる高度化を図る必要がある。

○表 6-（4）救急出動の推移 （資料：消防部総務課）

年次	区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
平成27年	件数			4	86	17	14	295	6	14	1,030	338	1,804
	人員			2	95	17	15	296	6	8	985	332	1,756
平成28年	件数	1		5	97	20	12	299	4	13	1,118	325	1,894
	人員	1		5	111	20	13	294	4	11	1,071	314	1,844
平成29年	件数			1	95	27	10	307	1	17	1,075	361	1,894
	人員			1	118	27	11	298	1	11	1,021	359	1,847
平成30年	件数	1	2	5	112	23	17	279	2	15	1,182	359	1,997
	人員	1	2	3	119	22	18	273	2	8	1,132	354	1,934
令和元年	件数			4	90	22	17	257	1	13	1,119	393	1,916
	人員			2	91	22	17	246	1	10	1,091	388	1,868
令和2年	件数	3		6	67	10	3	265	3	15	949	361	1,682
	人員	3		2	69	10	3	258	3	11	912	357	1,628

③非常備消防

過疎化、少子高齢化が進展する中、本市消防団においては条例定数を満たしている。団員の減少は地域防災力の低下につながるため、引き続き、団員数の維持を図る必要がある。

また、あらゆる災害に対応するため、資機材の整備を図るとともに、団員の災害対応能力の向上に取り組んでいく必要がある。

6. 公営住宅

本市における公共住宅事情は、市営住宅 225 戸（17 団地）、一般市営住宅 3 戸（1 団地）、特定公共賃貸住宅 21 戸（3 団地）、公社賃貸住宅 32 戸（2 団地）、県営住宅 68 戸（2 団地）、合計 349 戸（25 団地）である。この内、本市が管理する住宅は、約 80% の 281 戸（23 団地）である。

本市が管理する住宅、とりわけ、市営住宅 225 戸の内、約 30%に相当する 69 戸（6 団地）が、公営住宅法上の耐用年限を経過し、老朽化が進んでいる状況である。

今後、本市の住宅行政において不可欠なことは、若者・子育て世帯のニーズに対応した住宅整備、住宅確保要配慮世帯の住まいの安定確保について適切に供給できるように取り組むことである。

7. 都市施設（公園）

本市においては、昭和 42 年から 11 箇所（街区公園 7、地区公園 1、総合公園 2、歴史公園 1）の都市公園を計画決定し整備を進めてきたが、公園内の各施設は老朽化が進

んでいる。

今日、市民の公園に対する要望は、急速な社会の高齢化や余暇時間の拡大等によるライフスタイルの変化と、それに伴う生活環境の向上に対するニーズの高まり等から、多種多様となっている。

このような市民ニーズに対し、平成 30 年度に策定した「大田市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、大田市民公園・仁摩健康公園・櫛島公園の施設改修や、石見銀山遺跡の活用を図るべく石見銀山公園の改修等に取り組んできた。今後も、市街地の街区公園を含め、引き続き安全で安心して利用できるよう老朽化した既存施設の長寿命化を図る必要がある。

8. 市街地開発

本市の市街地は、自然発生的に形成されたこともあり、道路が狭く、駐車場等の公共・公益施設が不十分であるなど、都市機能を備えているとは言い難く、近年は郊外型店舗の立地により、中心部の人口の減少、駅周辺の大型商業施設の閉鎖、空き店舗の増加等により空洞化が進んでいる。

このような状況の中、大田市駅周辺においては、平成 8 年度から大田市駅周辺西側土地区画整理事業に着手し、関連事業も含め平成 17 年度に完了した。残る中心市街地の東側周辺については、令和 2 年度に、大田市駅前周辺東側土地区画整理事業として事業化へ向けて事業区域の都市計画決定手続きに取り組んでいるところである。

一方、市街地周辺地域や中山間地域では、一層人口減少・高齢化が進行し、市全域において低密度な都市構造が進行している。このような状況では、市民生活の利便性の低下とともに、行政もこれまでに蓄積された社会資本ストックの管理に加え、新たなインフラ整備に伴うコスト増により、自治体経営に支障をきたす可能性がある。

こうした課題に対して、現在の拡散した都市構造を計画的に集約型（コンパクト）な都市構造へ誘導することにより、人口減少・高齢化社会に対応した持続可能で安心して暮らせる快適な生活環境を整備するため、居住機能や医療・福祉・商業などの都市機能を集約したコンパクトなまちづくりの推進を目的とした「大田市立地適正化計画」を平成 30 年度に策定したところであり、今後もコンパクトで持続可能なまちづくりを推進していくため、土地区画整理事業をはじめとして、大田市駅周辺の基盤整備に取り組んでいく必要がある。

（2）その対策

1. 水道施設

①上水道・簡易水道等

- (1) 人口減少や施設の維持管理の効率化を前提に、施設規模の見直しや施設の統廃合を行う。
- (2) 老朽管の更新については、他事業との調整を図り、漏水リスクの高い石綿管の更新及び 40 年を経過した基幹管路の耐震化を計画的に進め、有収率の改善と水道水の安全・安心・安定的な供給に努める。

- (3) 老朽施設については、日常の点検・監視、オーバーホールを適切に行い、施設の長寿命化を図る。
- (4) 施設の運営については、平成 29 年度から実施している包括的民間委託業務の充実を図り、委託業者との官民連携による持続可能な水道をめざして、適切な維持管理を行う。
- (5) 特別会計で運営を行っている 6 施設については、引き続き大田市直営による維持管理を行い、安全・安心で安定的な供給に努める。

②その他

- (1) 飲料水安定確保対策事業による補助等により、引き続き良質で安定した飲料水の確保に努める。

2. 下水処理施設

①汚水処理

令和 7 年度末汚水処理人口普及率を目標 61.5%とする。

(1) 公共下水道（汚水）

現在事業を継続している公共下水道大田処理区については、令和 2 年度から新たに久手工区へ事業を着手し、より一層の整備推進を図る。また、令和 7 年度末の下水道整備率を現在の 53.3%から目標の 74.8%へ向上させる。

(2) 浄化槽

現在事業を継続している生活排水処理事業については、今後も着実な整備推進を図る。また、集合処理区域の未整備地区を補完する浄化槽設置整備事業の着実な整備推進を図る。

②雨水処理

(1) 公共下水道（雨水）

大田処理区の橋北地区においては、菜洗橋の改築工事にあわせ、平成 30 年度から工事に着手し、令和 6 年度には大田高校横の雨水幹線の工事を終え、その後、下流域の状況を確認の上、柳井都市下水路の北八幡宮付近の改修を検討している。

また、橋南地区猿喰川沿岸の雨水対策工事は、令和 3 年度に対策方法の検討を行い、必要に応じて整備を行う。

3. 廃棄物処理

①ごみ処理

- (1) 平成 25 年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「もったいない」を合言葉として、Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用）の 3R を推進し、循環型社会の構築を目指しており、引き続き市民・事業者・行政が連携して一般廃棄物の減量に取り組んでいく。
- (2) 燃やせるごみについては、生ごみ堆肥化装置の普及や紙類の更なる資源化に向

けた分別排出方法等について、特に映像メディアを活用した啓発を進める。

- (3) 令和 4 年度から始まる邑智郡総合事務組合との広域処理に向けて、施設整備を進めるとともに、大田可燃物中間処理施設については、従来の圧縮梱包処理方式から大型塵芥車への積替え方式へ移行するための改修工事を実施する。また、この改修にあわせて、リサイクルの推進と市民の利便性向上を図るため、新たに大型粗大ごみの破砕機を設置する。
- (4) 不燃ごみについては、引き続き大田市不燃物処分場にて中間処理及び埋立てを行う。
- (5) 資源物を処理する大田リサイクルセンターでは、施設の老朽化が進んでいるため、計画的かつ適正な整備を進める。

②し尿処理

- (1) 令和 2 年 3 月に策定した「大田し尿処理場長寿命化総合計画」に基づき、令和 3 年度から 2 年をかけ、基幹的設備改修工事を実施することとしている。また、長期整備計画に基づき、計画的かつ適正な整備を進め施設の安定稼働を図る。

4. 火葬場

- (1) 年次的な計画に基づき、施設・設備等の修繕を実施する。
- (2) より効率的な運営を目指し、施設整備の方向性など、先進事例や専門的意見を参考とし、今後の葬斎場のあり方について検討を進める。

5. 消防

①常備消防

- (1) あらゆる各種災害に対応するため、資機材の整備を含めた体制の強化を図る。
- (2) 緊急車両、資機材等の計画的な更新・整備を行う。
- (3) 全世帯に対し、住宅用火災警報器の普及啓発活動を行う。

②救急救助

- (1) 高規格救急自動車や、資器材等の計画的な更新・整備を行う。
- (2) 応急手当普及員の養成、応急手当の普及啓発を行い市民との連携を強化する。
- (3) 救助技術、資機材等の高度化を図る。

③非常備消防

- (1) 各種災害に対応するため、引き続き消防団員の確保に努めるとともに、消防訓練、各種研修等を充実させ、災害対応能力の向上を図る。

6. 公営住宅

- (1) 「大田市営住宅長寿命化計画」を策定し、その計画に基づき、ストック改修を実施する。

7. 都市施設（公園）

- (1) 老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新、適切な施設点検や維持補修等の予防保全管理を行うため、既存施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

8. 市街地開発

- (1) 中心市街地活性化対策と連携を図り、大田市駅前周辺東側土地地区画整理事業を実施するとともに、駅通りの整備など、大田市駅周辺の基盤整備を行い、民間が投資しやすい環境を整える。
- (2) 「大田市立地適正化計画」に基づき、商業、教育、医療・福祉等の都市機能の集積や居住の誘導を促進し、市街地の拡散や低密度化を抑えることにより人口密度を維持し、コンパクトで利便性の高い持続可能なまちづくりを推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 上水道	上水道施設新設改良事業	大田市	
		上水道施設移設改良事業	大田市	
		上水道老朽施設更新（耐震化）事業	大田市	
		簡易給水施設移設改良事業	大田市	
		飲料水安定確保対策事業	大田市	
	簡易水道			
	その他			
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業（汚水）	大田市	
		公共下水道整備事業（雨水）	大田市	
		浄化槽設置整備事業	大田市	
		生活排水処理事業	大田市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ減量化等推進事業	大田市	
		新可燃ごみ共同処理施設整備事業	邑智郡 総合事務 組合	
		塵芥収集車購入（更新）事業	大田市	
		大型塵芥車購入事業	大田市	
		運搬用ダンプ車両購入（更新）事業	大田市	
		可燃物中継施設改修事業	大田市	
		し尿処理施設改修事業	大田市	
	(4)火葬場	大田市葬斎場改修事業	大田市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
	(5) 消防施設	消防指揮車更新事業	大田市	
		化学消防ポンプ自動車更新事業	大田市	
		救助工作車更新事業	大田市	
		高規格救急自動車更新事業	大田市	
		消防ポンプ自動車更新事業	大田市	
		消防通信指令システム更新事業	大田市	
		消火栓整備事業	大田市	
		防火水槽整備事業	大田市	
		消防団小型動力ポンプ更新事業	大田市	
		消防団小型動力ポンプ積載車更新事業	大田市	
		消防格納庫整備事業	大田市	
		消防救急無線広域化・共同化整備事業	大田市	
		災害対応資機材整備事業	大田市	
		消防団装備充実強化事業	大田市	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業	大田市	
	(8) その他	石見銀山公園施設整備事業	大田市	
		大田市民公園施設整備事業	大田市	
		仁摩健康公園施設整備事業	大田市	
		櫛島公園施設整備事業	大田市	
		街区公園施設整備事業	大田市	
		大田市駅周辺東側まちづくり事業	大田市	
		大田市駅前周辺東側土地区画整理事業	大田市	

7. 結婚・子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

1. 結婚

少子高齢化が進む背景としては、20歳代の人口減少が顕著であり、更に未婚・晩婚化が大きな要因となっている。特に、若い世代の結婚に対する意識変化や地域とのつながり、職場でのつきあいの希薄化などの社会構造の変化により、出会いの場が減少している。

2. 児童福祉

本市の合計特殊出生率は、全国、県と比較して高い水準で推移しているものの、出生数は減少傾向が続き、少子化はより一層深刻な問題となっている。

このような状況の中、核家族の進行、共働き世帯の増加等に伴い、保育に対するニーズは高まっており、保育所等では、保育士不足等により希望する園に入所できない事例が発生している。また、発達障がいや児童虐待など特別な支援の必要な児童・家庭に関する相談が増加傾向にあり、保育所をはじめとした支援や、早期発見は重要な課題となっている。更に、経済状況の悪化や情報の氾濫等、子どもたちの育ちに様々な影響を及ぼす新たな問題も加わり、子育てに関する経済的支援、保育サービス等の更なる充実、仕事と生活の調和、虐待防止体制の充実、困難を抱えた子ども・若者への支援の充実など解決すべき課題も多い。

これらに対応するため、現在、多子世帯に対する保育料軽減や副食費免除（認可外保育施設を含む）の実施や、認定こども園への移行の推進による子育て環境の充実、法人等が行う施設整備に対する補助や公立保育所の再編による安全・安心な保育環境の確保など様々な対策を講じている。

公立保育所においては、園舎の老朽化が進んでおり、中には耐震基準を満たしていない施設もあるため、近年大規模な自然災害等が多いことからその対策は喫緊の課題であるが、本市の財政状況や出生数の減少から全ての施設の建て替えや維持を行うことは困難な状況となっている。そのため、公立保育所の再編や民間活力の導入を効果的・効率的に進める必要がある。

また、子育てを地域ぐるみで推進するファミリー・サポート・センター事業や子育て支援センター等の養育を支援する体制整備、子ども等の健全育成、安全・安心な放課後の居場所づくりとしての役割を果たす放課後児童クラブの拡充や、生きづらさをはじめ困難を抱えた子ども・若者への支援を実施する「子ども・若者支援地域協議会」の設置など、関係機関と連携を図り、居場所づくりや活動場所の整備等支援事業を実施している。

養育に課題を抱え、何らかの支援を必要とする家庭の増加は、児童虐待認定件数の増加傾向からも窺える。虐待の早期発見、早期対応、再発防止に加え、児童だけでなく保護者の養育のしづらさの原因を探り、家庭的養育を支援する対応並びに「できる限り良好な家庭的な養育環境」の構築を目指すことが必要である。

あわせて、令和元年度に策定した「第2期大田市子ども・子育て支援事業計画」に

沿って、総合的・計画的に地域の実情に即したきめ細かな施策展開を進める必要がある。

3. 高齢者保健及び福祉

本市の高齢化率は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳人口では40.3%と県下8市において最も高く、市内29地区の中で高齢化率40%台が12地区、限界集落といわれる高齢化率50%以上の地区も、12地区となっており、市内全域において一人暮らし高齢者世帯は増加傾向にあり、夫婦とも高齢者の世帯も高止まり傾向にある。

それに伴い、要支援、要介護者、更には認知症高齢者も増加している状況において、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせる社会を目指すため、地域包括ケアの中核となる「地域包括支援センター」の機能強化を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要がある。

少子高齢化の進展に伴い労働力人口が減少する中で、介護サービスの利用は増加し、介護人材の必要性は高まっており、質の高い人材を安定的に確保していくことが必要である。

また、高齢者の中には介護サービスを要しない元気な方も多く、元気な高齢者が多様な分野の活動に参加し、地域社会を支える役割を担う仕組みづくりが必要である。

○表 7- (1) 保育所園児数調べ (資料：子育て支援課)

(4月初日在籍人員)

4月1日現在(入員)												
区分	名称	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		定員	人数	定員	人数	定員	人数	定員	人数	定員	人数	
公立	大田保育園	90	81	90	87	90	87	90	88	90	80	
	静間保育園	45	41	45	34	45	32	45	32	45	27	
	鳥井保育園	45	32	45	31	45	29	45	22	45	16	
	久手保育園	90	84	90	90	90	92	90	92			
	波根保育園	60	46	60	46	50	39	40	38	40	35	
	池田保育園	20	18	20	15	20	11	20	7	20	9	
	川合保育園	50	27	50	26	50	22	40	18	40	21	
	水上保育園	20	20	20	17	20	13	20	13	20	15	
	温泉津保育所	60	43	60	38	60	32	40	30	40	27	
	湯里分園	10	7	休園								
	計	490	399	480	384	470	357	430	340	340	230	
私立	あゆみ保育園	130	135									
	志学保育園	20	17	20	13	20	13	20	12	20	18	
	みどり保育園	20	19	20	17	20	18					
	いそたけ保育園	50	49	50	46	50	41	50	34	40	28	
	サンチャイルド長久さわらび園	120	119	120	127	120	120	120	126	120	128	
	久利保育園	50	47	50	56	50	58	50	57	50	59	
	相愛保育園	120	126	120	128	120	128	120	127	120	130	
	たから保育園	50	54	50	58	50	52	50	56	50	50	
	仁摩保育園	120	100	100	98	100	101	100	96	100	99	
	こばと保育園			40	38	40	45	40	44	40	46	
	大森さくら保育園					30	20	30	26	30	25	
	計	680	666	570	581	600	596	580	578	570	583	
認定こども園	認定こども園あゆみ保育園			135	135	135	138	135	144	145	141	
	認定こども園みどり保育園							25	14	25	14	
	くてこども園									105	94	
	計	0	0	135	135	135	138	160	158	275	249	
地域型保育事業所	ステップルーム	5	5	5	5	5	4	5	3	5	4	
	ナーサリーおだ	5	5	5	3	5	2	5	3			
	すてっぷ2	5	5	5	5	5	3	5	2	5	4	
	わんぱ〜く保育園	12	6	12	7	12	2	12	5	12	3	
	大森さくら保育園	19	13	19	19							
	ステップ川合			5	3	5	4	5	2	5	5	
	計	46	34	51	42	32	15	32	15	27	16	
認可外	たんぼぼ保育所	35	31	35	26	35	27	35	25	35	26	
	こばと保育園	40	32									
	計	75	63	35	26	35	27	35	25	35	26	
合計		1 291	1 162	1 271	1 168	1 272	1 133	1 237	1 116	1 247	1 104	

4. その他の福祉

①障がい者福祉

「障がいのあるなしに関わらず、だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じるまちづくり」を基本理念に、障がい者の自立と社会参加を目指して障がい福祉施策の推進に努めている。その結果、関係機関等の協力により、サービス提供体制等の基盤整備、並びにサービスの拡充を図ることができた。

一方で、障がい者の地域生活への移行を進めるため、地域における住まいの場としてのグループホームの整備も進んできたが、全国的な課題となっている「障がい者の親亡き後」への対策は、いまだ十分とは言えない状況である。

また、障がい児通所支援も充実してきたが、国が発達障がい児の早期確認体制を進めていることから、この対応を更に充実していく必要がある。

障がい者の就労支援については、経済的自立を進める取り組みであり、福祉施設における支援や、障がい者自立支援協議会における事業のほか、大田障がい者就業・生活支援センター、石見大田公共職業安定所等との連携による一般就労に向けた支援を行っている。引き続き取り組みを進めるとともに、離職予防や就労定着に資する取り組みを強化する必要がある。

更に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を取り除く取り組みを進めていく必要がある。

○表 7-（2）障がい者数の推移 （資料：地域福祉課）

（単位：人）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	内65歳以上	人数	内65歳以上	人数	内65歳以上	人数	内65歳以上	人数	内65歳以上
身体障がい者	2,207	1,771	2,025	1,619	1,907	1,531	1,896	1,544	1,809	1,480
知的障がい者	430	64	433	72	434	71	439	83	444	86
精神障がい者	412	131	417	128	421	131	443	130	449	136
計	3,049	1,966	2,875	1,819	2,762	1,733	2,778	1,757	2,702	1,702

②低所得者福祉、ひとり親家庭福祉

本市における生活保護の動向は、人口減少、高齢化の影響により、世帯数、保護率ともに横ばいから減少傾向に転じつつある。一方で、被保護世帯に占める「高齢者世帯」の割合は過半数を超えており、稼働収入等の増加による自立が見込めない世帯がほとんどである。

生活困窮による相談者や被保護世帯は、病気や障がい、家族関係の希薄化等、多様で複雑な問題を抱えているケースが増加しており、関係機関と連携したきめ細かな支援を行うことが求められている。

ひとり親は、特に就労、子育て、家事を全般的に担わねばならず、社会的、経済的、精神的に不安定な状態となりやすい。不安や問題、時に保護者の悩みに寄り添い、解決と自立支援に向けた専門的知識に基づく相談援助体制と、他機関連携、利用可能なサービス提供並びに必要な応じた制度の創設が望まれる。

5. 保健

本市においては、地域全体で子育てを支援し、誰もが安心して子育て・子育てできるまちづくり、だれもが住み慣れた地域で、いくつになっても生き生きとした生活が送れるよう、市民自らが健康づくりに取り組み、それを地域全体で支える「共創」によ

るまちづくりを推進している。

しかしながら、少子高齢化・核家族化が進む中で地域の連帯も希薄化し、育児に悩みを持ち、育てにくさを感じる親も増えており、安心して子どもを産み、健やかに育つよう、切れ目のない支援を社会全体で取り組むことが求められている。

また、本市の総死亡の半数以上を占める生活習慣に起因する、がん、脳血管疾患、心疾患などの疾病を予防し、生涯を通じて自らの健康を維持・向上できるよう生涯を通した生活習慣病予防による健康寿命の延伸に取り組む必要がある。

そのため、家庭、学校、地域、職域と連携し健康づくりの取り組みや情報提供の場を増やすことに努めている。

今後、更に関係機関や関係団体、地域の組織との連携を図り、「おおだ健やかプラン」に基づき、ライフステージに応じた健康づくりの取り組みの推進、地域で支え合う健康づくりを推進していくことが必要である。

(2) その対策

1. 結婚

- (1) 結婚支援相談員を配置し、結婚を望む独身男女の出会いのきっかけづくりをするボランティア「はぴこ」や市内の地域団体が実施する婚活イベントなどを支援し、機運醸成に向けた活動の促進を図る。

2. 児童福祉

- (1) 子育てを楽しみ、産み育てる喜びの醸成のため、子育てサロン、サークル等、子育て中の親同士が交流する機会を提供するとともに、地域子育て支援センターによる安心した子育てに寄与する情報提供や相談体制の整備を進める。また、ファミリー・サポート・センターによる相互援助活動により地域ぐるみの子育て支援を行う。
- (2) 多様なニーズに対応できる保育サービスの充実や、安全・安心な保育環境の確保に向けた保育施設の再編や整備を進めていく。
- (3) 重度心身障がいや、発達障がいなどの支援が必要な児童や家庭について、早期に適切な支援を受けられるよう、児童や家庭、支援機関等との密接な連携・調整機能の強化を図り、地域の子育て支援の充実につなげる。
- (4) 保護者が昼間労働等で家庭にいない小学校児童の健全育成のため、放課後児童対策事業の充実を図る。
- (5) 子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、保育所保育料・副食費の負担の軽減を行う。
- (6) 保育士確保については、新たな採用だけでなく、在籍職員の離職防止も含めた人材確保の取り組みを推進する。
- (7) 乳幼児及び児童・生徒のいる家庭にとっては、子どもの医療費が家計を圧迫する要因の一つとなり、また、疾病の早期発見・早期治療を進める環境づくりは、子どもの健康と成長にとって重要であり、医療費面での負担を軽減する必要があることから医療費の助成を行う。

- (8) ひとり親に対し、放課後児童クラブの利用料などの減免措置や医療費の助成制度などにより経済的負担の軽減を図る。
- (9) 児童虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を中心に、要保護児童等の支援を行う。また、関係機関と連携を図り、未然防止や早期発見のための啓発活動、関係者研修などを計画的に実施する。
- (10) 困難を抱えた子ども・若者への支援については「子ども・若者支援地域協議会」を中心に、関係機関と連携し、居場所づくりや社会体験などを含めた「伴走支援」の充実や支援体制の拡充を図る。
- (11) 養育を補うための養育支援訪問事業、身近な支援者がいない場合の養育支援を可能とする子育て短期支援事業の創設、家庭的養育に近い里親制度の周知などに努める。
- (12) 令和 3 年度に大田市子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待等に係る養育相談などの専門的相談と継続的な指導・助言、関係機関との調整等を行う。

3. 高齢者保健及び福祉

- (1) 地域包括ケアの中核となる地域包括支援センターの機能強化を図る。
- (2) 地域共生社会の実現に向け、包括的支援体制の構築を図る。
- (3) 在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制の構築を目指すとともに、地域の高齢者を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護業務の効率化を推進する。
- (4) 高齢者が要介護状態とならないための効果的な介護予防の取り組みや自立支援を目指したサービスの一体的な提供を図る。
- (5) 高齢者のひとり暮らし世帯等の増加に対し、生活支援サービスの確保及び支え合い活動を推進する。
- (6) 高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、健康に対する意識を高めるとともに、地域の中での活躍や交流することができる場所、機会の提供を図る。
- (7) 認知症の人が自分らしく安心して暮らし続けるために、認知症の理解を深める啓発や医療と連携した早期発見・早期支援、権利擁護のための取り組みを推進する。
- (8) 介護サービス基盤の計画的な整備により、介護を必要とする高齢者が適切に介護サービスを受けることで、要介護状態の維持・軽減を図る。
- (9) 持続可能な介護保険制度を目指し、要介護認定の適正化、ケアプランの点検等介護給付適正化の取り組みを推進する。

4. その他の福祉

①障がい者福祉

- (1) 障がい者福祉の充実を図るため、「大田市障がい者計画」に基づき、総合的な障がい者施策を推進する。
- (2) 「大田市障がい福祉計画」に基づき、障がい者の地域移行を推進していくとともに

に、障がい者に対するサービス基盤の整備等を図る。

- (3) 障がい者にかかる様々な問題とその解決のために、障がい者相談支援事業及び大田市障がい者自立支援協議会の機能強化を図る。
- (4) 関係機関と連携を図り、障がい者の就労支援を進めるとともに、授産品の販売促進により就労継続支援事業所を利用している障がい者の工賃向上を図る。
- (5) コミュニケーション支援事業及び障がい者社会参加促進事業の充実により、障がい者の社会参加をより一層進めていく。
- (6) 「大田市地域福祉計画」に基づき、地域福祉の推進を図るとともに、障がい者を取り巻く地域課題の解決の取り組みを進める。
- (7) 一定所得以下の障がい者及び障がい児に対し医療費の助成を行う。

②低所得者福祉、ひとり親家庭福祉

- (1) 生活困窮者に対して、民生委員、公共職業安定所、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、困窮状態の速やかな解消に向けた支援を行う。また、生活保護受給者の最低生活の維持を保障するとともに、関係機関と連携したきめ細かな対応により、自立を支援する。
- (2) ひとり親家庭が困難を抱え込むことがないよう、ひとり親家庭の現状の把握等に努め、母子・父子自立支援員をはじめとした相談体制の充実を図るとともに、生活支援、就業支援、経済的支援など他の機関との連携により総合的な支援を推進する。
- (3) 母子会等関係団体と連携し、自立に向けた問題点の解決に努める。
- (4) 一定所得以下のひとり親家庭に対し医療費の助成を行う。
- (5) 生活困窮世帯の子どもの安心と成長への環境を整えるため、子どもと地域の大人との交流を通して、現在の不安や困難を取り除くとともに、学習や将来への意欲を高めることで将来の生活基盤の安定につなげ、「貧困の連鎖」を断ち切るよう努める。

5. 保健

- (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策を推進する。
- (2) 学童期・思春期から青年期に向けた保健対策を行う。
- (3) 子どもの多様性を尊重し親子に寄り添う支援を行う。
- (4) 妊娠期からの児童虐待防止に努める。
- (5) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進する。
- (6) がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病など生活習慣病対策を推進し、早期発見、早期治療に努める。
- (7) 毎日の生活に運動を取り入れ、楽しく運動できる仲間を増やす取り組みを推進する。
- (8) 食育の啓発及び実践に向けた取り組みを進め、食を通して心身の健康づくりと生活習慣病予防を行う。
- (9) 食の循環や環境を意識した食育、食文化の継承に向けた食育活動に取り組む。

- (10) たばこ・アルコールが健康に及ぼす影響について学習の機会を増やす取り組みを進める。
- (11) こころの健康の保持増進を図り、自死予防に取り組む。
- (12) むし歯と歯周病予防など歯の健康についての取り組みを進める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
6 結婚・子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	公立保育所施設整備事業	大田市	
		民間保育所施設整備支援事業	民間 保育所	
	(2) 認定子ども園	公立認定こども園施設整備事業	大田市	
		民間認定こども園施設整備支援事業	民間認定 こども園	
	(5) 障がい者福祉施設 その他	障がい者福祉施設整備費補助事業	社会福祉 法人等	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	仁摩保健センター改修事業	大田市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	保育所特別事業 一時預かり保育、延長保育等を行う私立保育所等への補助	私立 保育所等	各種保育サービスの実施により子育て環境の整備に努める
		放課後児童健全育成事業 児童クラブへの運営・施設整備補助	児童 クラブ	昼間家庭に保護者のいない児童に対し、豊かで安全な放課後の確保を図る
		地域子育て応援事業（子育て支援事業） 育児不安に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供等	関係団体 等	関係団体、民間による子育て環境の整備に努める
		乳幼児医療費の負担軽減 未就学児への医療費助成	大田市	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努める
		子ども医療費（義務教育期間）の負担軽減 義務教育期間の児童・生徒への医療費助成	大田市	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努める
		認可外保育施設保育料軽減事業 認可外保育施設を利用する多子世帯等の経済的負担を軽減	大田市	子どもを産み育てやすい環境づくりに努める
		保育士確保対策事業 団体等が実施する保育士確保対策への補助、保育士志望者への助成	大田市	保育士確保対策を図る

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
	高齢者・障がい者福祉	高齢者地域福祉推進事業 高齢者の健康維持・増進や生きがいのための老人クラブ活動に対する補助	大田市シニアクラブ連合会	活動参加による高齢者の健康維持・増進や生きがいのために努める
		生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） 委託事業 居宅において生活することに不安のある高齢者に対して一時的に住居を提供	大田市	独居高齢者等へ一時的な生活場所を提供し、在宅生活の維持継続を図る
		地域介護予防活動支援事業 ボランティア等の人材育成研修、地域活動組織の育成・支援等	大田市	介護予防に資する人材の育成により、地域での支えあい体制づくりに努める
		成年後見支援事業 成年後見制度の利用促進や、市民後見人の養成・支援を推進し、高齢者等の権利擁護体制を構築	大田市	権利擁護支援が必要な認知症高齢者等への支援体制の充実を図る
		高齢者通いの場づくり事業 介護予防を重視した高齢者通いの場づくり事業の実施により、要支援者等に対する効果的効率的な支援	大田市	介護予防の推進により、高齢者が住み慣れた地域での自立支援を図る
		障がい児保育事業補助 障がい児を受け入れる民間保育所等への補助	民間 保育所等	支援が必要な子どもの受入体制の整備に努める
		地域生活支援事業 地域活動支援センターの運営委託	大田市	地域活動支援センターの運営を支援する
		がん検診事業 各種がん検診実施、乳がん検診無料クーポン券配布、胃がんリスク検診、胃がんあり方検討会	大田市	がんによる死亡率の低下を図る
		予防接種事業 定期予防接種の推進等	大田市	感染症のまん延防止を図る
		食育推進事業 食育推進の啓発活動、食育推進サポーターの会の活動支援等、食育推進サポーター再養成	大田市	豊かな人間性を育むため、食育の推進を図る
	その他	こころと命のサポート事業 心の健康や自死予防の普及啓発	大田市	自死予防の啓発、ゲートキーパーの養成による相談対応能力の向上を図る
		産後ケア事業 産後2週間健診、産後1か月健診、助産師による産後4か月（必要時1年）までの産婦への支援	大田市	母親自身のセルフケア能力を高め育児不安からの虐待防止を図る
		(9) その他		
		生活困窮者自立支援事業	大田市	
		地域子育て応援事業	大田市	
		子どものための教育・保育給付事業	大田市	
		子ども・若者支援体制等整備事業	大田市	
		母子家庭等自立支援給付金事業	大田市	
		子どもと大人の交流の場づくり事業	大田市	

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

1. 診療施設

全ての市民が、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、医療の確保は極めて重要である。

本市における医療施設は、病院が2施設、診療所が33施設（巡回診療を含む）あるが、中山間地域では、診療所不在の地区が増えてきており、地域の医療体制は総じて縮小傾向にある。

今後一層、高齢化が進む中、地域包括ケアシステムの構築を見据えた在宅医療体制の確立など、限られた医療資源を有効に活用し、将来にわたって地域で医療を提供できる体制を構築していくことが課題となっている。

このため、地域で働く医師をはじめとする医療従事者の育成・確保に向けた取り組みを強化するとともに、大田市立病院を中心として、大田二次医療圏の各医療機関をはじめ圏域内外の医療機関が一層の連携と役割分担を図っていく必要がある。

大田市立病院は、大田二次医療圏の中核病院であり、急性期医療の提供をはじめ、救急医療や周産期医療などの政策医療の中心的な役割を担う自治体病院として、この地域の医療の確保・充実に重要な役割を果たしてきた。

近年は医師数も増加傾向にあり、整形外科の常勤医着任など、常勤医不在の診療科は減少しているものの、診療科による医師の偏在化があるため、良質な医療を安定的に提供していくためにも、引き続き、必要な診療科の医師確保に取り組んでいく必要がある。

このような状況の中、本市の寄附により島根大学医学部に開設された総合医療学講座並びに大田総合医育成センターの取り組みによって、大田市立病院の医師確保や診療機能の充実につながっているが、寄附講座の本来の目的である総合医育成の実績が少なく課題となっている。

平成29年度に着手した新病院建設事業は、令和2年5月に旧病院から新病院へ機能移転を行い開院した。最新のCT撮影装置やMRI撮影装置を導入し診療機能を強化したほか、病床数は229床と減少したものの病室が広くなり療養環境は改善されている。令和3年度には駐車場を含む外構工事及びリハビリ公園整備工事を行った。

今後も、良質な医療を提供していくために必要な医療機器について、計画的に更新・整備していく必要がある。

○表 8-（1）保健医療者関係者数 （資料：医師・歯科医師・薬剤師調査、衛生行政報告例）
（平成30年12月31日現在）

区 分	医 師		歯科医師		薬剤師		保健師	
	総数	人口10万人 当り	総数	人口10万人 当り	総数	人口10万人 当り	総数	人口10万人 当り
大田圏域	107	207.0	29	56.1	80	154.7	56	108.3
島根県	2,050	301.5	401	59.0	1,377	202.5	539	79.3
全国	327,210	258.8	104,908	83.0	311,289	246.2	52,955	41.9

区 分	助産師		看護師		准看護師		歯科衛生士	
	総数	人口10万人 当り	総数	人口10万人 当り	総数	人口10万人 当り	総数	人口10万人 当り
大田圏域	19	36.7	480	928.4	289	559.0	50	96.7
島根県	326	47.9	8,769	1,289.6	2,902	426.8	853	125.4
全国	36,911	29.2	1,218,606	963.8	304,479	107.4	132,629	107.4

区 分	歯科技工士	
	総数	人口10万人 当り
大田圏域	17	33.0
島根県	257	37.8
全国	34,468	27.9

※医師、歯科医師、薬剤師は、未就業者を含む

○表 8-（2）医師・歯科医師数（年齢別） （資料：医師・歯科医師・薬剤師調査）
（平成30年12月31日現在）

区 分	一 般						歯 科	
	39歳以下	40～54	55～64	65～74	75歳以上	計	内65歳以上	65歳以上
大田圏域	13	28	35	22	9	107	31	13
島根県	534	649	461	289	117	2,050	406	108

（2）その対策

1. 診療施設

- （1）市民の安全・安心を確保するため、関係機関と連携し、地域医療の充実を図る。
- （2）地域で働く医師をはじめとする医療従事者の育成・確保に向けた取り組みを行う。
- （3）医療活動の拠点施設である地域の診療所について、必要な整備を行う。
- （4）令和2年度に開設した市直営の診療所について安定的な運営を図る。
- （5）地域の看護師を活用し、市民と医療・福祉をつなぐための仕組みを構築する。
- （6）地域全体で地域医療を守るための普及啓発に取り組む。
- （7）市街地から離れた地域への訪問診療や訪問看護を支援し、在宅医療を推進する。
- （8）島根大学医学部が開設する総合医療学講座への寄附を継続し、大田総合医育成センター医師による大田市立病院の診療機能の充実を図るとともに、将来の地域医療を担う総合医育成の更なる推進を図る。
- （9）大田市立病院の施設や医療機器について、計画的に整備する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	新大田市立病院建設事業	大田市	
		大田市立病院医療機器整備事業	大田市	
		国民健康保険診療所事業特別会計	大田市	
		地域診療所施設管理事業	大田市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域医療確保対策事業 医療従事者の育成・確保対策、休日応急診療 事業、地域医療を守るための普及啓発等	大田市	地域医療を守るための 医療従事者の育成及び そのための教育普及を 図る
		総合医療学講座事業 本市の寄附による島根大学医学部における総 合医療学講座の開設、大田市立病院への「大 田総合医育成センター」の設置	大田市	総合診療専門医の育成 により地域医療提供体 制の安定的確保を図る

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

1. 学校教育

①幼児教育

近年、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、幼児を取り巻く環境は大きく変化している。このような中、令和元年度に策定した「公立保育所再編基本計画」及び「学校のあり方に関する基本方針」では、保護者の幅広いニーズへの対応と、公共施設の集約化のため、公立の幼稚園を認定こども園に移行することとしている。令和2年度には、公立幼稚園1園を廃園し、民営による認定こども園の開設につながった。

○表 9- (1) 園児数の推移（各年5月1日） （資料：大田市教育委員会）

（単位：人）

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
公立幼稚園	104	111	95	79	64	59	52	51	47	50	30

②義務教育

少子化により、児童・生徒数が年々減少している状況の中、これまで学力向上、特別支援教育、児童・生徒支援、学校統合、施設整備など各種の施策を進めてきた。

学力向上については、全体的にやや低い状況にあり、学習の機会や支援の継続と拡充が求められる。

教育における情報化については、Society5.0の時代に活躍できる児童・生徒を育てるため、国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けた取り組みが求められている。

特別支援教育については、近年、様々な状況により、特別な支援を要する児童・生徒は増加しており、今後に対応が増えるものと推測される。

児童・生徒支援については、いじめや不登校等の実態に対して、適応指導事業、スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業、いじめ防止対策推進事業等により、対策を実施しており、人的配置の一層の充実が求められる。

学校統合については、平成20年度に策定した「大田市学校再編実施計画」により統合を進め、現在学校数は、小学校16校、中学校6校となっている。今後の学校のあり方については、学校の適正配置にとどまらず、義務教育自体のあり方を考える必要があるとともに、学校運営そのものを根本から見直す時期に来ている。このため、令和2年度に「学校のあり方に関する実施計画」を策定し、この計画に基づき検討を進めていく。

学校運営にあたっては、コミュニティ・スクールを計画的に導入し、令和4年度中にはすべての小・中学校がコミュニティ・スクールとなる予定である。

学校施設については、昭和40年代から60年代初めに建築された建物が多く、建築から30年以上が経過する中で、様々な箇所での老朽化が進むとともに、必要な機能を十分に維持できなくなっている。更に、学校施設は、子どもたちが生き生きと学習し、生

活する場であるとともに、地域住民にとって生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時には避難所としての役割も果たすなど地域にとって重要な施設となっており、適切な施設管理が求められている。

また、学校給食の根幹を担う学校給食センターが開設から 10 年を経過することから、経年により設備に不具合が生じることのないよう、今後、改修・更新を計画的に進める必要がある。

○表 9-（2）児童・生徒数の推移（各年 5 月 1 日） （資料：大田市教育委員会）

（単位：人）

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
小学校児童数	1,787	1,794	1,770	1,733	1,662	1,641	1,618	1,602	1,573	1,565	1,544
中学校生徒数	937	922	918	895	942	911	893	840	840	834	820
計	2,724	2,716	2,688	2,628	2,604	2,552	2,511	2,442	2,413	2,399	2,364

③その他

乳幼児期の子育ての教育的側面を「就学前の教育」ととらえなおし、「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」をもとに教育面の充実を図り、小学校教育につながる基本的な生活習慣、規範意識などの重要性を踏まえた子育てをする必要がある。

市内の 2 高校では、それぞれ特色ある教育に取り組んでいるが、少子化の進行により、高校への入学者数そのものは減少傾向にある。また、近年、市内児童・生徒の学力は、全国的に比較すると低、中位の状況にあり、更に学力上位層の市外高校への流出が、市内の高校において平均学力低下の一因となっている。

2. 社会教育

社会教育推進において拠点的な役割を担っている公民館は、全国的に年々減少傾向にあり、市長部局が所管するコミュニティセンターへと移行する動きが広がっている。本市では、平成 21 年度より人づくりを担う「公民館（教育委員会所管）」と地域づくりを担う「まちづくりセンター（市長部局所管）」が連携した独自の方式により地域づくりを進めてきた。

しかしながら、市民にとって「公民館」と「まちづくりセンター」の違いが分かりにくく、それぞれの施設が果たすべき役割について十分な理解が得られているとは言い難い状況にある。

今日の人口減少、少子高齢化等により地域の担い手が不足し、地域コミュニティの衰退が懸念される中、社会教育の「楽しみ・集い・学び・つながる」場の提供によって地域の絆や活力を回復させ、持続可能な地域づくりに寄与していくことが今後一層求められる。

生涯学習の拠点である図書館については、経年劣化により施設補修が緊急課題となっており、令和 2 年度に大田市中心図書館の空調設備更新工事を実施した。館内全ての空調機器を更新し、文化施設として市民の利便性向上を図るものである。今後、床板が剥離して危険な状態の 2 階回廊及び照度の基準値を下回っている照明器具取替工事などの実施により、読書環境の維持・機能強化を図っていく。図書館の利用状況

については、貸出冊数の減少傾向が続いており、引き続き、利用者のニーズに応え、図書館サービスの向上に努める必要がある。同時に、令和２年度に策定した「第３次大田市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域などにおいて、更に子どもの読書力を高める活動を推進する必要がある。

社会体育については、少子高齢化によりスポーツ活動が停滞しており、競技者が固定されている。指導者も不足傾向にあるため、新しい指導者の育成や指導者のスキルアップが必要となってくる。また、子どもの運動能力は全国、島根県と比較しても上回っているものもあることから、引き続き幼児期・学童期から基礎的な運動能力を向上させる必要がある。

体育施設については、利用者のニーズに対応した施設機能の確保・充実や耐震化の対応、老朽化施設の修繕が課題となっている。

３．人権・同和教育

平成１９年７月に石見銀山遺跡が「平和と人権尊重」を精神とするユネスコの世界遺産に登録されたことを契機に、平成２０年９月に「人権尊重都市」を宣言し、更に、平成２１年２月には「大田市人権施策推進基本方針」を策定し、平成３１年３月には第２次改定を行った。

近年、人権に関する状況は、全国的には新型コロナウイルスに起因する偏見や差別、性的少数者（ＬＧＢＴＱ）の人権、インターネット上での人権侵害なども大きな課題となっており、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決や人権を確立していく上で、自治体の果たす責務はますます重要となっている。

このような状況を踏まえ、「平和と人権尊重」の精神を基底に据えた人権教育・啓発を推進するため、市行政の全ての分野に人権尊重を基本とする施策を展開することを目的とし、平成２６年に「大田市人権尊重のまちづくり条例」を制定・施行した。

今後、この条例に基づく「大田市人権施策推進基本方針」により、様々な人権問題に対し、共通の課題認識と目標をもって人権施策に取り組むことが求められている。

人権・同和教育の啓発活動として、「人権を考える市民のつどい」「ふれあいフェスティバル」等による講演会や、児童・生徒を対象とした「人権の花運動」「人権作文・標語・ポスター募集」を実施し、広報活動として毎月発行している広報誌「きずな」へ人権啓発に関する記事を掲載している。

また、隣保館事業においては、教養講座受講者を対象とした人権・同和问题研修会や移動隣保館による啓発活動をはじめ、地域福祉に関する生活相談を行っている。

男女共同参画社会の実現については、男女の生き方や行動、あるいは考え方に対する固定的な性別役割分担意識の払拭と、家庭や職場、地域における男女共同参画の視点からの社会通念・慣行を払拭する意識改革を促進し、「大田市男女共同参画計画」に基づき取り組みを進めてきた。しかし、令和元年１２月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、性別役割分担意識と、それらにおける社会通念、慣習等は依然として残っていることが推察され、男女がともに認め合い、支え合う男女共同参画社会の実現のために、家庭、職場、地域のあらゆる分野での積極的・継続的な取り組みが必要である。また、夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や

職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題についても女性の人権に関する重要な課題であることから、被害者支援等について関係機関と連携を図ることが必要である。

(2) その対策

1. 学校教育

①幼児教育

- (1) 唯一の公立幼稚園である大田幼稚園について、公立認定こども園への移行を進め、家庭や地域、保育所や小学校との連携を図り、「生き抜く力」を育む幼児期教育を推進する。

②義務教育

- (1) 学力向上対策として、小学校においては支援員の配置を行い、中学校においては、主体的な学びの環境を整える。
- (2) G I G Aスクール構想の実現に向け、引き続き I C T環境の整備や教員の I C T活用指導力の向上を進める。
- (3) 特別な支援を必要とする児童・生徒への対応として、支援員等を引き続き配置する。また、就学前の子どもの状況を把握し、早期の支援につなげる。
- (4) 生徒指導に関する対応として、適応指導、S S W等の活用事業を引き続き実施する。
- (5) 学校のあり方については、計画に基づき学校・保護者・地域住民など様々な人たちとの対話を通じ、魅力ある学校づくりを推進する。
- (6) 学校運営に関して地域との連携は欠かせないという観点から、計画的にコミュニティ・スクールを導入する。
- (7) 学校施設に求められる役割を果たすため、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を考慮したうえで、老朽施設の長寿命化を踏まえた大規模改修を実施する。
- (8) 学校給食センター設備の改修・更新を計画的に実施する。

③その他

- (1) 乳幼児期から高校生までの育ちを支えるための「(仮称)大田市魅力化コンソーシアム」を設立する。その一環として、乳幼児を対象とした子ども読書活動の推進や、策定した統一カリキュラムを活用し、保育所・幼稚園・認定こども園・小・中・高等学校の連携、地域との連携を推進する。これらを通して優れた生徒の育成と、教育移住の人の流れにより定住対策に活かしていく。

2. 社会教育

- (1) 社会教育を推進するため、大田市社会教育推進センターを設置し、まちづくりセンターと共に事業を展開することで、たくさんの人が集い、楽しみながら学び合うことで、地域への関心や多様なつながりを生み出し、主体的に地域を担

う人材の育成に努める。

- (2) ESD（持続可能な社会の担い手を育む教育）の視点に立った学習活動を実施することで、地域課題とその対応について学習し、その成果を地域づくりの実践に活かせるよう支援する。
- (3) 「学校、家庭、地域」との連携協力体制を支援することで、地域の教育力を向上させ、多様なつながりで形成される地域ネットワークを構築していく。
- (4) 市民が興味・関心をもつ蔵書構成の構築や企画展示、図書館来館困難地域及び幼稚園・保育所・小中学校等への配本事業や団体貸出の拡充に取り組む。
- (5) 図書館施設整備については、緊急性の高いものから随時、補修・改善を行う。
- (6) 「第3次子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、幼稚園、保育所、学校と連携し、子どもの読書活動を推進する。
- (7) 「大田市健康体力づくり市民大会」や各種スポーツ団体が実施している研修会、指導者派遣等、現在行っている取り組みを維持・拡大することにより、スポーツに触れる機会の提供や気運の醸成を図る。あわせて、総合型地域スポーツクラブの普及に努める。
- (8) 各種スポーツ団体と連携し、指導者向け研修会を開催することにより、指導者のスキルアップや新しい指導者の育成に努め、スポーツ活動の普及と活動人口の増加を目指す。
- (9) 市内小中学校においてスポーツテストを一括実施し、その結果に基づき、高等学校、小中学校、幼稚園、保育所の教員等代表者からなる協議会を開催することにより、それぞれの年代の課題、取り組み状況等の情報を共有し、対策を検討する。
- (10) 老朽化した体育施設の改修・整備を行う。

3. 人権・同和教育

- (1) おおだふれあい会館（大田市隣保館）については、ユネスコ精神である「平和と人権尊重」を啓発するとともに、地域福祉の向上と人権問題を解決するための拠点施設としての機能を強化するため、職員体制及び施設整備を充実させる。また、国の地方改善施設整備事業を活用することをはじめ、様々な人権課題解決のための事業に積極的に取り組む。
- (2) 学校教育においては、お互いをかけがえのない人間として尊重する心や、個性を認め合う心を育て、差別に立ち向かう心を養う学習を通して、人権教育を推進する。
- (3) 社会教育においては、学習内容に工夫を凝らし市民の学習意欲を高め、自らの生活の中で人権に関する様々な課題に気づき、自らの活動によって解決する姿勢を培うことのできる、多様な学習機会を提供する。また、地域における人権教育推進体制の充実に努める。
- (4) 性別役割分担意識の解消のため、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」や、関係機関と連携を図り、意識啓発・改革となる講演会や研修会を行い、情報や学習機会を提供する。

- (5) 各種審議会等への女性の参画を進めるとともに、地域リーダーの育成のための学習・研修の機会を提供する。
- (6) 男女がともに家庭生活と他の活動を両立することができるよう、職場や地域での啓発活動を推進する。
- (7) 夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図る啓発活動を充実・強化する。
- (8) 男女共同参画社会の実現を図るため、平成 29 年 3 月に策定した「第 2 次大田市男女共同参画計画」の検証を行い、「第 3 次大田市男女共同参画計画」を策定する。
- (9) 児童、障がい者、高齢者などへの虐待は、人権侵害であるとともに、ときに命をも脅かすことから早期発見、早期通告の必要性を広く周知する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校校舎等施設改修事業	大田市	
		中学校校舎等施設改修事業	大田市	
		小学校耐震補強・大規模改修事業	大田市	
		中学校大規模改修事業	大田市	
	屋外運動場	大田市立第二中学校陸上競技場整備事業	大田市	
	スクールバス ・ポート	スクールバス更新事業	大田市	
	(3) 集会施設、体育 施設等 図書館 その他	大田市中心図書館環境整備事業	大田市	
		放課後児童クラブ施設整備補助	大田市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 幼児教育 義務教育	就学前教育推進事業 子ども読書活動推進員による幼稚園・保育所 への巡回指導、貸出図書の整備等	大田市	就学前の読書活動の推進を図る
		特別支援教育体制推進事業 発達障がい等特別な教育的配慮を必要とする 児童・生徒が在籍する学級等に支援員・介助 員を配置	大田市	適切な教育的支援を進めるための切れ目ない 相談体制の整備を図る
		児童生徒支援事業 不登校児童・生徒の学校復帰支援、相談員配 置等	大田市	相談体制や学校復帰へ の支援の充実を図る
		「読み調べ学ぶ力漲る学校図書館」事業 各小・中学校へ学校司書等を配置、学校貸出 用図書の整備	大田市	児童・生徒への読書活 動の推進を図る
		派遣指導主事配置事業 児童・生徒の学力向上に向けた教員の授業力 向上、生徒指導や特別支援教育推進等の学校 支援等	大田市	児童・生徒に合わせた きめ細かい指導や支援 に努める

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
	高等学校	学力・教育力向上プロジェクト事業 学習支援員の配置、土曜日課外学習、放課後 学びの場の開設、調べ学習図書の整備等	大田市	児童・生徒の学習へ向 かう意欲の向上を図る
		小中高魅力化推進事業 小・中・高連携による教育魅力化、コミュニ ティ・スクールの推進、小中学校の情報発信 力強化、ふるさと・キャリア教育の推進等	大田市	各校における様々な特 色ある取り組みの推進 により市全体の魅力化 を図る
		英語指導外国青年招致事業 市内の小・中学校へ英語指導助手（A L T） を派遣	大田市	児童・生徒の外国語力 の向上に努める
		学校・家庭・地域の連携による教育支援事業 学習支援等のボランティア活動を中心とする 学校支援活動、放課後支援、家庭教育支援	大田市	地域社会全体で子ども の学びと成長を支えて いく体制の構築に努め る
		高校の魅力化推進事業 市内の高校の魅力化の推進、高校と中学校や 地域の連携推進のためのコーディネーター配 置等	大田市	コーディネーターの関 りによる高校魅力化の 推進を図る
		社会教育主事派遣事業 社会教育推進センター等が合同で取り組む事 業の指導や県・市教育委員会の調整役等を担 う社会教育主事派遣負担金	大田市	派遣社会教育主事の指 導・助言により社会教 育推進センター等の職 員の能力向上に努める
		社会教育推進センター運営事業 運営にかかる経費	大田市	社会教育を推進するこ とにより、地域住民の 連帯を図る
		三瓶高原クロスカントリー大会補助 三瓶山西の原のクロスカントリーコースで開 催される大会の経費補助	大田市・ 実行委員会	幅広い世代の交流と地 域の活性化を図る
	(5) その他	I C T環境整備事業	大田市	
		人権啓発推進事業	大田市	
		男女共同参画推進事業	大田市	

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

1. まちづくり事業の推進

人口減少、少子高齢化の進展に伴い、地域活動や伝統行事の中止、商店や医療機関の減少など、地域のコミュニティ機能や生活機能などの低下が進みつつある中、これらを維持していくことは地域にとって喫緊の課題となっている。

また一方で、市民のまちづくりへの意識は高まりつつあり、地域ぐるみでの見守り活動や防災・防犯活動など、地域住民が主体となった公益的な活動が各地域で展開されており、地域住民のまちづくりへの参画のための仕組みづくりが必要となっている。これらの状況を踏まえ、平成18年度から地域住民と行政が責任と役割を担い合うまちづくりを進める「協働によるまちづくり」に取り組み、地域コミュニティの活性化、効率的・効果的な公共サービスの提供、市民のまちづくりへの参画を図ってきたところである。

現在、市内各地域において、防災・防犯、介護予防、耕作放棄地の解消、特産品づくりなど、様々な公益的活動が取り組まれている。

今後、更なる人口減少などにより地域の活力の低下が進み、また、厳しい財政状況などによる市全域への画一的な行政サービスの提供が困難な状況となる中、これまで取り組んできた「協働によるまちづくり」を更に発展し、生活機能の確保、生活交通の確保、地域産業の振興、定住対策の促進の取り組みを中心に、地域住民自らが住み続けられる地域を創っていく「持続可能なまちづくり」に取り組む必要がある。

行政としては、こうした「小さな拠点づくり」を進めるために必要となる地域活動拠点施設の整備に加え、地域運営の母体となる組織づくりへ向け、機運醸成や立上げ、動き出しまでの支援に力を入れる必要がある。

(2) その対策

1. まちづくり事業の推進

- (1) 地域づくりの担い手育成のための研修会、説明会を開催する。
- (2) 市民が主体となった持続可能なまちづくりに取り組むために、地域運営組織化を推進する。
- (3) 地域課題解決の仕組みづくりや地域ビジョン策定支援のため、地域に集落支援員を配置する。
- (4) 「小さな拠点づくり」を進める上で地域活動の拠点となるまちづくりセンターを計画的に整備する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	持続可能なまちづくり推進事業 まちづくり活動支援、まちづくりリーダー研 修会開催等、持続可能なまちづくりモデル地 区推進事業	大田市・ 地域団体	地域団体が主体的に課 題解決へ取り組むこと で持続可能なまちづく りを図る
		地域おこし協力隊員等受入れ事業 地域おこし協力隊員等を集落へ派遣	大田市	地域おこし協力隊員等 の派遣により地域課題 解決を図る
	(3) その他	まちづくりセンター改修	大田市	
		自治会集会所建設事業補助	自治会	

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

1. 石見銀山遺跡

石見銀山の保存活用については、世界遺産登録前に官民で役割分担し、合意形成を図った「行動計画」を基本として、平成 18 年からは市が史跡の管理団体となり、第 1 期整備事業として各種の保存活用事業を実施した。平成 27 年度からの概ね 10 年間で「第 2 期整備」と位置づけ、「①重点的整備による魅力向上、②安全対策の継続実施と拡充、③歴史的建造物の保存・活用、④持続可能な整備管理のための体制、手法の導入、⑤資産情報の積極的提供」の 5 項目を整備方針として事業を実施している。

これまで重点的整備として、大久保間歩の坑内公開区域の拡大、落石対策事業と温泉津防災事業の推進、社寺建造物の保存修理と宗岡家等の活用、指定管理者による管理の充実と官民協働の推進、ホームページの多言語化や概説書の継続した刊行などの成果があった。

しかしながら、平成 30 年の文化財保護法の改正による「保存から活用」への方針転換と国の観光ビジョンによるインバウンド推進政策に則った対応が必要となり、遺産の磨き上げによる新たな魅力づくりとその情報発信、関係団体との協働と連携の推進、持続的な遺産保全と公開活用のための制度、体制構築が課題となっている。

2. 日本遺産

石見地域 9 市町で申請した日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」が令和元年度に日本遺産の認定を受けた。日本遺産認定をきっかけに、これまで 1 箇所だった市内の石見神楽定期公演が 2 箇所に増加し、観光客誘致に一定の効果が見られる。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により公演の中止もしくは観覧者数を制限するなどの規模縮小を余儀なくされている。

令和 2 年度にも市内 22 の構成文化財からなる「石見の火山が伝える悠久の歴史」が日本遺産認定を受け、日本遺産を活用した観光客誘致と地域活性化のため、普及啓発、人材育成、環境整備、情報発信等事業を進めてきた。

今後も日本遺産として、国内外を問わず発信するとともに地域が主体となって総合的に整備・活用し、地域の活性化を図ることが求められている。

しかし現状は、市民の認知度・活用への意識は十分とは言えず、日本遺産を活用した地域の活性化の取り組みも地域によって温度差が大きい状況にある。

また、情報発信についても、ホームページ及びパンフレット等の情報発信媒体の整備を含め、国内外へその魅力を積極的に発信するためのソフト事業の展開手法などの方策が求められている。

更に、各構成文化財の公開活用にかかるインフラ整備が不十分であり、観光客受け入れのためのハード整備の推進も必要である。

3. その他の文化施設及び文化財

①文化施設

施設の老朽化や社会環境の変化、施設の利用者が減少する中、本市では、適切な維持管理と効率的な施設配置の実現に取り組むため、「大田市公共施設適正化計画」を策定し整理検討を進めている。なかでも文化施設は、芸術文化振興の拠点となる大田市民会館をはじめ、様々な施設があり、適切な配置にあわせ各施設の老朽化や耐震補強などが課題となっている。

利用率や利用実態に応じたあり方を検討する一方で、持続的で質の高い芸術文化振興を進めていくためには、文化施設の新たな利活用の方策を検討していくことも課題となっている。

②文化財

市内の指定文化財は、国 12 件、県 41 件、市 73 件の計 126 件あり、その所有者や保存団体等により保存・継承されている。また、これらの指定文化財以外にも海岸部から山間部を含む特長的な市域には、多種多様な文化資源が豊富にある。

これらを今後の活用に結びつけるために「文化財保存活用地域計画」の作成に着手しており、令和 4 年度の認定を目指している。

更には、琴ヶ浜が平成 29 年 10 月に国の天然記念物に指定されたことを受け、全国随一の鳴砂海岸を将来にわたって適切に保護するため、「琴ヶ浜保存活用計画」の策定に着手している。

一方で、地域文化財の紹介と解説のための集約的な収蔵展示、解説学習を行う設備が整備されておらず、合併前の市町の収蔵施設などに分散収納され、十分な活用が図られていない状態にある。

4. 地域文化の保存と振興

本市では平成 30 年 6 月に「第 2 期大田市芸術文化振興計画」を作成し、『「ふれ、つくり、はぐくみ、伝えよう」文化はまちの力』を基本理念として、芸術文化振興の基本方針と具体的な取り組みを位置づけた。

第 1 期計画期間では、文化人に関する情報把握や各種文化施設等の整備に取り組んだが、ソフト事業の充実や本質的な芸術文化施策の事業化と展開、人材育成、石見銀山遺跡以外の有形・無形文化財の保存と継承が課題となっている。

また、市内の芸術文化関係団体や機関においては、財源や人材の確保が困難となり、事業の偏りや縮小化が課題となっている。

(2) その対策

1. 石見銀山遺跡

- (1) 第 2 期整備事業として計画した、史跡の適切な維持と公開活用のための整備活用事業、歴史的建造物の維持と活用のための保存修理事業を確実に実施する。
- (2) 遺産の公開活用に係る動線整備については、落石や土砂災害などの対策に十分留意し、来訪者と市民にとって安全・安心な遺産となるよう取り組みを進める。

- (3) 国内外へ遺産価値の紹介を行う情報発信を強化する。特に、文化的景観として世界遺産に登録された鉾山町や港町では、伝統的な形態の建物を保持しつつ、今なお暮らしが継続している、という特質を活かし、持続的な町の維持発展に寄与する取り組みを進める。
- (4) 登録直後の過剰な見学者の来訪で生じた「見どころがわからない」「価値が理解しにくい」という、受入れ側も来訪者にとっても適切でない、単なる数値だけの受入れ目標を十分再考し、満足度と理解度を高めた持続的で質の高い観光が提供できる受地となるよう環境整備とその情報発信に努める。
- (5) 上記に対応する受け皿団体の育成、活用にかかる人材育成の取り組みを進める。

2. 日本遺産

- (1) 石見神楽という観光コンテンツを活用しながら観光消費額の増加を図るとともに、石見神楽観光が安定的な運営となるよう、運営に対する支援及びSNS等を活用した積極的な情報発信を行う。
- (2) 「石見の火山が伝える悠久の歴史」の市内各所にある22の構成文化財の価値がそれぞれの地域住民にとってあらためて認識され、誇りとなるように、情報発信の強化と保全機会の設定などを通じて、関心と愛着を深める取り組みを進める。
- (3) 「ふるさとを愛する心」を基盤とした文化資源の、持続的な保存活用にかかる担い手及び保存活用団体の育成、支援を行う。
- (4) 日本遺産を活用した地域活性化につながるよう、地域を巻き込んだ公開講座、ガイド養成講座を実施する。
- (5) 国内外への情報発信のためのホームページをはじめとした情報コンテンツを整備するとともに、それぞれの地域の生活生業と連携し、「ぜひ訪れてみたい」という付加価値化を図ることで、来訪への訴求力を高める構成文化財の「磨き上げ」を行う。
- (6) 多様な文化資源の新たな魅力と価値の創出のため、安全で資産の保存に配慮した適切な見学インフラの設置整備を進める。
- (7) 地域との連携を図り、地域が主体となった日本遺産の活用を支援する。

3. その他の文化施設及び文化財

①文化施設

- (1) 「大田市公共施設適正化計画」に沿って、地域の文化芸術振興拠点としての新たな利活用方法についても配慮しつつ、改修、整備を行う。
- (2) 大田市民会館については、昭和38年の建設で老朽化が進み、施設の建て替えを計画する中で、必要な補修を行う。

②文化財

- (1) 「文化財保存活用地域計画」を策定し、幅広い文化財の積極的な保存・活用を推進するため、地域との協働連携により、地域固有で特徴的な地域遺産を磨き上

- げるための検討を進め、地域で守り伝え活かす取り組みとなるよう支援を行う。
- (2) 文化財の指定・登録制度を活用し、特に文化財保護法の改正により、「登録無形文化財」の制度が設けられたことに留意し、祭礼行事の継承をはじめ、地域固有で特徴的な様々な文化的要素の保存を図る。
 - (3) 「琴ヶ浜保存活用計画」を策定し、「保存管理」「活用」「整備」「運営・体制の整備」を定め、琴ヶ浜の保存・活用を図る。
 - (4) 収蔵品の整理及び台帳作成を進め、集約的な収蔵展示、解説学習を行う公開活用施設の整備を行う。また、「大田市史」の編纂について検討を進める。

4. 地域文化の保存と振興

- (1) 芸術文化に誰もが広く親しむ機会を増やし、市民の鑑賞力・表現力を高め、より豊かに「ふれ、つくり、はぐくみ、伝え」あえる環境づくりと人材育成に取り組む。
- (2) 風土の恵みと季節の移り変わりに合わせて育まれた多様な伝統行事や文化・文化財、芸術作品を知り、それらにふれながら日々を豊かに暮らすことで、これまで本市が培ってきた伝統文化を基礎とした新しい文化の創造へとつなげる。
- (3) 行政、芸術文化関連団体、芸術文化の担い手それぞれの強みを生かしながら、行政を軸とした強いネットワークを作ることで、芸術文化の裾野を広げる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	重要伝統的建造物群保存地区整備事業	大田市	
		石見銀山遺跡総合整備活用事業	大田市	
		石見銀山遺跡落石対策事業	大田市	
		国県市指定文化財保存修理事業	個人・大田市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	石見銀山学形成事業 概説書の編集・刊行、フィールドワーク支援 市民講座の開催	大田市	石見銀山に関する市民 の知識・関心の向上に 努める
		「文化はまちの力」推進事業 文化財保存団体等への補助、各種芸術文化振 興事業の実施	大田市	各種団体への補助や、 芸術文化活動事業の実 施により文化振興を図 る
		本因坊道策顕彰等囲碁振興事業 学校での囲碁の取り組み、囲碁大会や各種囲 碁教室等の普及と振興を図り、囲碁による まちづくりの推進	大田市	囲碁の普及啓発活動に より、囲碁によるまち づくりの推進に努める
	(3) その他	石見銀山基金事業	民間団体	
		石見銀山遺跡総合調査事業	大田市	
		石見銀山遺跡史跡公有化事業	大田市	
		石見銀山協働推進事業	N P O ・大田市	
		大田市民会館施設改修事業	大田市	
		大田市民会館駐車場整備事業	大田市	
		天然記念物管理保護事業	大田市	
		日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史」 推進事業	協議会・大田市	
		文化財管理継承事業（埋蔵文化財活用事業含 む）	大田市	

12. 再生可能エネルギーの導入促進

(1) 現況と問題点

1. 再生可能エネルギー

化石エネルギーは有限の資源であり、その大部分を海外からの輸入に依存しているわが国においては、今後、エネルギーの安定確保が大きな課題となる。

また、化石エネルギーの大量消費に伴い、二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化が進行する中、平成 9 年に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（C O P 3）」において、先進国の温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、世界規模で地球温暖化防止対策がとられている。平成 27 年 12 月にパリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）」では、令和 2 年以降の新たな温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、史上初めて、世界 196 の国・地域が全て温室効果ガスの削減に参加する枠組みが誕生した。

このような状況の中、わが国でも石油に代わるエネルギーの開発や省エネルギーに関する様々な取り組みが行われており、令和 2 年 10 月には 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするカーボンニュートラル宣言がなされ、令和 3 年 6 月には「地球温暖化対策推進法」が改正された。これにより、市町村は実行計画において、再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めることなどが努力義務とされた。

本市においては、平成 20 年 2 月に、太陽エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギー等の環境負荷の少ない新エネルギーの導入を検討するため、地域の特性を活かした総合的な「大田市地域新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入に取り組んできた。また、平成 24 年度から実施した大田市地域新エネルギー導入調査検討事業において、今後重点的に取り組む新エネルギーを「木質バイオマス」「太陽光発電」として定め、推進すべき新エネルギーの導入促進の方向性を掲げている。

また、平成 30 年度に「大田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、低炭素社会の推進に向け、地域特性に適した再生可能エネルギーの導入を検討し、導入推進を図ることとしているが、今後も国・県の動向を注視し、情勢に即して実行計画を見直していく必要がある。

(2) その対策

1. 再生可能エネルギー

- (1) 民間事業者等による新エネルギー導入事業に、積極的に協力する。
- (2) 今後新たに整備する公共施設について、太陽光発電設備等の設置を積極的に行う。
- (3) 地球温暖化対策等、環境問題の観点から、公用車として環境にやさしい電気自動車等を導入する。
- (4) 住宅などへの太陽光発電設備、蓄電池システム、太陽熱利用システム及び木質燃料活用機器導入に対する補助事業等により、再生可能エネルギーの導入促進を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの導 入促進	(1)再生可能エネル ギー 利用施設	新エネルギー導入促進事業	大田市	

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

1. 行財政改革

効率的で質の高い市政運営並びに市民サービスの向上を図ることを目的として、「大田市行財政改革推進大綱（第 1～3 次）」を策定する中で、事務事業や組織の見直し、職員の適正配置、業務の外部委託など、全庁を挙げて行財政改革の推進に取り組み、一定の成果をあげてきた。

しかしながら、平成 30 年 4 月に発生した島根県西部地震の復旧・復興等に伴う多額の財政支出や、普通交付税の合併特例措置終了に伴う段階的な削減、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な税収の減少が見込まれており、また、大田市駅前周辺東側土地区画整理事業等の大型プロジェクト事業への対応や、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、将来的な大規模改修、建て替えに多額の費用が見込まれるなど、今後の財政運営は極めて厳しいことが予想される。

これらのことから、将来にわたって、子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱くことのできる持続可能な大田市を目指して、令和元年 11 月に、「第 3 次大田市行財政改革推進大綱」の方針を継承しつつ、新たな視点に立った 7 年間の「第 4 次大田市行財政改革推進大綱」を策定し、全庁を挙げて更なる行財政改革に取り組んでいる。

2. 安全・安心

①防災体制

本市の地域防災計画は、旧 1 市 2 町の地域防災計画及び様々な諸課題を踏まえて平成 18 年度末に策定した。

総合的な地域防災体制の充実強化が課題となっており、主要課題を整理し、年次計画的に対策に取り組んでいる。

また、島根県をはじめとした関係機関と連携を図り、防災情報システムの運用等を行っている。

令和 3 年の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務とされた個別避難計画作成の推進にあたり、地域関係者や福祉職との連携のもと、計画作成を進めるための地域での協力体制確立が課題である。

こうした計画を実効性あるものにするために、地域関係者の支援が不可欠であるが、地域防災の基本となる自主防災組織の設置率は市内でまだ 50%未満に留まっている。未設置の理由には、少子高齢化、過疎化により中心となる「なり手」が不足していることもあり、こうした地域の実情を踏まえた自主防災組織の設置率向上と活性化が、重要な課題である。

②交通安全対策

交通事故の現状は、特に夜間、国道での交通死亡事故が発生しており、高齢者の交通事故の増加が大きな問題となっている。

本市は、大田市交通対策協議会に交通安全対策業務を委託し、交通事故の防止対策

を推進しており、更に、平成 18 年度からは大田市全域に交通指導員 25 名を配置して、児童・生徒の登下校時の交通安全指導を実施している。

また、交通安全環境については、市民からの要望に基づいて、交通安全施設（カーブミラー設置等）の整備を実施している。

今後、地区の交通安全活動の推進においては、少子高齢化による「なり手」の確保が困難な地域がみられることから、交通指導員の確保又は制度の再設計が課題である。

このほか、現在本市では運転免許に係る高齢者講習を行う施設が無く、対象者は市外教習所に通う必要があり、長距離、長時間移動を要していることから、利便性と安全性の課題がある。

③防犯対策

近年、青少年や児童に関わる凶悪犯罪事件が全国的に多発しており、防犯対策の充実を求める機運が高まっている。

本市では、大田市防犯協力会への補助を行うなど、防犯対策を推進しており、特に、防犯協力会の活動を通じて、市内全域に子供の見守り隊や青色回転灯防犯パトロール隊等の自主防犯組織が結成されるなど、市民による自主防犯の取り組みが進められており、犯罪認知件数は減少傾向にある。

また、薄暮時や夜間において、声がけ事案が発生しており、市民からの要望に基づく防犯灯の設置整備及び自治会防犯灯にかかる更新補助と新規設置補助を実施している。

防犯対策を推進していく上で、市民による自主防犯の取り組みの継続性が課題であり、また、防犯灯の設置についても、市の管理経費が多大となっており、経年により設置継続の必要性が低くなった防犯灯の調査及び自主的な市民による防犯灯の設置への移行が課題である。

3. 自然環境の保全

本市は、昭和 38 年に国立公園に指定された「三瓶山」のほか、平成 19 年に世界遺産に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」、令和 2 年に日本遺産に認定された数多くの構成文化財など、多様で豊かな自然や歴史遺産に恵まれており、市民や観光客の憩いと癒しの場となっている。これらを守る活動としてクリーン三瓶、クリーン銀山、海岸一斉清掃など市民参加による環境保全活動が行われている。特に近年、海岸漂着ごみが増加傾向にあり、効果的な対策がない現状においては、活動の継続が求められる。

絶滅が危惧され「大田市環境保全条例」で保護生物に指定しているギフチョウ、イズモコバイモ、ウスイロヒョウモンモドキをはじめ、オキナグサ、ヒロハノカワラサイコ、ユウスゲといった希少動植物の保護活動が、自然保護団体や小学校を中心に展開されている。気候の変動や保全活動の後継者不足により減少や絶滅していく恐れがあり、将来に向け継続的な保護活動が必要である。

女性や子どもも登山が楽しめる「やさしい三瓶山」として利用者から要望の強い男三瓶山頂へのトイレ設置について、本市からの要望に基づき、国による調査検討事業

の実施や、国・県における登山道の整備について検討がなされている。今後、山頂トイレの設置にあたっては、自然環境に配慮した処理方式を検討するとともに、十分な管理が必要である。しかしながら、登山道の草刈りやパトロールといった日常的な管理については、担い手確保が課題である。

(2) その対策

1. 行財政改革

- (1) 「第4次大田市行財政改革推進大綱実施計画」の年度別目標を確実に実施するため、適切な進行管理を行い、取り組み実績等の市民への情報公開や情報共有を徹底し、透明性のある行財政改革を進めるとともに、市政への積極的な市民参画を推進する。
- (2) 引き続き事業の選択と集中を行い、見直すべきことは直ちに見直し、やるべきことは積極的に取り組むという意識を全職員が持ち、行財政改革を推進していく。

2. 安全・安心

①防災体制

- (1) 「大田市職員災害時対応マニュアル」により、防災体制と職員災害時初動体制の整備を図る。
- (2) 「避難情報発令の判断基準」の設定や災害別の「指定緊急避難場所」、「指定避難所」、「福祉避難所」の見直し、要配慮者対策、避難マニュアル等の作成により市民の避難体制の整備を図る。
- (3) 災害時の食糧・資機材の備蓄と調達応援体制の整備、防災訓練の定期的な実施により災害予防体制の構築を図る。
- (4) 総合防災情報システムを活用し、広域的な防災体制を整備する。
- (5) 防災行政無線等による災害時の情報伝達体制の強化を図る。
- (6) 自主防災組織の育成により、地域防災体制の充実強化を図る。
- (7) 避難行動要支援者の個別避難計画作成を進め、災害時の要配慮者の避難支援強化を図る。

②交通安全対策

- (1) 交通安全対策を推進していくために、大田市交通対策協議会が行う交通安全にかかる啓発活動の推進と、主に高齢者を対象とした参加体験型の交通安全教室や、薄暮時の交通事故防止を図るために、小学1年生に対する夜光反射材の配布を継続的に実施する。
- (2) 地区交通対策協議会への活動支援を行う。
- (3) 交通指導員による交通安全指導については、交通安全指導員、地区交通対策協議会、交通安全協会の各機関における役割のあり方を検討し、関係機関との連携を図り、交通安全にかかる意識啓発に努める。
- (4) 交通安全施設の整備については、今後も継続して行う。

(5) 運転免許に係る高齢者講習施設については、新たに市内での整備を進める。

③防犯対策

- (1) 防犯対策の充実のためには、市民による自主防犯の取り組みが重要であり、大田市防犯協力会に対する支援により、民間パトロールの充実に向けた青色回転灯防犯パトロール隊の市内全域整備、小学 1 年生に対する防犯ブザーの配布等を実施し、更なる自主防犯活動の推進を行う。
- (2) 防犯対策の一環としての防犯灯の設置・管理については、市が設置した既存防犯灯の維持管理を行うとともに、市民による自主的な防犯灯設置の促進・支援を行う。

3. 自然環境の保全

- (1) 国や県、民間団体、市民等と連携し、環境審議会の意見も参考とし、自然環境の保全とその活用について、バランスのとれた施策の展開を図る。
- (2) 市民参加による活動の中で核となる人材や団体を見い出し、ネットワークを作ることによって自然保護の取り組みを広げる。
- (3) 管理にかかる手間を減らす技術を積極的に導入するとともに、市域にこだわらずボランティアを含めた担い手募集方策について検討を進める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)交通安全施設	運転免許高齢者講習施設整備事業	大田市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	防災対策事業 総合防災訓練の実施、自主防災組織育成支援等	大田市	自主防災組織育成や防災備蓄の充実を通じて防災・減災の強化を図る
		防災ハザードマップ改訂事業 洪水・津波浸水想定区域の見直し等により大田市防災ハザードマップを改訂	大田市	中小河川の浸水想定が精密化し、よりの確な避難検討によるハザードマップの改訂を図る
		交通対策協議会委託事業 大田市交通対策協議会への業務委託料	大田市	各種活動を通じて市内交通事故の防止を図る
		自治会設置防犯灯補助事業 自治会設置の防犯灯の新規設置・取替えへの補助	各自治体	要望地域に防犯灯等を補助することで、防犯や安全性の向上を図る
		防犯協力会補助事業 大田市防犯協力会への補助	防犯協会	各種活動を通じて市内の犯罪被害抑止、安全性向上を図る
		自然環境保全事業 三瓶公園施設の維持管理、中国自然歩道等のパトロールや草刈りの実施	大田市	三瓶山公園施設や中国自然歩道等の環境保全を図る

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3)その他	避難行動要支援者名簿システム整備事業	大田市	
		交通安全施設整備事業	大田市	

14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表）

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	定住促進事業 定住コーディネーター等の配置、都市部への情報発信、定住希望者の相談対応、空き家活用促進等	大田市	移住定住を推進することで社会減の改善を図る
		おおだ縁結びサポート事業 結婚支援相談員等の配置、出会いの場創出に向けた情報発信、結婚を希望する独身男女の相談対応等	大田市	婚姻を推進することで出生数の増を図る
		姉妹都市「大田廣域市」青少年交流事業 ホームステイや中学校での相互交流	大田市	多文化共生社会に対する意識醸成、幅広い視野をもって活躍する人材の育成を図る
		姉妹都市「大田廣域市」との交流促進事業 交流を行う市民団体等に対する助成	大田市	両国の友好親善、民間交流を図る
		友好都市「笠岡市」との交流促進事業 交流を行う市民団体等に対する助成、友好都市との交流イベントの開催	大田市	両市の友好親善、人的交流の促進を図る
		山村留学事業 長期留学、短期留学（夏・冬・春休み・子どもゆめ基金等）	大田市	大田市教育の魅力化の推進、関係人口と定住人口の増加を図る
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手総合支援事業 農業の担い手の総合的な支援や企業の農業参入、スマート農業などに要する経費に対する補助	農業再生協議会	農業の担い手確保を図る
		農産物生産振興販売促進事業（生産振興） 農業者等が連携・協働し、地域が主体となつて行う園芸作物の産地化への支援	大田市	園芸作物の産地化への支援を図る
		持続的生産強化対策事業 農産物の産地化、生産力強化を図ることを目的とした生産規模の拡大、生産性向上の取り組みを支援	大田市・生産者	農産物の生産力強化を図る
		新規自営漁業者定着支援事業 新規自営漁業者に対する補助	大田市	新規自営漁業者の定着を図る
		新規就農者総合対策事業 U I ターン就農者や認定新規就農者に対する支援、認定農業者の経営継承経費への支援	大田市	新規就農者の定着を図る
		肉用牛振興対策事業 優良子牛の地域内保留、県外優良雌牛の導入受精卵移植推進、石見銀山和牛のブランド化等	生産者・J A 等	肉用牛振興を図る
		栽培漁業推進事業 ヒラメ稚魚の中間育成・放流、漁協が行う、あわび稚貝放流への補助	大田市・J F しまね	栽培漁業の推進を図る

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
	商工業・6次 産業化	中小企業等活性化総合支援事業 新商品・新技術の開発など、事業者の積極的 な取り組みに対する補助	大田市	大田の魅力ある食や地 域資源を活かすことによ る経済活性化を図る
		大田市産品販路拡大重点支援事業 地域産品の販路拡大、大田の特産品のブラン ド化	大田市	大田の魅力ある食や地 域資源を活かすことによ る経済活性化を図る
		マーケティング支援事業 商品開発等の前段において、市場調査への取 り組みを補助	大田市	市場ニーズに則した商 品等の開発を図る
	観光	小規模事業指導事業 商工会議所・商工会が小規模事業者等へ行う 経営支援・指導事業に対する助成	大田市・ 商工団体	小規模事業者等への経 営支援・指導を図る
		石見の国おおだ観光振興事業 観光案内所運営、特産品販売、各種広告媒体 を用いた観光情報発信、誘客、インバウンド 対策等	大田市	継続した受入環境整 備、情報発信や誘客によ り観光消費額の増加を 図る
		観光協会補助 (一社)大田市観光協会のDMO専門人材、 事務局運営、DMO事業に係る経費を補助	大田市・ 観光協会	民間主体の持続的な観 光地域づくりの推進を 図る
		おおだの輝き発信事業 観光情報発信、観光大使・マスコットキャラ クター活用、パンフレット等制作、協議会等 負担金	大田市	継続した情報発信、観 光推進団体への支援によ り観光消費額の増加を 図る
		石見神楽振興事業 大田市の伝統芸能である石見神楽の開催に対 する助成	大田市・ 事業者	石見神楽公演事業者を 支援し、観覧機会を増 やすことにより観光消 費額の増加を図る
		大田市観光イベント支援事業 大田市の観光資源の活用により、観光客の誘 致・滞在化を促進する事業に対しての支援	大田市	開催事業者への支援に より、イベント内容の 充実、観光消費額の増 加を図る
	その他	人材能力開発事業 島根中央能力開発振興協会が行う認定訓練・ 委託訓練等の職業訓練や研修に対する補助	大田市	企業を支える人財の育 成と雇用確保を図る
3 地域にお ける情報 化	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術 活用	音声告知放送利用料等補助事業 高齢者世帯等への音声告知利用料補助	大田市	音声告知の普及を図る
	その他	広報広聴事業 広報おおだの発行、行政情報番組の作成・放 送、音声告知・Webサイト等による情報発 信等	大田市	市の施策や各種取り組 みについて広報し、市 民への市政情報等の周 知を図る
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	駐輪場管理費 市が設置管理している駅駐輪場の維持管理等	大田市	J Rの利便性を高める ことで、利用促進を図 る
		地域交通対策事業 バス路線運行のための運行費助成、交通空白 地域の生活交通手段確保対策等	大田市	移動手段を確保するこ とで、定住を図る

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
6 結婚・子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	保育所特別事業 一時預かり保育、延長保育等を行う私立保育所等への補助	私立 保育所等	各種保育サービスの実施により子育て環境の整備に努める
		放課後児童健全育成事業 児童クラブへの運営・施設整備補助	児童 クラブ	昼間家庭に保護者のいない児童に対し、豊かで安全な放課後の確保を図る
		地域子育て応援事業（子育て支援事業） 育児不安に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供等	関係団体 等	関係団体、民間による子育て環境の整備に努める
		乳幼児医療費の負担軽減 未就学児への医療費助成	大田市	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努める
		子ども医療費（義務教育期間）の負担軽減 義務教育期間の児童・生徒への医療費助成	大田市	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努める
		認可外保育施設保育料軽減事業 認可外保育施設を利用する多子世帯等の経済的負担を軽減	大田市	子どもを産み育てやすい環境づくりに努める
	高齢者・障がい者福祉	保育士確保対策事業 団体等が実施する保育士確保対策への補助、保育士志望者への助成	大田市	保育士確保対策を図る
		高齢者地域福祉推進事業 高齢者の健康維持・増進や生きがいづくりのための老人クラブ活動に対する補助	大田市シニアクラブ連合会	活動参加による高齢者の健康維持・増進や生きがいづくりに努める
		生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） 委託事業 居宅において生活することに不安のある高齢者に対して一時的に住居を提供	大田市	独居高齢者等へ一時的な生活場所を提供し、在宅生活の維持継続を図る
		地域介護予防活動支援事業 ボランティア等の人材育成研修、地域活動組織の育成・支援等	大田市	介護予防に資する人材の育成により、地域での支えあい体制づくりに努める
		成年後見支援事業 成年後見制度の利用促進や、市民後見人の養成・支援を推進し、高齢者等の権利擁護体制を構築	大田市	権利擁護支援が必要な認知症高齢者等への支援体制の充実を図る
		高齢者通いの場づくり事業 介護予防を重視した高齢者通いの場づくり事業の実施により、要支援者等に対する効果的効率的な支援	大田市	介護予防の推進により、高齢者が住み慣れた地域での自立支援を図る
		障がい児保育事業補助 障がい児を受け入れる民間保育所等への補助	民間 保育所等	支援が必要な子どもの受入体制の整備に努める
		地域生活支援事業 地域活動支援センターの運営委託	大田市	地域活動支援センターの運営を支援する

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
	その他	がん検診事業 各種がん検診実施、乳がん検診無料クーポン 券配布、胃がんリスク検診、胃がんあり方検 討会	大田市	がんによる死亡率の低 下を図る
		予防接種事業 定期予防接種の推進等	大田市	感染症のまん延防止を 図る
		食育推進事業 食育推進の啓発活動、食育推進サポーターの 会の活動支援等、食育推進サポーター再養成	大田市	豊かな人間性を育むた め、食育の推進を図る
		こころと命のサポート事業 心の健康や自死予防の普及啓発	大田市	自死予防の啓発、ゲー トキーパーの養成によ る相談対応能力の向上 を図る
		産後ケア事業 産後2週間健診、産後1か月健診、助産師によ る産後4か月（必要時1年）までの産婦への支 援	大田市	母親自身のセルフケア 能力を高め育児不安か らの虐待防止を図る
7 医療の確 保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域医療確保対策事業 医療従事者の育成・確保対策、休日応急診療 事業、地域医療を守るための普及啓発等	大田市	地域医療を守るための 医療従事者の育成及び そのための教育普及を 図る
		総合医療学講座事業 本市の寄附による島根大学医学部における総 合医療学講座の開設、大田市立病院への「大 田総合医育成センター」の設置	大田市	総合診療専門医の育成 により地域医療提供体 制の安定的確保を図る
8 教育の振 興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 幼児教育 義務教育	就学前教育推進事業 子ども読書活動推進員による幼稚園・保育所 への巡回指導、貸出図書の整備等	大田市	就学前の読書活動の推 進を図る
		特別支援教育体制推進事業 発達障がい等特別な教育的配慮を必要とする 児童・生徒が在籍する学級等に支援員・介助 員を配置	大田市	適切な教育的支援を進 めるための切れ目ない 相談体制の整備を図る
		児童生徒支援事業 不登校児童・生徒の学校復帰支援、相談員配 置等	大田市	相談体制や学校復帰へ の支援の充実を図る
		「読み調べ学ぶ力漲る学校図書館」事業 各小・中学校へ学校司書等を配置、学校貸出 用図書の整備	大田市	児童・生徒への読書活 動の推進を図る
		派遣指導主事配置事業 児童・生徒の学力向上に向けた教員の授業力 向上、生徒指導や特別支援教育推進等の学校 支援等	大田市	児童・生徒に合わせた きめ細かい指導や支援 に努める
		学力・教育力向上プロジェクト事業 学習支援員の配置、土曜日課外学習、放課 後学びの場の開設、調べ学習図書の整備等	大田市	児童・生徒の学習へ向 かう意欲の向上を図る
		小中高魅力化推進事業 小・中・高連携による教育魅力化、コミュニ ティ・スクールの推進、小中学校の情報発信 力強化、ふるさと・キャリア教育の推進等	大田市	各校における様々な特 色ある取り組みの推進 により市全体の魅力化 を図る

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
	高等学校 生涯学習・ スポーツ	英語指導外国青年招致事業 市内の小・中学校へ英語指導助手（ALT） を派遣	大田市	児童・生徒の外国語力 の向上に努める
		学校・家庭・地域の連携による教育支援事業 学習支援等のボランティア活動を中心とする 学校支援活動、放課後支援、家庭教育支援	大田市	地域社会全体で子ども の学びと成長を支えて いく体制の構築に努め る
		高校の魅力化推進事業 市内の高校の魅力化の推進、高校と中学校や 地域の連携推進のためのコーディネーター配 置等	大田市	コーディネーターの関 りによる高校魅力化の 推進を図る
		社会教育主事派遣事業 社会教育推進センター等が合同で取り組む事 業の指導や県・市教育委員会の調整役等を担 う社会教育主事派遣負担金	大田市	派遣社会教育主事の指 導・助言により社会教 育推進センター等の職 員の能力向上に努める
		社会教育推進センター運営事業 運営にかかる経費	大田市	社会教育を推進するこ とにより、地域住民の 連帯を図る
		三瓶高原クロスカントリー大会補助 三瓶山西の原のクロスカントリーコースで開 催される大会の経費補助	大田市・ 実行委員会	幅広い世代の交流と地 域の活性化を図る
9 集落の整 備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	持続可能なまちづくり推進事業 まちづくり活動支援、まちづくりリーダー研 修会開催等、持続可能なまちづくりモデル地 区推進事業	大田市・ 地域団体	地域団体が主体的に課 題解決へ取り組むこと で持続可能なまちづく りを図る
		地域おこし協力隊員等受入れ事業 地域おこし協力隊員等を集落へ派遣	大田市	地域おこし協力隊員等 の派遣により地域課題 解決を図る
10 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	石見銀山学形成事業 概説書の編集・刊行、フィールドワーク支援 市民講座の開催	大田市	石見銀山に関する市民 の知識・関心の向上に 努める
		「文化はまちの力」推進事業 文化財保存団体等への補助、各種芸術文化振 興事業の実施	大田市	各種団体への補助や、 芸術文化活動事業の実 施により文化振興を図 る
		本因坊道策顕彰等囲碁振興事業 学校での囲碁の取り組み、囲碁大会や各種囲 碁教室等の普及と振興を図り、囲碁によるま ちづくりの推進	大田市	囲碁の普及啓発活動に より、囲碁によるまち づくりの推進に努める
12 その他地 域の持続 的発展に 関し必要 な事項	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	防災対策事業 総合防災訓練の実施、自主防災組織育成支援 等	大田市	自主防災組織育成や防 災備蓄の充実を通じて 防災・減災を強化を図 る
		防災ハザードマップ改訂事業 洪水・津波浸水想定区域の見直し等により大 田市防災ハザードマップを改訂	大田市	中小河川の浸水想定が 精密化し、よりの確な 避難検討によるハザー ドマップの改訂を図る
		交通対策協議会委託事業 大田市交通対策協議会への業務委託料	大田市	各種活動を通じて市内 交通事故の防止を図る

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業主体	備考
		自治会設置防犯灯補助事業 自治会設置の防犯灯の新規設置・取替えへの補助	各自治体	要望地域に防犯灯等を補助することで、防犯や安全性の向上を図る
		防犯協力会補助事業 大田市防犯協力会への補助	防犯協会	各種活動を通じて市内の犯罪被害抑止、安全性向上を図る
		自然環境保全事業 三瓶公園施設の維持管理、中国自然歩道等のパトロールや草刈りの実施	大田市	三瓶山公園施設や中国自然歩道等の環境保全を図る

※過疎地域持続的発展特別事業の施策は、備考欄記載事項を目的とし、全て効果が将来に及ぶものである。

大田市過疎地域持続的発展計画

発 行 日／令和3年12月

発行・編集／大田市政策企画部政策企画課

〒694-8502

島根県大田市大田町大田口 1111 番地

電 話 0854-82-1600(代表)

FAX 0854-82-6667

メール o-seisaku@city.oda.lg.jp